

教高第 972 号
令和 6 年 8 月 21 日

宮部 龍彦 様

新潟県教育委員会
(公印省略)

反論書の送付について

令和 5 年 7 月 31 日に提出された、行政文書部分公開決定処分（令和 5 年 7 月 21 日付け教高第 721 号）に対する審査請求について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 3 項において読み替える同法第 30 条第 1 項の規定により弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）が提出されましたので、同法第 30 条第 3 項の規定により、別添のとおり反論書（副本）を送付します。

写

新潟県教育委員会 御中

令和6年5月31日

審査請求人代理人

弁護士 近藤



反 論 書

行政文書部分公開決定に関する処分者の弁明書に対し、審査請求人は以下の通り反論書を提出する。

1. 公開請求人の部落差別を助長・拡大する認識態度は、別紙「背景事情」に記載した通りである。

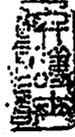
公開請求人が審査請求人に対し、異常な敵意を持っていることも、別紙「背景事情」を通じて明らかである。

本公開請求は、公開請求人が審査請求人の構成員らの居住地を被差別部落であると特定し、ネット上で晒し、且つ審査請求人を誹謗中傷し、審査請求人らより新潟地方裁判所に訴えられている、いわゆる「部落探訪」削除裁判（甲5号証-1・訴状のとりわけ33頁～37頁）に関連する新たな情報を得る動機・目的のために行われているものと思われる。

本件審査に当たっては、別紙「背景事情」の経緯を十分に理解され、その上で県情報公開条例の趣旨、目的をふまえ、厳正に解釈・運用頂くことを望み、新潟県教育委員会が、公開請求人の部落差別の助長・拡大に、結果として多少なりとも利用され、本県の「かかわる同和教育」の健全な発展が阻害されることのないよう、くれぐれも強く要望する次第である。

2. 校長の「総括」や確認会・会議の報告以外の「情報提供」文書については、いずれも各宛人は審査請求人であり、これらは情報公開の対象外の文書というべきである。

処分者は「総括」や「情報提供」文書は「確認会実施の過程で作成されたもの」で「確認会に係る文書である」と弁明するが、「実施の過程で作成」とは、あまりに無限定である。作成の経緯、確認会との関連が具体的に説明されない中で、何故、審査請求人宛ての文書が対象文書となるのか、全く理解



できない。理にかなった説明になっていない。経緯について、詳細な説明をし、確認会と密接不可分の文書であることを処分者において証明すべきである。そうでない限り、確認会議事録に「準じた文書」または「確認会に係る文書」とはいえない。

また処分者は、情報公開条例7条の2号及び6号に該当する部分を非公開としていると弁明するが、校長の「総括」には審査請求人等の個人名が随所に残る。同6号に該当する恐れも残る。何より確認会では2号、6号の該当性を厳格に判断しているにもかかわらず、「総括」は、一転して非常に甘く「あいまい」である。「総括」でも、2号・6号の該当性は厳格に実施すべきである。まして「部落探訪」削除裁判と重要な関連を有する情報（甲5号証1・訴状の35頁参照）であればなおさらのことである。

確認会議事録との取扱いの落差は容認できない。

「総括」の2号、6号の該当性判断を誤った違法不当が残る。

3. 審査請求人が作成し、審査請求人が誤って処分者に渡った文書（12頁と22頁の各文書）を公開文書とすることは、信義則の上からも許されない。

当該文書は審査請求人がスムーズな「進行」を計る趣旨で、「進行予定案」の内部資料として作成したものである。審査請求人の私文書であり、行政文書ではない。

その経緯と趣旨は処分者の担当者も十分に承知していた。本来、確認会の終了後、速やかに審査請求人に返還すべきだったところ、その尽、安易に扱われ、確認会終了後も処分者の手元に残ってしまった。

審査請求人は3月27日付意見書で返還を求めているが、それ以前においても担当者に対して返還を求めている。意見書が初めてではない。条例7条6号の「事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れ」の趣旨に照らしても、誤って渡し、返還を求めている私的文書を、公開文書とすることは信義則に照らし許されない。

当該文書は情報公開条例7条2号、6号の観点からも問題がある。

背景事情

1. 現行憲法が制定・公布された。

憲法 13 条は個人の尊重を、同 14 条は法の下での平等を、同 24 条は「婚姻は両性の合意のみに基づき成立する」ことを、同 25 条は国民の生存権を、そして同 26 条は学習権を、それぞれ保障した。

部落問題とは、被差別部落の居住、出身・ルーツを理由に、こうした憲法上の権利を不当に制約する人権に関わる問題である。しかし自由と平等の憲法の下でも、その解消は遅々として進まなかった。

1965 年、同和对策審議会は、部落問題（同和問題）の「未解決放置は断じて許されず」、早急な解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」と答申し、解決のための取り組みを具体的に求めた。

同和对策事業特別措置法、地域改善対策特別措置法そして地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等が制定され、住環境面を中心に一定の改善が計られた。

しかし、その後も、結婚差別、就職差別を中心に、部落差別は続き、被差別部落出身を確認する為を目的に、戸籍謄本、住民票の不正取得が後を絶たなかった。

2. そうした中、1975 年、「部落地名総鑑」事件が起こった。それは全国の被差別部落を都道府県ごとに、名称、所在地、戸数等を一覧表に掲載した書籍であり、多くの企業等が購入し、就職採用の際等に活用していることが分かった。政府は部落差別を助長・拡大するものとし、回収、廃棄につとめた。「部落地名総鑑」は「社会に存在・流通してはならない」差別書籍として取り扱われた。

3. しかし、2015 年頃、公開請求人は、1986 年に（財）中央融和事業協会が、当時融和事業計画策定のための基礎的資料として作成した全国部落調査（マル秘扱い）なる報告文書—全国の被差別部落を府県ごとに名称、所在地、戸数、主たる職業等を記載したもので、「部落地名総鑑」とほぼ同じ内容のもの—を見つけ出し、これを全国部落調査「復刻版」として世間に公開しようとした。

これを知った部落解放同盟が、公開の中止を求めたが、公開請求人はこれに応じず、インターネット上でこれを公表し、さらに上記「復刻版」の出版を



公表した。

これに対し、部落解放同盟員の申立に基づき、2015年3月、横浜地裁が出版禁止の仮処分決定を行った。同年4月、横浜地裁相模原支部がネットの情報削除の仮処分決定を行った。これらの保全異議審、保全抗告審は当初の命令を維持した。

そして2016年、東京地裁に部落解放同盟と同盟員248名が原告となり、本訴が提起された。東京地裁は2021年9月、25都道府県分の出版禁止とネット情報の削除そして損害賠償を命ずる判決を言い渡した(甲1号証)。控訴審である東京高裁は、2023年6月、出版禁止とネット情報の削除について、その範囲を31都府県分に拡大して認めた(甲2号証)。

同高裁は、部落解放同盟員の主張を容れ、「差別されない権利」を認めた。本県から参加した部落解放同盟員6名は全員が勝訴した。

現在、同事件は、最高裁に係属中である。

4. 公開請求人は前述の仮処分で被差別部落一覧のネット掲載が禁止されると、「部落探訪」という形で新たな差別拡大行為を開始した。

2015年12月頃から、公開請求人はウェブサイト上で全国各地の被差別部落とされる地域に「潜入」し、被差別部落の名称や所在地を明示し、無断で所在地の特徴が一目でわかるような写真を取り、又撮影し、その場所のレポートをする「部落探訪」と称する、被差別部落をネットで特定し、晒す行為を始め、対象地は次第に拡大し、2023年10月末頃には336ヶ所となる。本県でも5市村15ヶ所の被差別部落がネット上に晒されている。これは被差別部落の一覧表である「全国部落調査」を公開していることと同じことであり、写真記事、そして映像を公開している点で、権利侵害の程度は「全国部落調査」より深刻といえる。

法務省は2018年12月、各地方方法務局長に宛て、インターネット上で特定の地域が同和地区である又はあったと指摘する情報は、人権擁護上許容しえず、原則、削除要請等の措置とすべきと通知を発した。

全国そして新潟県で多くの自治体が法務局に人権侵害として削除要請した。しかし公開請求人は応じなかった。

(尚、復刻版全国部落調査の発生を立法事実として、2016年12月に部落差別解消推進法が制定された。同法には「部落差別が存在する」「部落差別は許されない」こと、インターネットを使った新たな部落差別が横行していることが明記された。)

5. そこで居住地を被差別部落としてネット上に晒された大阪の解放同盟員が、



2023年11月、大阪地裁に公開請求人を相手にネット記事等の削除を求める仮処分を申し立てた（甲3号証1）。

さらに埼玉県熊谷市の解放同盟員と県連が同様の理由で、同年12月埼玉地裁に公開請求人を相手にネット記事削除と損害賠償を求めて本訴を提起した（甲4号証）。

そして新潟県から3番目の訴えとして、解放同盟員3名と県連が同様の理由で公開請求人を相手に、ネット記事の削除と損害賠償を求め、本年1月新潟地裁に提訴した（甲5号証1～3）。

6. 本年5月初め、5記載の大阪地裁は前記高裁判決の論理をほぼ踏襲し、「差別されない権利」の侵害など、申立人の主張を全面的に認め、公開請求人に「部落探訪」削除の仮処分を命じた（甲3号証2、3）。

このように公開請求人のネット上の一連の掲載行為は被差別部落居住者らの「差別されない権利」「差別的な扱いを受けるおそれなく平穏な生活を送ることができる人格的な利益」を侵害するものであり、部落差別を助長・拡大し、憲法が保障する人格権を侵害する行為として、裁判所によって厳しく断罪され続けた。

本情報公開請求も公開請求人の同一の意図に基づきなされているのである。

新潟県教育委員会 御中

令和6年5月31日

審査請求人代理人

弁護士 近藤



甲号証証拠説明書

行政文書部分公開決定に関し、審査請求人が提出した反論書の別紙「背景事情」を裏付ける証拠書類の証拠説明を以下の通りである。

番号	標目	立証趣旨
甲1	東京地裁の判決 (令3.9.27言渡し)	全国部落調査「復刻版」の出版及びネット掲載を25都道府県分、差し止める東京地裁の判決
甲2	東京高裁の判決 (令5.6.28言渡し)	上記事件の控訴審判決が31都府県分に拡大され、且つ「差別されない権利」が認められた
甲3 —1	新聞記事 (令6.11.7朝日)	令6.11. 「部落探訪」削除を求め、大阪地裁に仮処分が申し立てられた
甲3 —2	新聞記事 (令6.5.8新潟日報)	令6.5.1 上記の「部落探訪」について、大阪地裁が削除の仮処分決定
甲3 —3	大阪地裁の決定文	上記仮処分の決定文
甲4	新聞記事(令5.12.7 埼玉新聞)	令5.12.埼玉県熊谷市の男性が「部落探訪」削除を求め、埼玉地裁に提訴
甲5 —1	訴状	令6.1.24 解放同盟新潟県連と3名の解放同盟員が「部落探訪」削除を求めて新潟地裁に提訴
甲5 —2	新聞記事(令6.1.25 新潟日報)	上記提訴を報じる新聞記事
甲5 —3	新聞記事(令6.5.24 新潟日報)	上記事件で被告が忌避を申し立てたので第1回口頭弁論が取り消された事実

令和3年9月27日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 武田学

本訴平成28年(ワ)第12785号 損害賠償等請求事件(以下「第1事件」という。)

本訴平成28年(ワ)第17680号 損害賠償等請求事件(以下「第2事件」という。)

本訴平成28年(ワ)第28219号 損害賠償等請求事件(以下「第3事件」という。)

5 本訴平成29年(ワ)第32358号 損害賠償等請求事件(以下「第4事件」という。)

反訴平成30年(ワ)第34522号 損害賠償等請求事件(以下「第5事件」という。)

口頭弁論終結日 令和3年3月18日

判 決

10 第1事件ないし第4事件原告兼第5事件被告 別紙原告目録記載のとおり
(以下、第1事件原告兼第5事件反訴被告部落解放同盟を「原告解放同盟」と、その余の第1事件ないし第4事件原告兼第5事件被告らを総称して「個人原告ら」といい、個人原告らのうち個々の者については「原告1」などと別紙原告目録記載の番号で呼称し、原告解放同盟と個人原告らを併せて「原告ら」と総称する。なお、個人原告らのうち本件訴訟の係属中に死亡した者を「承継前原告23」などと別紙原告目録記載の番号で呼称する。)

15 同 訴訟代理人 弁護士 河 村 健 夫
同 山 本 志 都
同 指 宿 昭 一
同 中 井 雅 人

20 神奈川県川崎市多摩区三田四丁目1番地11-5号
第1事件ないし第4事件被告兼第5事件原告 示 現 會 合 同 会 社
(以下「被告示現舎」という。)

同 代表者代表社員 官 部 龍 彦
神奈川県座間市緑ヶ丘六丁目1番23-102

25 第1事件ないし第4事件被告兼第5事件原告 官 部 龍 彦
(以下「被告官部」という。)

神奈川県川崎市多摩区三田四丁目1番地1.1-5号

第1事件ないし第4事件被告兼第5事件原告

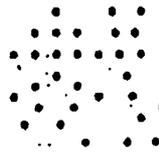
三 品 純

(以下「被告三品」といい、被告示現舎
及び被告官部と併せて「被告ら」という。)

5

主 文

- 1 被告官部及び被告示現舎は、別紙書籍目録記載1の出版物のうち、別紙1記載1の部分について、出版、販売又は頒布してはならない。
- 2 被告官部及び被告示現舎は、別紙書籍目録記載2の出版物のうち、別紙1記載2の部分について、出版、販売又は頒布してはならない。
- 3 被告官部は、別紙書籍目録記載3の出版物のうち、別紙1記載1の部分について、出版、販売又は頒布してはならない。
- 4 被告官部は、別紙ウェブサイト目録記載1(1)ないし(3)の各ファイルのうち、別紙1記載3の部分それぞれを削除せよ。
- 15 5 被告官部は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙ウェブサイト目録記載1(1)ないし(3)の各ファイルのうち、別紙1記載3の部分についてウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化(いずれも一部を抽出しての掲載等を含む。)等の一切の方法による公表をしてはならない。
- 6 被告官部は、別紙ウェブサイト目録記載1(4)のウェブページのうち別紙1記載1の部分及び同目録記載4の各PDFデータのうち別紙1記載2の部分それぞれを削除せよ。
- 20 7 被告官部は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙ウェブサイト目録記載1(4)のウェブページのうち別紙1記載1の部分、同目録記載4の各PDFデータのうち別紙1記載2の部分及び同目録記載2のウェブページのうち別紙1記載4の部分について、ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化(いずれも一部を抽出しての掲載等を含む。)等の一切の
- 25



方法による公表をしてはならない。

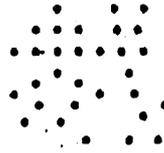
- 8 被告官部は、別紙原告認容金額目録記載の「原告」欄記載の各原告らに対し、それぞれ別紙原告認容金額目録の「認容金額」欄記載の金員及びこれに対する別紙原告認容金額目録の「遅延損害金起算日」欄記載の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 9 被告らは、原告15に対し、連帯して1万円及びこれに対する令和元年11月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 10 被告官部は、原告15及び原告248に対し、各1万円及びこれに対する令和元年11月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 11 原告解放同盟及び第8項記載の各原告らを除く個人原告らの本訴請求並びに上記各原告らのその余の本訴請求をいずれも棄却する。
- 12 被告らの反訴請求をいずれも棄却する。
- 13 本件訴訟のうち、承継前原告23、同25、同32、同136及び同165の別紙書籍目録及び別紙ウェブサイト目録の削除及び差止請求に関する部分は、別紙原告目録の対応する「備考」欄記載の日に、上記承継前原告らの死亡によりいずれも終了した。
- 14 訴訟費用は、本訴反訴を通じてこれを200分し、その10を被告官部の負担とし、その6を被告示現舎の負担とし、その5を被告三品の負担とし、その余を原告らの負担とする。
- 15 15 この判決は、第8項ないし第10項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1. 請求

(第1事件ないし第4事件)

- 1 被告らは、別紙書籍目録記載の著作物を出版、販売又は頒布してはならない。
- 2 被告らは、別紙ウェブサイト目録記載の各記事を削除せよ。
- 3 被告らは、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙ウェブサイト目録

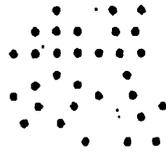


記載の各記事等につき、ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む。）等の一切の方法による公表をしてはならない。

- 4 被告らは、原告15、原告32及び原告248各自に対し、連帯して330万円及びこれに対する令和元年11月7日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え。
- 5 被告らは、原告15及び原告32を除く第1事件原告ら各自に対し、連帯して110万円及びこれに対する被告官部については平成28年5月22日から、被告示現舎及び被告三品については同月26日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え。
- 6 被告らは、第2事件原告ら各自に対し、連帯して110万円及びこれに対する被告官部については平成28年6月11日から、被告示現舎及び被告三品については同月27日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え。
- 7 被告らは、第3事件原告ら各自に対し、連帯して110万円及びこれに対する平成28年9月3日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え。

(第5事件)

- 1 原告解放同盟、原告15、原告30、原告32、原告177及び原告248は、被告示現舎に対し、連帯して160万円及びこれに対する平成28年3月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告解放同盟、原告15、原告30、原告32、原告177及び原告248は、被告官部に対し、連帯して160万円及びこれに対する平成28年3月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らは、被告三品に対し、連帯して160万円及びこれに対する平成28年6月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告164は、被告三品に対し、30万円及びこれに対する平成28年6月



1 日から支払済みまでの年5分の割合による金員を支払え。

5 原告解放同盟は、被告官部に対し、100万円及びこれに対する令和2年8月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6 原告解放同盟は、被告三品に対し、100万円及びこれに対する令和2年8月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

10 本件本訴（第1事件ないし第4事件）は、原告らが、被告らが全国の同和地区の所在地を一覧化したものを書籍として発行しようとし、また、これをインターネット上に公開したことや、個人原告らの氏名、住所、電話番号等の個人情報
15 情報をインターネット上に公開したことなどによって、同和地区出身者であると主張する個人原告らのプライバシー、名誉権及び差別されない権利並びに原告解放同盟の名誉権、差別されない権利及び業務を円滑に行う権利が侵害された上、更にこれらが侵害されるおそれがあると主張して、被告らに対し、人格権による妨害排除請求権及び妨害予防請求権に基づき、別紙書籍目録記載の各著作物の出版差止め、別紙ウェブサイト目録記載の各記事の削除及び公開差止めを求めるとともに、（共同）不法行為及び業務執行社員の責任（会社法597条）による損害賠償請求権に基づき、原告15、原告32及び原告248については各330万円、その余の原告らについては各110万円及びこれらに対する遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

20 本件反訴（第5事件）は、①被告示現舎が、原告解放同盟、原告15、原告30、承継前原告32、原告177及び原告248（以下、これらを総称して「別件申立人ら」という。）による平成28年3月22日付け別紙書籍目録記載1の著作物の出版差止仮処分申立て（以下「本件仮処分申立て1」という。）によって、同書籍を販売する機会を失ったと主張して、別件申立人ら（承継前原告32を除き、これを承継した原告32を含む。）に対し、共同不法行為による損害賠償請求権に基づき160万円（連帯支払）、②被告官部が、別件申
25

立人らによる平成28年4月4日付け別紙ウェブサイト目録記載1ないし3の各記事の公開差止仮処分申立て（以下「本件仮処分申立て2」という。）によって学問の自由や人格権等を侵害されたと主張して、別件申立人ら（承継前原告32を除き、これを承継した原告32を含む。）に対し、共同不法行為による損害賠償請求権に基づき160万円（連帯支払）、③被告三品が、原告らの被告三品に対する本訴請求は根拠がなく違法であると主張して、原告ら（訴訟承継に係る被承継人（以下「承継前原告ら」と総称することもある。）を除き、これらを承継した個人原告らを含む。）に対し、共同不法行為による損害賠償請求権に基づき160万円（連帯支払）、④被告三品が、原告164の講演会を理由なく追い出されてフリーライターとしての業務を妨害されたと主張して、原告164に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき30万円、⑤被告官部及び被告三品が、原告解放同盟が兩名の顔写真を無断で使用した文書とその支部や地方協議会等に配布したことによって、同人らの肖像権及び名誉権が侵害されるとともに業務を妨害されたと主張して、原告解放同盟に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき各100万円の各支払等を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実、明らかに争わない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお、以下、書証を摘示する場合には、枝番を含むものは特記しない限り枝番を含むものとして表示する。）

(1) 当事者等

ア 原告ら

原告解放同盟は、部落の完全解放及び真に人権が確立された民主社会の実現を図ることを目的とし、これを達成するために部落内外で活動する部落住民・部落出身者で構成する権利能力なき社団である。

個人原告ら（以下、特に断りのない限り、訴訟承継を生じたものについ

ては承継前原告らを指す。)は、別紙2個人原告らに関する判断の各「1
認定事実」欄記載のとおりのものである。なお、承継前原告らは別紙原告
目録の備考欄記載の日(いずれも本件口頭弁論終結前)に死亡し、同目録
記載の承継人らが、損害賠償請求の訴えに係る各承継前原告らの地位を承
継した。

5

(甲1、別紙2の各「1 認定事実」に掲記の証拠)

イ 被告ら

被告示現舎は、書籍・雑誌その他の印刷物並びに電子出版物の企画、制
作及び販売等を目的とする合同会社である。

10

被告官部は、被告示現舎の代表社員であり、被告示現舎のホームページ
を被告三品と共同で運営し、ウェブサイト「鳥取ループ」を運営している。

被告官部は、ツイッター(インターネットを利用してツイートと呼ばれる
140文字以内のメッセージ等を投稿することができるウェブサイト)
において、「鳥取ループ@示現舎」というアカウント(以下「本件ツイッ
ターアカウント」という。)を保有し、ツイートを投稿している。

15

被告三品は、被告示現舎の業務執行役員であり、示現舎のホームページ
を被告官部と共同で運営している。

(2) 同和地区W i k i

被告官部は、平成26年5月12日頃、ウェブサイト「同和地区W i k i」
(以下「同和地区W i k i」という。)を開設し、そのドメイン「同和地区。
みんな」を保有していた。被告官部は、遅くとも令和2年9月28日までに、
同和地区W i k iを削除したが、現在は、その内容をコピーしたウェブサイ
トである「同和地区. c o m」(以下「本件ミラーサイト」という。)がイン
ターネット上で新たに公開されている。同和地区W i k iは、不特定の者が
匿名化システムであるT o rを用いて、I Pアドレスを知られることなく匿
名で記事を編集することができた。

25

(甲9, 被告宮部本人)

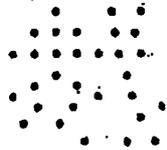
(3) 別紙書籍目録記載の各著作物等

5 ア 「全国部落調査」は、昭和11年3月、財団法人中央融和事業協会によ
って編纂された資料であり、同協会が融和事業の積極的計画化のための基
礎資料として、昭和10年頃に各府県（東京府を含む。）に照会して受け
10 た調査報告の内容をまとめたものである。「全国部落調査」は、その表紙
中央付近に「秘」と表記され、「統計表」及び「各府県部落調査」と題す
る統計資料から構成され、参考表として「大正十年内務省調査 全国部落
統計表」が添付されている。このうち、「各府県部落調査」は、全国の府
県ごとに部落所在地、部落名、戸数、人口、職業（主業・副業）及び生活
程度を記載したものである。

(乙35)

15 イ 被告宮部及び被告示現舎は、平成28年2月8日頃、被告示現舎のホー
ムページにおいて、赤い背景の右上に「復刻」、中央に「全国部落調査
部落地名総鑑の原点」、下部に「財団法人中央融和事業協会全国部落解放
協議会」、「示現舎」と記載した画像を掲載し、同画像の下に「示現舎で
20 は、『全国部落調査』を復刻し、2016年4月1日に発行いたします。
フリー素材であるところの全国部落調査は既に『同和地区Wiki』で無
償で公開されていますが、それを敢えて書籍化したものになります。既に
アマゾンにおいて予約注文を開始しております。予約は以下からどうぞ。」
と記載し、平成28年4月1日に「全国部落調査」を復刻した書籍（別紙
書籍目録記載1。以下「本件出版予定物」という。）を出版することを表
明した。

25 本件出版予定物の内容について、被告示現舎のホームページには、「原
典の『全国部落調査』はB5サイズ、全342ページ、縦書き、しかもほ
とんどが手書きという非常に扱いにくいものでした。それに対し、今回復



刻する全国部落調査はA5サイズ、全200ページ、横書き、活字、とコンパクトに扱いやすく大幅改定しました。旅行のお供に、あるいは図書館に持ち込んで参考資料として、手軽に活用できるものを目指します。主な内容は、原典に掲載された全国5360以上の部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したものです。さらに、原典では昭和初期のものとなっていた地名に加えて、現在の地名を出来る限り掲載します。」などと記載されていた。

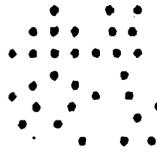
(甲10)

ウ 別件申立人らは、平成28年3月22日、横浜地方裁判所に対し、被告示現舎を債務者として、本件出版予定物を出版、販売又は頒布しないことなどを求める本件仮処分申立て1をした(同裁判所平成28年(ワ)第154号事件)。被告示現舎の代表者である被告官部は、遅くとも同月26日までに、本件仮処分申立て1の申立書、疎明資料等の副本などを受領し、その内容を閲覧した。

横浜地方裁判所は、平成28年3月28日付けで、本件仮処分申立て1につき、被告示現舎に対し、本件出版予定物について出版、販売、又は頒布してはならないなどとする決定をした。被告示現舎が上記決定に保全異議を申し立てたところ、横浜地方裁判所は、平成29年3月16日、上記の原決定を変更し、原告解放同盟の申立てを却下する一方、原告解放同盟を除く別件申立人らの申立てに係る原決定を維持して、被告示現舎に対し、本件出版予定物について出版、販売、又は頒布してはならないなどとする決定をした(同裁判所平成28年(ワ)第4041号事件)。上記決定は、本件口頭弁論終結時まで取り消されていない。

(甲20, 乙1ないし3, 560)

エ 被告官部は、後記(4)カの本件仮処分申立て2に係る仮処分命令申立事件(横浜地方裁判所相模原支部平成28年(ワ)第16号事件)の審理において、



「復刻 全国部落調査」と題する書籍（別紙書籍目録記載2。以下「『復刻・全国部落調査』」という。）を疎明資料として提出した。「復刻・全国部落調査」の表紙は、赤い背景の中央上に「復刻」、中央に「全国部落調査」「財団法人中央融和事業協会」、下部に「示現舎」と記載されており、裏表紙にはバーコード及びISBNコードが付されており、奥付には編著者として財団法人中央融和事業協会が、発行人として被告官部が、発行所として被告示現舎がそれぞれ記載されていた。「復刻・全国部落調査」の冒頭には「復刻にあたって」として、本書は昭和11年3月に作成された「全国部落調査」を復刻したものであること、原典は336ページの謄写版印刷であり縦書きであったが、復刻版はこれを横書きとして約200ページにまとめたことなどが記載されていた。

(甲29, 56)

オ 被告官部は、平成28年3月31日、本件ツイッターアカウントにおいて、「小林健治と有田芳生に対抗する全国部落解放協議会 5年のあゆみ」と題する書籍（別紙書籍目録記載3。以下「『5年のあゆみ』」という。）の表紙の画像を添付して「再び、あの団体が動き出しました」と発信した。

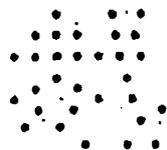
被告官部は、平成28年4月20日、「全国部落解放協議会設立5周年記念誌です。今、話題の部落地名総鑑の原典、『全国部落調査』の各府県別部落調査が掲載されています。」という商品説明と共に、「5年のあゆみ」をインターネット上のオークションサイトに出品した。

なお、「5年のあゆみ」は、本件出版予定物のデータをそのまま掲載していた。

(甲20, 58, 60, 被告官部本人)

(4) 別紙ウェブサイト目録記載の各記事の公開等

ア 別紙ウェブサイト目録記載1のウェブページは、それぞれ「全国部落調査」の画像ファイル（同目録記載1(1)）、PDF形式ファイル（同(2)）、



テキスト形式ファイル(同(3))を掲載したものである。被告官部は、同和地区W i k iにおいて、上記ウェブページを公開した。また、被告官部は、平成28年3月9日、本件ツイッターアカウントにおいて、同目録記載1(1)ないし(3)へのリンクを掲載した。

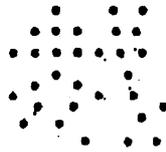
5 イ 別紙ウェブサイト目録記載1(4)のウェブページは、「全国部落調査」の「各府県別部落調査」を活字化して、現在地を追記した一覧表(以下、「各府県別部落調査」も含めて「本件地域一覧」という。)を掲載したものであり、その冒頭には「これらの地域にお住まいの方は、『私は被差別部落出身者です』と言って横浜地方裁判所に仮処分を申し立てれば、気に入らない出版物の出版を差し止められるかも知れません」との記載がある。なお、上記ウェブページの表題は、別紙書籍目録記載1の出版物と同一である。

10 被告官部は、平成28年3月28日、同和地区W i k iにおいて、上記ウェブページを公開した。また、被告官部は、同日、本件ツイッターアカウントにおいて「1ページで表示できるようにしました」として、上記ウェブページへのリンクを掲載した。

15 ウ 別紙ウェブサイト目録記載2のウェブページは、全国の都道府県ごとに、「概要」、「文献」、「施設等」、「出典」などの項目を設け、「概要」にはその都道府県における同和地区の状況などの説明が、「文献」には本件地域一覧に「備考」欄(当該部落の補足説明として「この地区に特徴的な苗字は〇〇」「電話帳で〇〇姓は▲世帯」などと記載されている。)を追加したものが、「施設等」には、その都道府県内の隣保館、改良住宅及び関連団体などが、それぞれ掲載されていた。

20 被告官部は、遅くとも平成28年1月3日頃までに、同和地区W i k iにおいて、上記のウェブページを公開した。

25 エ 別紙ウェブサイト目録記載3(1)は、「部落解放同盟関係人物一覧」と題



して、原告解放同盟の中央本部や各都道府県連合会の役員等の名前、役職、住所、電話番号、勤務先等の情報を一覧形式で記載したウェブページである（以下、この一覧を「本件人物一覧」という。）。本件人物一覧の冒頭には「『吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ』（水平社宣言）。さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雑種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが。」との記載があった。

5

本件人物一覧は、平成28年3月上旬頃、同和地区W i k iにおいて公開され、同年4月9日に削除されたが、遅くとも同月19日までに、本件人物一覧と同様の記事（別紙ウェブサイト目録記載3(2)。以下「本件ミラーサイト記事」という。）が本件ミラーサイトにおいて再度公開された。

10

(甲126, 乙207)

オ 別紙ウェブサイト目録記載4は、「復刻 全国部落調査」と題する書籍（別紙書籍目録記載2に同じ。）のPDFファイルである。

15

被告官部は、平成28年4月12日、本件ツイッターアカウントにおいて「復刻・全国部落調査の印刷用データを公開します。欲しい方は各自製作してください。」と記載して、上記ファイルへのリンクを掲載した。

(甲57)

カ 別件申立人らは、平成28年4月4日、横浜地方裁判所相模原支部に対し、被告官部を債務者として、別紙ウェブサイト目録記載1ないし3についてウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化等の一切の方法による公表をしないことなどを求める本件仮処分申立て2をした。

20

横浜地方裁判所相模原支部は、平成28年4月18日付けで、本件仮処分申立て2を認容し、被告官部に対し、別紙ウェブサイト目録記載1ないし3についてウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化等の一切の方法による公表をしてはならないなどと決定し、さらに

25

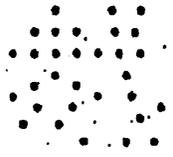
同年7月19日付けで、被告官部に対し、これに違反した場合には1日につき10万円の割合による金員を支払う旨の間接強制の決定をした（同裁判所同年（ワ）第8号）。被告官部が上記の仮処分決定に保全異議を申し立てたところ（横浜地方裁判所平成28年（ワ）第4061号事件）、同裁判所は、平成29年3月16日付けで、原告解放同盟の申立てのうち一部及び原告解放同盟を除く別件申立人らの申立てのうち一部を、それぞれ認容し、その余の各申立てを却下する旨の決定をした。別件申立人ら及び被告官部がそれぞれ同決定に保全抗告を申し立てたところ（東京高等裁判所平成29年（ワ）第782号事件）、同裁判所は、同年9月28日付けで別件申立人らの保全抗告に基づき上記決定を変更し、原告解放同盟の申立てについて、別紙ウェブサイト目録記載3(1)の記事及び同和地区Wikiメインページのうち上記記事の過去の版につき、原告解放同盟を除く別件申立人らの申立てについて、別紙ウェブサイト目録記載1及び2、別紙ウェブサイト目録記載3(1)のうち原告解放同盟を除く別件申立人らの情報が記載されている部分並びに同和地区Wikiメインページのうち別紙ウェブサイト目録記載2及び3(1)の各記事の過去の版につき、ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化等の一切の方法による公表をしてはならない旨を決定し、その余の別件申立人らの申立てを却下し、被告官部の保全抗告を棄却する旨の決定をした。

(甲28, 乙235, 568)

2 争点

(1) 本訴関係

- ア 本訴の原告適格及び被告適格の有無並びに訴えの利益の有無（争点1）
- イ 本件地域一覧の公開による原告らに対する人格権侵害の有無（争点2）
- ウ 被告らは本件地域一覧の公開につき損害賠償義務を負うか（争点3）
- エ 本件地域一覧に係る情報の削除及び公開差止めの可否（争点4）



オ 本件人物一覧のウェブサイト上への公開による原告らに対する人格権侵害の有無（争点5）

カ 被告らは本件人物一覧の公開につき損害賠償責任を負うか（争点6）

キ 本件人物一覧の削除及び公開差止めの可否（争点7）

6 ク 本件地域一覧及び本件人物一覧の公開により個人原告らに生じた損害額（争点8）

ケ 被告らが原告15, 承継前原告32及び原告248に関する情報をウェブページ上に公開するなどしたことが不法行為を構成するか（争点9）

(2) 反訴関係

10 ア 本件反訴の提起が訴権の濫用に当たるか（争点10）

イ 本件仮処分申立て1が被告示現舎に対する不法行為を構成するか（争点11）

ウ 本件仮処分申立て2が被告官部に対する不法行為を構成するか（争点12）

15 エ 本件本訴の提起が被告三品に対する不法行為を構成するか（争点13）

オ 被告三品が原告164の講演会から違法に追い出されたか（争点14）

カ 原告解放同盟が被告官部及び被告三品の顔写真を無断で使用した文書を支部や地方協議会等に配布したことが不法行為を構成するか（争点15）

3 争点に対する当事者の主張は、別紙3-1記載のとおりである。

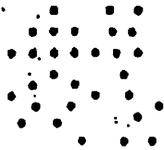
20 第3 当裁判所の判断

1 争点1ないし8に関する認定事実

前提事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 我が国における同和問題への取組等

25 ア 封建社会の身分制度の下において最下級の身分とされた人々は、職業、住居、婚姻、交際、服装等に至るまで社会生活のあらゆる面で差別され、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制されて、一定地域に定着



して居住し、部落を形成していた。明治4年に公布された太政官布告により制度上の身分差別からは解放されたものの、差別の実態にはほとんど変化がなく；明治5年に施行された戸籍法に基づいて編成されたいわゆる壬申戸籍の一部には旧身分が分かる記載がされ、自由に閲覧できる戸籍が身元調査に利用された。

5

(甲12, 360)

イ 内閣総理大臣は、昭和36年、同和対策審議会に対し、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」を諮問した。同審議会は、昭和40年、上記アの差別の問題（いわゆる同和問題）について「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識」に立つ旨を表明し、その根本的解決のために「特別措置法」の制定等の実現を図ることが要諦である旨の答申をした。これを受けて、同和対策事業特別措置法（昭和44年法律第60号）が制定された。

10

15

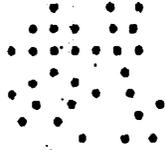
また、法務省は、昭和43年、各地方方法務局に対し、壬申戸籍の閲覧禁止の強化と回収・保管の措置を採るよう指示し、昭和49年、除籍簿の閲覧請求等が差別的事象につながるおそれがあるときは、これに応じなくてよい旨の通達を出した。

20

(甲12, 360)

ウ 昭和50年、「人事極秘・部落地名総鑑」と題する資料が、ダイレクトメールを用いて主に企業を対象に販売されていることが発覚した。その後の調査により、同種の資料が少なくとも8種類存在し（以下、これらの資料を総称して「部落地名総鑑」という。）、延べ223社の企業がこれを購入したことが判明した。部落地名総鑑には、被差別部落の名称、所在地、

25



戸数及び主な職業などが都道府県別に記載されており、一部には同年当時の地名や被差別部落の見分け方なども掲載されていた。これを購入した企業は、採用の際や従業員の身元調査等にこれを利用していた。一部の部落地名総鑑の序文には、「就職や結婚に際して、身分差別をすることが、今日大きな社会問題となっている」、「戸籍閲覧・交付の制限、履歴書などに本籍地詳記の省略など、差別に対する防御策がとられ」、「大部分の企業や家庭に於いては、永年に亘って培われて来た社風や家風があり、一朝一夕に伝統をくつがえす訳にはまいりません」、「採用問題と取組んでおられる人事担当者や、お子さんの結婚問題で心労される家族の方たちには仲々厄介な事柄と存じます。このような悩みを、少しでも解消することが出来ればと、此の度世情に逆行して、本書を作製する事に致しました」との記載があった。

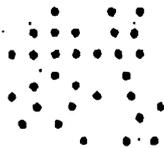
総理府総務副長官及び法務省ほか7省の各事務次官は、同年12月、都道府県知事、指定都市市長等に宛てて、「この冊子は同和対策事業特別措置法の趣旨に反し、特に同和地区住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、更には、様々の差別を招来し、助長する極めて悪質な差別文書である」、「貴職においても、以上の事情を十分御承知の上、住民に対する啓蒙、企業に対する指導について十分の配慮をお願いする」旨の通達を発出した。

このような事象を背景として、昭和51年法律第66号による戸籍法の改正により（同年12月1日施行）、戸籍の閲覧制度が廃止された。

法務省は、平成元年7月頃まで、各法務局を通じて部落地名総鑑を購入した企業を探し出し、購入ルートなどを調査する一方、各企業が購入した部落地名総鑑を回収し、これを焼却処分した。

(甲13, 14, 360)

エ 大阪府は、平成9年、大阪市内の調査会社が企業の採用をめぐる調査依頼に対して対象者が同和地区内に住むことを示す報告をしたとして、当該



調査会社に対し業務改善を指示した。また、同府は、平成10年、同市内の別の調査会社が企業の依頼により就職希望者の出身地が被差別部落であるか等を調査報告した事件が発覚したため、立入調査を行った。

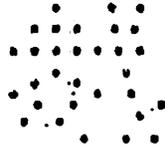
(甲13)

5 オ 職業安定法が平成11年法律第85号により一部改正され(同年12月1日施行)、労働者の募集を行う者等は、募集に応じて労働者になろうとする者等の個人情報収集に当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない旨等を定める規定(5条の4)が追加された。

10 この規定について、労働大臣(当時)は、職業安定法48条に基づき、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合を除き、「人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項」を収集してはならない旨の指針を公表した(平成11年労働省告示第141号の第四の一(イ))。

15 カ 平成16年、神戸市在住の行政書士が、興信所から依頼を受けて721件の戸籍謄本等を不正に請求していたことが判明し、過料処分を受けた。また、兵庫県宝塚市在住の行政書士も、興信所の依頼により住民票等を不正に請求したとして過料処分を受けた。このほか、東京都でも平成17年に行政書士が戸籍謄本等を不正取得したとして営業停止処分を受け、名古屋市では平成18年に興信所の社長等が偽りの委任状を提出して他人の戸籍謄本を不正に取得したとして逮捕された。また、平成17年から平成18年にかけて、大阪市内の複数の興信所から3冊の部落地名総鑑が回収された。

25 このような事象を背景として、平成19年法律第35号による戸籍法の改正(平成20年5月1日施行)により、第三者による戸籍謄本等の交付



を請求することができる場合が制限されるなどした（戸籍法10条から10条の4まで）。

（甲13）

5 キ 平成28年12月16日、部落差別の解消の推進に関する法律（同年法律第109号）が公布され、即日施行された。同法は「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現すること」を目的としている（1条）。

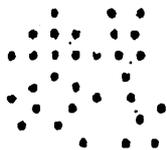
10

15 同法の施行等を踏まえ、電子掲示板の管理者等が必要な範囲で契約約款に採用することを目的としたモデル約款である一般社団法人テレコムサービス協会作成の「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」1条(3)の解説に、同条により禁止される「他者に対する不当な差別を助長する等の行為」に「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどと示す情報をインターネット上に流通させる行為」が含まれる旨が明記された。

20

（乙135、甲43から45まで）

25 ク 法務省人権擁護局調査救済課長は、平成30年12月27日付けで、法務局人権擁護部長及び地方法務局長に宛てて、インターネット上で特定の地域が同和地区である又はあったことを指摘する情報について、従来は不当な差別的取扱いをすることを助長し又は誘発する目的が存する場合に削除要請等の措置の対象としていたが、かかる目的に基づくものであるか否



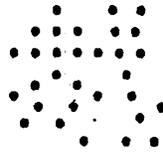
かにかかわらず人権擁護上許容し得ないものであり原則として削除要請等の措置の対象とすべきである旨の依命通知を発出した。この依命通知は、
「身分差別が廃止され、100年以上が経過した現在もなお、その地域の居住者、出身者等について否定的な評価をするという誤った認識が国民の一部に残っている。このような現実を前提にした場合、特定の者を同和地区の居住者、出身者等として識別すること自体が、プライバシー、名誉、不当に差別されない法的利益等を侵害するものと評価することができ、また、特定の者に対する識別ではなくとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるということが出来る。」とするものであった。

(甲352)

(2) 同和地区をめぐる状況

ア 法務省人権擁護局による実態調査

法務省人権擁護局が令和2年6月に発表した「部落差別の実態に係る調査結果報告書」によれば、法務省の人権擁護機関において取り扱った部落差別等に関する人権相談は、平成27年が404件(内訳は結婚・交際に関する差別39件、雇用差別11件、差別落書等の表現行為55件、特定個人に対する誹謗中傷53件)、平成28年が424件(内訳は結婚・交際に関する差別43件、雇用差別5件、差別落書等の表現行為66件、特定個人に対する誹謗中傷59件)、平成29年が402件(内訳は結婚・交際に関する差別53件、雇用差別9件、差別落書等の表現行為65件、特定個人に対する誹謗中傷69件)であった。また、法務省の人権擁護機関において取り扱った部落差別等に関する人権侵犯事件(その年に処理されたものであり、人権相談を通じて人権侵犯事件に切り替えたものだけでなく関係行政機関の通報等により立件したものを含む。)は、平成27年が11



7件（内訳は結婚・交際に関する差別11件、雇用差別1件、差別落書等の表現行為18件、特定個人に対する誹謗中傷28件）、平成28年が76件（内訳は結婚・交際に関する差別11件、雇用差別1件、差別落書等の表現行為7件、特定個人に対する誹謗中傷21件）、平成29年が103件（内訳は結婚・交際に関する差別9件、雇用差別0件、差別落書等の表現行為10件、特定個人に対する誹謗中傷28件）であった。

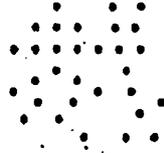
（甲375）

イ 意識調査の結果等

大阪府が平成17年8月に同府民を対象に行った「人権問題に関する府民意識調査」によれば、「世間では、どのようなことで同和地区出身者と判断していると思いますか」との質問（回答者3424人）に対し、「本人が現在、同和地区に住んでいる」が50.3%、「本人の本籍地が同和地区にある」が38.3%、「本人の出生地が同和地区である」が36.6%、「父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる」が29.1%、「父母あるいは祖父母の本籍地が同和地区にある」が27.5%、「父母あるいは祖父母の出生地が同和地区である」が26.0%、「職業によって判断している」が18.9%との回答であった。

法務省人権擁護局が令和元年8月に全国の18歳以上の日本国籍を有する者に対して行った「2019年度人権に関する意識調査」によれば、結婚相手や交際相手が旧同和地区の出身者であるか否か気になるかという質問（有効回答数4157）に対して、「気になる」が15.8%、「気にならない」が57.7%、求人応募者や職場の同僚が旧同和地区の出身者であるか否か気になるかという質問（有効回答数4157）に対して、「気になる」が4.7%、「気にならない」が81.0%との回答であった。

日本労働組合総連合会が平成28年6月から10月にかけて民間企業、国・自治体・公営企業の計3648社を対象に行った調査によれば、応募



5 用紙で本籍地・出生地の記載を求めると回答した民間企業が11.6%、
国・自治体・公営企業が8.0%であった。採用面接において本籍地・出
生地について質問すると回答した民間企業が7.6%、応募段階で戸籍謄
本（秒本）の提出を求めると回答した民間企業が8.7%、国・自治体・
公営企業が7.2%、内定後に戸籍謄本（秒本）の提出を求めると回答し
た民間企業が11.8%、国・自治体・公営企業が12.9%であった。

(甲362, 375, 453)

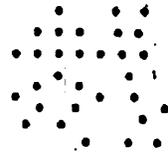
(3) 本件出版予定物の出版、掲載等に関する事実関係

10 ア 被告官部は、平成28年1月6日頃、被告示現舎のホームページにおい
て、部落地名総鑑の原典を調査する過程で平成27年12月頃に「全国部
落調査」を発見し、これを電子化したデータを同和地区Wikiに掲載し
た旨発信した。

15 被告官部は、平成28年2月22日、本件地域一覧の公開について東京
法務局人権擁護部から聴取された旨の記事を被告示現舎のホームページに
おいて公開した。同記事には、匿名の投稿者から「やくざの人材供給源で
ある部落には絶対に普通の人は行ってはいけない。そういう注意喚起をた
めにもこの書物の持つ意味は大きい」（同月23日）、「部落民は人を平
気で殺します。（中略）そういう恐ろしい奴が生活している同和地区と
いうのがどこにあるかということを国民は知る権利がありません。同和地区
20 の地名と位置を知ることによって国民は自分の命を守ることができます。」（同
月26日）とのコメントが付された。

(甲19, 31)

25 イ 原告解放同盟の中央本部事務局は、平成28年3月3日、被告官部に
対し、「貴職も承知のとおり、『部落地名総鑑』は、相当数の企業や個人が
購入し、就職や結婚の際の身元調査に利用されるなど、部落差別を助長す
るきわめて悪質な差別図書として1975年11月に発覚しました。この



差別事件では、当時の総理府総務長官が同年12月に、この『部落地名総鑑』について『…さまざまな差別を招来し助長する悪質な差別文章が発行され、一部の企業においてはそれが購入されたという事件が発生したことは、まことに遺憾なことであり、極めて憤りにたえない』との談話を発表しており、明確な差別書籍と断言しています。今回、貴職が、差別書籍として社会的に認知されている『部落地名総鑑』の『原典』と付した書籍を復刊しようとする行為は、到底看過できるものではなく、強く抗議をするとともに、発行の停止と撤回を求めるものです』というメールを送信した。

被告官部は、平成28年3月7日頃、被告示現舎のホームページにおいて、上記の原告解放同盟からの要請を引用した上で、原告解放同盟は「当事者ではなく、第三者が政治的な主張をしているに過ぎない……当然、一民間企業に対して書籍の発行の停止と撤回をさせる権限はないし、仮にそのような約束や合意をしても筆者に守る義務はない」と発信した。

原告解放同盟の中央書記長である原告248は、平成28年3月8日、被告官部と面談し、同和地区Wikiを閉鎖するように要請したが、被告官部は「そのような約束はできないし、仮にここで約束をしたとしても必ず破る」と回答した。被告官部は、同月9日頃、被告示現舎のホームページにおいて、上記の経緯と併せて、「全国部落調査の出版は差別ではなく、差別につながることも考えていない。」、「全国部落調査の出版妨害こそ差別であり、人権侵害であると考えます。出版妨害をするなら、なおのこと抵抗する。」と発信した。

(甲4, 11, 458)

ウ 被告官部は、平成28年3月29日、「人権団体が焚書坑儒を裁判所に申し立てて、しかも裁判所が認めるという、貴重な事件の資料です。」として、本件仮処分申立て1に係る民事保全事件における別件申立人らの主張書面や疎明資料の副本等をインターネット上のオークションサイトに出

品した。被告官部は、同日、本件ツイッターアカウントにおいて、「全国部落調査の仮処分関係の書類ですが、もう必要ないのでオークションに出品しました。もちろん全国部落調査も付いています。ぜひ入札してください！」と発信し、上記オークションサイトのリンクを貼った。

5

(甲20, 24)

エ 東京法務局長は、被告官部に対し、平成28年3月29日付けで、被告官部が特定地域の住民等に対する不当な差別的取扱いをすることを助長・誘発する目的で、自身が管理するウェブサイトである同和地区Wikiに特定地域の地名を同和地区であるとして、また、特定地域において特定の姓を有する者が同和地区出身者であるとして、多数の地名や姓等の情報を掲載したこと、自身が管理するウェブサイトである「部落地名総鑑 全国部落解放協議会支部（結成予定のものを含む）」及び「鳥取ループ」に特定地域の地名を同和地区であるとして、多数の地名の情報を掲載したことが認められたとして、これらの行為は「同和地区であるとして摘示した特定地域の出身者、住民等に対して、当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発するものと認められ、人権擁護上到底看過することができない。よって、あなたに対し、前記各行為の不当性を強く認識して反省し、直ちに前記各行為を中止した上、今後、同様の行為を行うことのないよう説示する。」旨の説示をした。

10

15

20

(甲26, 41, 乙4)

(4) 同和地区Wikiの管理に関する事実関係

ア 被告官部は、平成26年5月7日、同和地区Wikiのビューロクラット（利用者に管理者権限を付与する権限操作を行うことが出来る利用者）及び管理者として登録された。

25

同和地区Wiki上の「活動中の利用者一覧」は、平成28年3月29日時点における過去30日間に何らかの活動をした利用者の履歴を示して

いるが、同一覧によれば、被告官部が65回の操作、氏名不詳の利用者1名が3回の操作を行っていた。

(甲75から77まで)

5 イ 同和地区Wikiの更新履歴によれば、平成28年4月9日には、匿名の利用者が55回、全国部落解放協議会というユーザー名の者が3回の更新を行っていた。同月10日以降は匿名の利用者のみが更新を行っており、その回数は同月10日が30回、同月11日が8回、同月12日が2回、同月13日が1回であった。

10 匿名の利用者は、平成28年4月9日21時37分、本件人物一覧について「鳥取ループがいつになく怯えているようなので削除」と投稿した。被告官部は、同日22時11分、「人物一覧の記事群はプロジェクトの本筋ではない上、法的なリスクを無駄に増やす結果になる」と投稿し、同日22時22分、本件人物一覧を同和地区Wikiから削除した。

(乙206, 207, 被告官部本人)

15 ウ 被告官部は、平成28年3月25日には「同和地区Wiki管理人としての声明も発表します。」と、同月28日には「突然ですが、同和地区Wiki管理人を辞めます。」と、本件ツイッターアカウントにおいて発信した。

20 被告官部は、平成28年4月18日、「まだ手元に決定書は来てないですが。たぶん、今度は間接強制が来るので、同和地区。みんなドメインは死亡確定です。あとは、各自保存したデータで自由にやってくださいませ。」と本件ツイッターアカウントにおいて発信した。

25 被告官部は、平成28年4月20日、「おそらく今度は間接強制がかけられるので、『同和地区。みんな』ドメイン及び筆者が対処可能なサイトは別サイトに転送しておきました。ただし、『全国部落調査のミラーサイト』についてはドメインを含めて筆者にはどうにもできません。」と被告

示現舎のホームページにおいて発信した。

(甲20, 30, 48)

2 本訴の原告適格及び被告適格並びに訴えの利益の有無(争点1)

5 被告らは、別紙書籍目録に係る請求について、原告らに原告適格がなく、被告らに被告適格がないと主張するが、給付の訴えにおいては、給付を請求する権利を有すると主張する者に原告適格が(最高裁平成21年(受)第627号同23年2月15日第三小法廷判決・裁判集民事236号45頁)、原告が給付義務者であると主張している者に被告適格があり(最高裁昭和58年(判)第582号同61年7月10日第一小法廷判決・裁判集民事148号269頁)、権利義務の存否はいずれにせよ本案請求の当否に係る事柄である。

10 また、被告らは、原告らが別紙書籍目録に係る請求について、法律上の利害関係を明らかにしないから訴えの利益を有しないとも主張するが、現在の給付を求める訴えについては、請求に係る権利の性質上民事訴訟による救済が予定されていないような特段の事情がない限り、判決を求める正当な利益が認められるというべきであって、本件訴えにおいて上記特段の事情は見当たらない。

したがって、被告らの主張はいずれも採用できない。

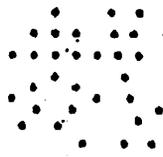
3 本件地域一覧の公開による原告らに対する人格権侵害の有無(争点2)

原告らは、本件地域一覧の公開により、個人原告らのプライバシー並びに原告らの名誉権及び差別を受けない権利といった人格権が侵害され、また、原告解放同盟の業務を円滑に行う権利が侵害された旨主張するので、以下、これらの点について判断する。

(1) プライバシー侵害の有無について

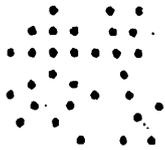
25 ア 個人のプライバシーに属する情報をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきである(最高裁平成28年(判)第45号同29年1月31日第三小法廷決定・民集71巻1号63頁参照)。

イ 本件地域一覧は、かつて被差別部落があったとされる地域(以下「本件



5 地域」という。)の所在を明らかにする情報(以下「本件地域情報」という。)を掲載したものであるところ、前記1(1)アないしエ及びカ認定の事実関係によれば、封建社会の身分制度に由来する不合理な差別は、明治初期は戸籍の記載自体に基づいて行われたものであったものの、この差別の問題を
10 解決しようとした行政及び立法の対応により戸籍の調査が困難になると、本籍や住所が本件地域にあるか否かの調査に基づいて行われるようになり、前記1(2)イ認定の意識調査の結果等に照らしても、ある個人の住所又は本籍が本件地域内にあることが他者に知られると、当該個人は被差別部落出身者として結婚、就職等の場面において差別を受けたり、誹謗中傷を受けたりするおそれがあることが容易に推認される。以上に照らすと、ある個人の「住所又は本籍が本件地域内にあること」は、みだりに他人に知られたくない情報として当該個人のプライバシーに属する情報に当たると認めるのが相当である。

15 被告らは、現在では被差別部落出身者とされる者に対する不当な偏見や差別意識が存在するか明らかでなく、個人の住所又は本籍が本件地域内にあることが他人に知られてもプライバシー侵害の問題は生じない旨主張する。しかし、前記1認定の事実関係に照らすと、同和問題に対する立法及び行政を中心とした取組が進められてきた現在でもなお同和問題が解消されたとはいえず、被告らの上記主張は客観的な根拠を欠くものであって、
20 採用できない。また、被告らは、被差別部落ないし同和地区の定義が明らかではない、住所や本籍は個人の意思により自由に変更できるから、これらが本件地域内にあることにより被差別部落出身者ないし同和地区出身者であることが明らかになるとはいえないなども主張する。しかし、住所又は本籍が本件地域内にあるからといってその者が被差別部落出身者ないし同和地区出身者であること(ただし、その内容自体が特定されているとはいえない。)が明らかになるものではないとしても、上記に説示するところ
25



ろによれば、個人の住所又は本籍が本件地域内にあることが明らかになれば、その者が被差別部落出身者として差別を受けるおそれがあることには変わりがないのであるから、上記の認定判断は左右されない。

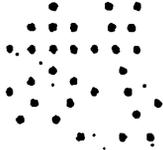
5 ウ もっとも、本件地域情報それ自体は、地域に関する情報にすぎないから、本件地域一覧が公開されたからといって、直ちに個人について「住所又は本籍が本件地域内にあること」が公表されたものとはいえない。

10 しかし、前記イ説示のとおり、ある個人を被差別部落出身者として差別しようとする者は、当該個人の住所や本籍が本件地域内にあるか否かを調査し、その住所や本籍が本件地域内にあれば当該個人について差別的な取扱いをしようとするものであるところ、個人が社会生活を営む上で住所を開示することは不可避であり、また、結婚や就職等の場面において本籍を開示しないことも困難である（甲322、323、325）。前記1(2)認定の事実関係に照らすと、ある個人を被差別部落出身者として差別しようとする者は、現在もなお全国に少なからず存在することが推認される

15 ところ、本件地域情報が公表されれば、これらの者は、開示された住所又は本籍の情報と本件地域情報を対照して調査することにより、本件地域内に住所又は本籍がある個人について、その「住所又は本籍が本件地域内にあること」を容易に知り得ることとなる。本件地域一覧は、本件地域情報を集約して都道府県別に一覧表の形に整理しただけのものであって、これをインターネット上のウェブサイトに掲載するなどして一般に公開する行為は、専ら

20 上記の調査を容易にするものというべきである。

25 そして、前記認定事実(1)イ、ウ、オ、キ及びクのとおり、不合理な差別を根絶するため本件地域情報を公表しようとする動きを官民挙げて抑止する粘り強い努力が続けられ、本件地域情報を知ることは一般的に容易ではない状況となっており、本件地域一覧が公開されなければ、本件地域内に住所又は本籍がある個人について、その「住所又は本籍が本件地域内にある



こと」が広く知られることはないにもかかわらず、本件地域一覧が公開されれば、上記のとおり、これが広く知られる結果を招くことになるものである。被告らは、本件地域の所在は、過去の出版物等の内容や隣保館等の所在により特定できると主張するが、それらの出版物等は広く流通販売されているとはいえないし、隣保館等の所在は必ずしも本件地域の所在と合致するものではないから、上記認定を左右するものではない。

以上のとおり、本件地域一覧を公開する行為は、それ自体は個人の「住所又は本籍が本件地域内にあること」を公表するものではないものの、これを開示された個人の住所又は本籍の情報と対照する調査を容易にすることによって、当該個人の「住所又は本籍が本件地域内にあること」を広く知られる結果を招くものであり、専らそのような調査を容易にするものというべきであるから、これを本件地域内に住所又は本籍がある個人についてその「住所又は本籍が本件地域内にあること」を公表する行為と同視することができるというべきである。被告官部は、上記の点を指摘した本件仮処分申立て1の申立書等の副本を閲読した平成28年3月26日の後である同月28日以降、さらに本件地域一覧を公開したものであること（前提事実(3)ウ、(4)イ、オ）に照らしても、この点を十分に認識しつつ、あえてこれを公開したものと認めるべきである。

エ そして、本件地域一覧によって明らかにされる本件地域の所在が社会的に正当な関心事であるとはいい難く、また、被告官部が、平成28年10月17日頃、本件ツイッターアカウントに「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ。それによってアホが憤怒して発狂することを含めて表現でありアートなので。」などという挑発的な投稿をしていたこと（甲42）も踏まえると、本件地域一覧に学術的価値がある旨の被告らの主張を考慮しても、その公開が専ら公益を図る目的のものでないことは明白である。

したがって、本件地域一覧の公開は、個人原告らのうち、その住所又は本籍が本件地域一覧に本件地域として記載された地域に属する者との関係では、そのプライバシーを違法に侵害するものというべきである。

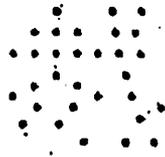
オ もっとも、上記エ説示に係る個人原告らのうち、その「住所又は本籍が本件地域内にあること」が既に広く知られている又は不特定多数の人に知られることを容認している者については、本件地域一覧の公開によりプライバシーが侵害されるとはいえない。この点について、原告らは、アウティングにより自ら公開した情報でも他人が暴露することはプライバシーの侵害に当たると主張するが、既に広く知られた情報であれば、これを重ねて公表することによりプライバシーが侵害されると認めることはできないというべきである。

また、個人原告らのうち、その過去本籍や過去住所又はその親族の本籍、住所若しくは過去住所が本件地域一覧に本件地域として記載された地域に属するものの、自身の現在の住所及び本籍が本件地域として記載された地域に属しているとは認められない者については、過去本籍や過去住所、親族の本籍等は一般に社会生活を営む上で開示しないことが困難な情報とはいえない以上、これらの情報と本件地域情報とを照合してこれらの者が本件地域の出身であると調査することが容易であるとはいえないから、本件地域一覧の公開がそのプライバシーを違法に侵害するということはできない。

カ 以上に沿って個人原告らについて個別に検討するに、その判断内容は別紙2の各個人原告らについての各「2 判断」(1)記載のとおりである（以下、個人原告らのうち本件地域一覧の公開によって違法にプライバシーが侵害されたと認められる者を「本件認容原告ら①」という。）。

(2) 名誉権の侵害について

ア 原告らは、特定の個人について同和地区出身者であると公開することは



当該個人の社会的評価を低下させると主張するところ、前記(1)ウないしオ説示のとおり、本件地域一覧の公開は、本件地域内に住所又は本籍がある個人について、その「住所又は本籍が本件地域内にあること」を公表する行為と同視することができるから、本件認容原告ら①については、これによる社会的評価の低下を認める余地がある。他方、個人原告らのうち、その住所又は本籍が本件地域一覧に本件地域として記載された地域に属する者であっても、その「住所又は本籍が本件地域内にあること」が既に広く知られているものについては、本件地域一覧の公開により社会的評価が低下したと認めることはできない。また、個人原告らのうち、その過去本籍や過去住所又はその親族の本籍、住所若しくは過去住所が本件地域一覧に本件地域として記載された地域に属するものの、自身の現在の住所及び本籍が本件地域として記載された地域に属しているとは認められない者については、過去本籍や過去住所、親族の本籍等は一般に社会生活を営む上で開示しないことが困難な情報とはいえず、これらの情報と本件地域情報とを照合してこれらの者が本件地域の出身であると調査することが容易であるとはいえない以上、本件地域一覧の公開により社会的評価が低下したと認めることはできない。

イ 原告らは、原告解放同盟の構成員である個人原告らの名誉権が侵害されることにより、原告解放同盟の名誉権も侵害されると主張する。しかし、団体の構成員の名誉権が侵害されたからといって直ちに当該団体の社会的評価が低下するとはいえず、他に本件地域一覧の公開により原告解放同盟の社会的評価が低下したことを認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 差別されない権利の侵害について

原告らは、憲法14条が個人に差別されない権利を保障しているとして、本件地域一覧について、同和地区出身者に対する差別を助長し、固定化するものであり、個人原告らの差別されない権利を侵害すると主張する。

しかし、原告らの主張する権利の内実是不明確であつて、プライバシー等
他の権利が侵害されている場合を超えてどのような場合に原告ら主張の権利
が侵害されているのか、また、当該権利のみが侵害された場合に私法上どの
ような効果が生ずるのかについては、判然としないといわざるを得ない。し
たがって、原告らの主張は採用できない。

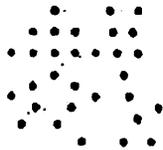
5
(4) 業務を円滑に行う権利の侵害について

原告らは、本件地域一覧の公開によつて、原告解放同盟の業務を円滑に行
う権利が侵害されたと主張し、その理由として、①原告解放同盟がこれまで
行ってきた差別をなくすための活動成果が滅殺されたこと、②本件への対応
10 や第三者からの嫌がらせによつて原告解放同盟の業務遂行に一定の支障が生
じていること、③原告解放同盟の業務はその業務に従事する者の人格権を内
包するものであるから、個人原告らの人格権が侵害されたことで原告解放同
盟の業務を円滑に行う権利も侵害されたことを挙げる。

しかしながら、上記①については、本件地域一覧の公開によつて結果とし
15 て原告解放同盟の活動成果を滅殺されるとしても、そのことから直ちに原告
解放同盟に対する違法な権利利益の侵害ないしそのおそれがあったとはいえ
ない。また、上記②については、本件地域一覧の公開により原告解放同盟に
おいて業務遂行に一定の支障が生じたことを認めるに足りる的確な証拠はな
い。そして、上記③については、団体の構成員の人格権が侵害されたからと
20 いて直ちに当該団体の業務遂行が妨げられたということとはできない。した
がって、原告解放同盟の上記主張には理由がない。

4 被告らは本件地域一覧の公開につき損害賠償義務を負うか（争点3）

(1) 原告らは、被告らが別紙書籍目録記載の各出版物の販売等や別紙ウェブサ
イト目録記載1、2及び4のファイル等の掲載といった本件地域一覧の公開
25 によつて原告らのプライバシーを侵害したことにより原告らに対し（共同）
不法行為及び会社法597条に基づく損害賠償責任を負うと主張するところ、

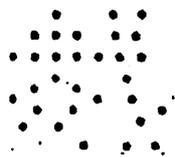


前記3(1)説示のとおり、本件地域一覧の公開は本件認容原告ら①のプライバシーを違法に侵害するものと認められる。

5 (2) そして、前記1(3)認定のとおり、被告官部は、平成28年2月22日、本件地域一覧の公開について、東京法務局人権擁護部から聴取を受けた旨被告
示現舎のホームページにおいて公開したところ、同月末頃までに、その読者
から、同和地区に対する不当な偏見や差別意識を前提とする本件地域一覧の
10 公開を求める旨のコメントを受け(同ア)、原告解放同盟から、同年3月3日、
本件出版予定物について、部落差別を助長するきわめて悪質な差別図書であ
る部落地名総鑑を復刊する行為は到底看過できないとのメールを受信し、同
月8日には面談にて本件地域一覧の公開を止めるように直接抗議を受け(同
イ)、同月29日付けで、東京法務局長から、本件地域一覧の公開は、不当な
差別的取扱いをすることを助長又は勝発するものであり、人権擁護上看過で
15 きない旨の説示を受けた(同エ)というのである。以上に加えて、前記3(1)
ウに説示するところによれば、被告官部は、遅くとも同年3月末までには、
本件地域一覧の公開が原告らのプライバシーを違法に侵害するものであるこ
とを認識していたか、又は少なくとも十分に認識し得たというべきである。

そうすると、被告官部は、その後に行った同年4月20日の別紙書籍目録
記載3の出版物のオークションサイトへの出品(前提事実(3)オ)、同年3月2
20 8日に行った別紙ウェブサイト目録記載1(4)のウェブページの公開(前提事
実(4)イ)及び同年4月12日に行った同目録記載4のファイルの公開(前提
事実(4)オ)について本訴認容原告ら①に対し不法行為に基づく損害賠償責任
を負うことはいうに及ばず、同年3月末より前に行った同目録記載1(1)ない
し(3)のデータの公開及び同目録記載2のウェブページの公開についても、同
月末以降これらを削除するなど公開しない措置を採らなかったことについて、
25 同様の損害賠償責任を負うというべきである。

(3) 一方、別紙書籍目録記載1及び2については、前者は出版準備中に本件仮処



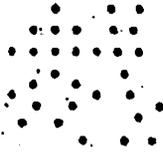
分申立て1に係る決定によって出版が中止され（前提事実(3)イ、ウ）、後者は本件仮処分申立て2に係る仮処分命令申立事件の審理において疎明資料として提出されたにすぎないから（同エ）、いずれもいまだ一般には公開されていないというほかなく、原告らにおいてこれらに掲載された本件地域一覧の公開による精神的苦痛は発生したとは認められない。したがって、これらに係る損害賠償請求には理由がない。

また、被告示現舎及び被告三品については、別紙書籍目録記載3の出版物の出版ないし出品や別紙ウェブサイト目録記載の各ファイル等の掲載に関与したことを認めるに足りる的確な証拠はない（被告官部が被告示現舎の代表社員の職務として、これらの行為をしたとの的確な主張立証もない。）。したがって、被告示現舎及び被告三品につき不法行為に基づく損害賠償責任を認めることはできない。また、被告三品は、被告示現舎の業務執行社員ではあるものの、被告三品の被告示現舎に対する任務違背行為やその前提となる被告三品の職務内容を認めるに足りる的確な主張立証はないから、原告らの会社法597条に基づく主張は、その前提を欠き、失当である。

5 本件地域一覧に係る情報の削除及び公開差止めの可否（争点4）

(1) 人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。どのような場合に侵害行為の差止めが認められるかは、予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべきである。そして、侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときは、人格権に基づき、侵害行為の差止めを認めるのが相当である。

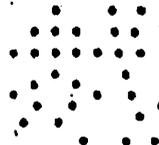
(2) これを本件についてみると、本件地域一覧の公開により本件認容原告ら①



のプライバシーを違法に侵害すると認められることは前記3説示のとおりであって、これによる本件認容原告ら①（ただし、後記18説示のとおり、承継が生じた個人原告らを除く。以下本項において同じ。）が受けるおそれのある損失は結婚、就職等において差別的な取扱いを受けたり、誹謗中傷を受けたりするという深刻で重大なものであり、その回復を事後に図ることは不可能ないし著しく困難というべきである。

これに対し、被告らは、本件地域一覧の公開の差止めによる不利益について、①同和地区の研究をする自由や表現の自由が侵害される、②同和問題に係る事件の報道や議論のために同和地区の場所の特定が必要である、③差別の問題を解消するためにも同和地区の場所を公表すべきであるなどと主張する。しかし、上記①については、網羅的・一覧的に本件地域情報を掲載した本件地域一覧とは異なり、被告ら主張に係る研究に必要かつ相当な限度で本件地域情報の一部を引用することまで妨げられるわけではないから、本件地域一覧の公開を差し止めることにより被告らの主張する研究や表現の自由が制限されるとはいえない。また、上記②については、同和地区に関する報道や議論にその所在を特定する必要があるとはいえず、上記③についても、差別の解消のために同和地区とされる場所の公表が必要又は有益と認めるに足りる証拠はない。また、被告らは、本件地域一覧は既に拡散されているため、公開を差し止める意味がないなどと主張するが、更なる被害の拡大を防ぐために公開を差し止める必要性があるのは明らかである。よって、被告らの主張はいずれも採用できない。

(3) そうすると、前提事実(3)のとおり、被告官部及び被告示現舎が出版しようとする別紙書籍目録記載1及び2の出版物並びに被告官部が販売しようとした同目録記載3の出版物は、いずれも本件地域一覧に掲載したものであるから、これらのうち本件認容原告ら①の住所又は本籍が本件地域内にあることを知られる結果を招く部分については、出版、販売又は頒布の差止めを認めるべ



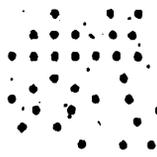
5 きである。そして、上記差止めの対象となる部分の前後の記載から当該部分が推知されると差止めの目的を達することができないから、本件地域一覧のうち本件認容原告ら①の住所又は本籍の属する都道府県の範囲で上記差止めを認めるべきである。もつとも、あくまで本件認容原告ら①のプライバシー等の人格権に基づく請求である以上、上記を超えて差止めを認めることはできないというべきである。差止めを認めるべき具体的な範囲は、別紙書籍目録記載1の出版物（本件出版予定物）及び同3の各出版物については別紙1記載1のとおりであり、同目録記載2の出版物については別紙1記載2のとおりである。

10 その一方、被告示現舎については、同目録記載3の出版物を販売しようとするものとは認められず、被告三品については、被告三品が被告示現舎の業務執行役員としてウェブサイトの運営に従事していること（前提事実(1)イ）や肩書住所地が被告示現社の本店所在地と同一であることを考慮しても、被告三品が別紙書籍目録記載の各出版物の出版等を行うことが明らかに予想されると認めることはできない。

15 なお、被告らは、本件出版予定物は現存しない、「復刻・全国部落調査」は1冊製本したのみで頒布する予定はないなどとも主張するが、これらを複製・複製して頒布することが可能である以上、その出版等の差止めを否定する理由にはならない。

20 (4) 本件地域一覧を掲載したデータ、ファイル又はウェブページについても、上記(1)と同様の基準により削除請求及び公表の差止め請求の可否を判断すべきであり、本件地域一覧の公開により本件認容原告ら①のプライバシーが違法に侵害され、これにより本件認容原告ら①が受けるおそれのある損失が重大であって事後的に回復することは不可能ないし著しく困難と認められることは、上記(2)のとおりである。

25 そして、前提事実(4)のとおり、被告官部が別紙ウェブサイト目録記載1, 2



及び4記載のデータ、ファイル又はウェブページを掲載したのであるから、これらに含まれる本件地域一覧のうち本件認容原告ら①の住所又は本籍の属する都道府県に係る部分について、被告官部に対する削除及び公表の差止めの各請求を認めるべきである。上記部分は、具体的には、同目録記載1(1)ないし(3)の各ファイルについては別紙1記載3の部分、同目録記載1(4)のウェブページについては別紙1記載1の部分、同目録記載2のウェブページについては別紙1記載4の部分、同目録記載4の各データについては別紙1記載2の部分である。もっとも、同目録記載1のウェブページは、上記(1)ないし(3)の各ファイル以外に本件地域情報が掲載されているか明らかではないから、これについての削除及び公開差止め請求は認められない。また、同目録記載2の各ウェブサイトは既に削除されているから(前提事実(2))、これらについての削除請求を認めることはできず、公表の差止めに請求することができるにとどまる。また、被告示現舎や被告三品が上記データ等の掲載に関与したことを認めるに足りる証拠はないから、被告示現舎及び被告三品に対する請求を認めることはできない。

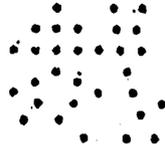
6. 本件人物一覧のウェブサイト上への公開による原告らに対する人格権侵害の有無(争点5)

この点につき、原告らは、本件地域一覧の公開と同様、個人原告らのプライバシー侵害、原告らの名誉権及び差別されない権利の侵害並びに原告解放同盟の業務を円滑に行う権利の侵害があると主張するので、以下、これらの点について判断する。

(1) 個人原告らのプライバシー侵害の有無

ア 本件人物一覧は、個人原告らについて主に以下の(ア)ないし(オ)の情報を掲載しているため(前提事実(4)エ、弁論の全趣旨)、以下では項目ごとにプライバシーの侵害が成立するかを検討する。

(ア) 原告解放同盟に所属していること及びその役職名



原告解放同盟が部落住民や部落出身者らで構成された権利能力なき社
5 団であること（前提事実(1)ア）からすれば、個人原告らが原告解放同盟
に所属していること及びその役職名が明らかになれば、一般に同和地区
出身者として認識され得る上、個人原告らが原告解放同盟の活動に賛同
していることを示す点でその思想や信条に係る事項と評価すべきである
から、これらのことは通常他人にみだりに知られたくない私的な事柄で
あり、プライバシーに属する情報に当たる。したがって、本件人物一覧
が原告解放同盟に所属していること及びその役職名をインターネット上
10 で広く公開したことは個人原告らのプライバシーを違法に侵害するもの
というべきである。

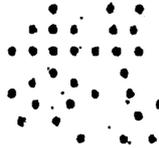
もともと、個人原告らのうち、原告解放同盟に所属していることが一
般に広く知られている者及び自ら積極的にインターネット上で公開して
15 いる者については、本件人物一覧の公開によりプライバシーが侵害され
たとは認められない。この点につき、被告らは、個人原告らのうち、原
告解放同盟に所属していることがインターネット上に掲載されている者
は全てその公開を承諾していたのだから、本件人物一覧の公開によりそ
のプライバシーが侵害されるとはいえないと主張する。しかしながら、
インターネット上に掲載されているというだけで既に広く知れ渡ってい
るとはいえないし、これらの者が不特定多数の人に知られることを容認
20 していると認めることもできない。したがって、被告らの主張は採用で
きない。

(イ) 住所及び電話番号

個人の住所及び電話番号は、個人識別等を行うための単純な情報であ
25 って、その限りにおいては秘匿されるべき必要性が必ずしも高いもので
はないが、これらの情報が公開されれば、私生活上の平穩を害されるの
ではないかとの不安を生じさせるものであり、このような個人情報につ

いても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、個人の住所及び電話番号は、個人のプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである（最高裁平成14年受第1656号同15年9月12日第二小法廷判決・民集57巻8号973頁参照）。もっとも、本件人物一覧に掲載された住所及び電話番号が提訴時において既に使用されていないものであった場合や同一性を欠く程度に誤っていた場合には、これらの情報が公開されたとしても、個人原告らの私生活上の平穩が害されるのではないかとの不安を生じさせるものではなく、通常他人にみだりに知られたいくない私的な事柄であるとはいえない。また、個人原告らのうち、住所及び電話番号が一般に広く知られている者及び自ら積極的にインターネット上で公開している者については、本件人物一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない。したがって、本件人物一覧が個人原告らの住所及び電話番号をインターネット上で広く公開したことは、上記のような場合を除き、個人原告らのプライバシーを違法に侵害するものというべきである。

これに対し、被告らは、本件人物一覧に掲載された個人原告らの住所や電話番号はいずれも電話帳で公開されているためプライバシーに属する情報に当たらないと主張するが、仮に個人原告らの住所や電話番号が電話帳に掲載されていたとしても、これを閲覧できる者は一定の範囲に限られており、その範囲を超えて広くこれが知られているとはいえないし、知られることが容認されているともいえないのであって、不特定多数の者が容易に閲覧でき、かつ情報をコピーして拡散することのできるインターネットという媒体の特殊性にも鑑みれば、電話帳に掲載されているというだけでインターネット上への電話番号の掲載がプライバシー



の侵害に当たらないとはいえない。

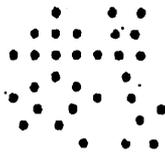
(ウ) 勤務先及び所属する私的団体の名称

5 個人の勤務先や所属する私的団体の名称は、いずれも社会生活上、少なくとも当該勤務先や当該団体の関係者には周知されている事項ではあるものの、関係者以外の第三者に広く知られているものではなく、通常他人にみだりに知られたくない私的な事柄であって、プライバシーに係る情報に当たり、これらをインターネット上で広く公開したことは個人原告らのプライバシーを違法に侵害するものというべきである。

10 もっとも、個人原告らのうち、その勤務先や所属する私的団体の名称が一般に広く知られている者や自らインターネット上で公開している者については、これらの情報が本件人物一覧で公開されたとしてもプライバシーの侵害を認めることはできない。具体的には、個人原告らのうち議員である者において、その者が議員であることや所属する政党名は一般に広く知られている公的な事項というべきであるから、これらの情報が公開されたとしてもプライバシーの侵害は認められない。

15 (エ) 生年月日

生年月日は、個人識別等を行うための単純な情報であって、日常生活においても安易に開示が要求され、特に抵抗なくこれに応じることが多いものであるが、このような単純な個人情報であっても、個人情報が売買の対象とされることなどにより、情報の開示を許容していない者にまで提供され、氏名と組み合わせることで新たな個人情報を引き出すのに利用されるのではないかとの危惧を抱くことは一般的なものになっているといえるから、通常他人にみだりに知られたくない私的な事柄であり、個人のプライバシーに係る情報に当たり、これをインターネット上で広く公開したことは個人原告らのプライバシーを違法に侵害するものというべきである。

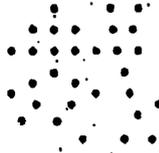


もつとも、個人原告らのうち、生年月日が一般に広く知られている者及び自ら積極的にインターネット上で公開している者については、本件人物一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない。また、生年のみに関する情報は個人を識別するためには足りず、氏名と組み合わせたとしても新たな個人情報を引き出すのに利用される事態は想定し難く、上記のような危惧を抱くことが一般的なものになっているとはいえないから、通常他人にみだりに知られたくない私的な事柄とはいえ、個人のプライバシーに係る情報に当たらない。

5
(ホ) フェイスブックのURL

10 フェイスブック（インターネットを利用して投稿による情報発信やメッセージ交換等を行うことができる情報ネットワーク。以下同じ。）上の個人原告らの実名を付したアカウントのウェブページのURLは、個人原告らが自らインターネット上に公開しているものなので、通常他人にみだりに知られたくない私的な事柄とはいえ、個人のプライバシーに
15 属する情報に当たらない。

イ なお、原告らは、本件人物一覧に、個人原告ら本人ではなく、個人原告らの親族に関する情報が掲載された場合についても、個人原告らが同和地区出身者であるとみなされるため、そのプライバシーが侵害されると主張する。しかしながら、一般に自らの親族の名前は日常生活を送る上で開示する機会は多くないため不特定多数の者が知り得る情報であるとはいえない。その上、他人が当該親族の名前を知っていたとしても同姓同名の者も存在し得ることからすれば、本件人物一覧に個人原告らの親族に関する情報が掲載されたとしても、個人原告らと当該親族との間の関係性が本件人物一覧に掲載されていない以上、これを見た者において、当該情報が個人原告らに関係するものであると了知することは一般的に困難である。そう
20 すると、当該情報は、これを開示された当該親族は格別、個人原告ら自身
25



にとって通常他人にみだりに知られたくない私的事項に当たると評価することはできない。したがって、個人原告らのうち、本件人物一覧に個人原告らの親族に関する情報のみが掲載された者については、そのプライバシーが違法に侵害されたとはいえない。

5 ウ また、原告らは、個人原告らの情報が本件人物一覧に掲載されていない場合についても、将来的に本件人物一覧に掲載される具体的な危険が生じているため、そのプライバシーが侵害されると主張するが、そのような危険性を認めるに足りる的確な証拠はなく、かえって、被告官部自身が平成28年4月9日に本件人物一覧を削除していることに照らすと（前提事実10 (4)エ、前記1(4)イ）、原告ら主張に係る危険性があるとは認められない。

したがって、原告らの主張は、その前提を欠くため採用できない。

エ 以上に沿って個人原告らについて個別に検討するに、その判断内容は別紙2の各個人原告らについての各「2 判断」(2)記載のとおりである（以下、個人原告らのうち本件人物一覧の公開によって違法にプライバシーが15 侵害されたと認められる者を「本件認容原告ら②」という。）。)

(2) 名誉権侵害の有無

特定の個人について同和地区出身者であることを公開することは当該個人の社会的評価を低下させる旨の原告らの主張を前提とすると、前記(1)ア(ア)脱20 示のとおり、個人原告ら自身が原告解放同盟に所属していること及びその役職名が明らかになれば、一般に同和地区出身者であると認識され得ることとなるから、前記(1)ア(ア)記載の事実が明らかになれば、本件認容原告ら②については名誉権の侵害が生じ得ることとなるが、個人原告らのうち、原告解放同盟に所属していることが一般に広く知られている者及び自ら積極的にインターネット上で公開している者については、本件人物一覧の公開により更に25 社会的評価が低下すると認める余地はない。また、前記(1)ア(イ)ないし(ロ)の情報が公開されたことにより、個人原告らの社会的評価が低下することを認め

るに足りる的確な証拠はない。

なお、前記3(2)に脱示するところに照らすと、本件人物一覧が公開されたことにより、原告解放同盟の社会的評価が低下するということとはできない。

(3) 原告らの差別されない権利侵害の有無

前記3(3)に脱示するところによれば、本件人物一覧の公開により、原告らの差別されない権利が侵害された旨の原告らの主張は採用できない。

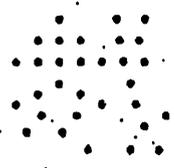
(4) 原告解放同盟の業務を円滑に行う権利侵害の有無

前記3(4)に脱示するところによれば、本件人物一覧の公開により、原告解放同盟の業務を円滑に行う権利が侵害された旨の原告らの主張は採用できない。

7 被告らは本件人物一覧の公開につき損害賠償責任を負うか(争点6)

(1) 原告らは、被告らが別紙ウェブサイト目録記載3の各ウェブページに掲載して本件人物一覧を公開したことによって原告らのプライバシーを侵害したことが原告らに対する不法行為に当たると主張し、仮に被告らがこれを掲載したと認められないとしても、上記各ウェブページが掲載されたウェブサイトを管理していた被告官部は損害賠償責任を負うべきであり、被告らが同目録記載3(2)の本件ミラーサイト記事の掲載に関与していないとしても、その掲載と被告らの行為には相当因果関係があるから被告らは損害賠償責任を負うべきであると主張する。

(2) しかし、前記1(4)認定の事実のほか証拠(乙206, 207, 被告官部本人)によれば、別紙ウェブサイト目録記載3(1)のウェブページが掲載されたウェブサイトである同和地区Wikiは不特定の者が匿名で編集することが可能であり、実際に、その更新履歴では、被告官部のアカウント(「Wiki Sysop」及び「Tottori loop」)以外にも、匿名の利用者が平成28年4月9日から13日までにかけ合計95回の更新をしていると認められるため、被告官部以外の第三者が本件人物一覧を掲載した可能性が否



定できない。これに加えて、匿名の利用者が、平成28年4月9日、「鳥取ループがいつになく怯えているようなので削除」と投稿し、被告官部自身も「人物一覧の記事群はプロジェクトの本筋ではない上、法的なリスクを無駄に増やす結果になる」と投稿していること（前記1(4)イ）からすれば、被告官部は本件人物一覧の掲載に消極的であったと推認され、その一方で、被告官部が本件人物一覧を掲載したことを認めるに足りる証拠はない。

また、別紙ウェブサイト目録記載3(2)のウェブページは、本件ミラーサイト記事を掲載したものであるが、被告らが本件人物一覧を本件ミラーサイトに掲載したことや、本件ミラーサイトに掲載された記事の削除権限を有していることを認めるに足りる的確な証拠はない。この点につき、原告らは、被告らが本件人物一覧をミラーサイトに掲載したことを裏付ける事情として、別紙ウェブサイト目録記載3(1)のウェブページに住所が掲載されていなかった個人原告らについて、別紙ウェブサイト目録記載3(2)のウェブページでは本件訴状の当事者目録に記載されたとおりの住所が掲載されたことを挙げるが、本件記録中個人原告らの住所氏名に係る部分につき原告らが閲覧制限の申立てをしており、その一部についてはこれを認容する裁判が確定し、その余については裁判が確定していないこと（当裁判所に顕著な事実）を考慮しても、そのことのみから、被告らが本件人物一覧を本件ミラーサイトに掲載したと推認するのは困難である。

(3) もっとも、別紙ウェブサイト目録記載3(1)のウェブページは同和地区Wikiに掲載されたものであるところ、前提事実(2)、前記1(4)認定のとおり、被告官部が、同和地区Wikiを自ら開設し、そのドメイン「同和地区.みんな」を保有し、同和地区Wikiの管理者、さらに利用者に管理者権限を付与することができるビューロクラットとしても登録されていたことや、被告官部が遅くとも令和2年9月28日までに同和地区Wikiを削除したことに照らすと、被告官部は同和地区Wiki上に掲載された記事の削除権限を有す

る管理者であると推認される。そして、同和地区W i k i は不特定の者が匿名化システムであるT o r を用いて、I P アドレスを知られることなく匿名で記事を編集することができたため、これに記事を掲載した人物を特定して責任を追及することが困難であったという事情も踏まえれば、被告宮部は、

5 同和地区W i k i の管理者として、これに掲載された違法な記事を削除すべき義務を有していたというべきである。

この点につき、被告らは、被告宮部はプロバイダ責任制限法2条3号における「特定電気通信役務提供者」に当たり、同法3条1項によって免責されると主張する。しかし、被告宮部は、その主張によれば、遅くとも平成28年3月

10 26日には本件人物一覧が同和地区W i k i に掲載されたことを認識したところ、前記6(1)ア説示のとおり、本件人物一覧は、個人原告らの解放同盟における役職、住所、電話番号及び勤務先等を公開したものであり、その内容からして原告らの一部のプライバシーを違法に侵害するものであることは明らかであるから、被告宮部は同項2号の「当該特定電気通信による情報の流通を

15 知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき」に該当するものとして同項による免責を受けることはできないというべきである。したがって、被告宮部は、本件人物一覧が同和地区W i k i に掲載されたことを認識した遅くとも平成28年3月26日の時点でこ

20 れを直ちに削除すべきであったにもかかわらず、同年4月9日までの約2週間にわたって本件人物一覧を削除しなかったことについて、損害賠償責任を負うというべきである。

8 本件人物一覧の削除及び公表差止めの可否（争点7）

本件人物一覧の公開により本件認容原告ら②のプライバシーを違法に侵害す

25 ると認められることは前記6説示のとおりであって、これによる本件認容原告ら②（ただし、後記18説示のとおり、承継が生じた個人原告らを除く。以下本

項において同じ。)が受けるおそれのある損失はプライバシーに係る情報がインターネットを通じて公開されるという深刻で重大なものであり、その回復を事後に図ることは不可能ないし著しく困難である。

5 5
しかし、前提事実(4)エのとおり、本件人物一覧のうち、別紙ウェブサイト目録記載3(1)の同和W i k iに掲載されたものについては、平成28年4月9日に削除されているから、原告らの削除請求はその前提を欠く。また、同目録記載3(2)のミラーサイトに掲載されたものについては、前記7(2)脱示のとおり、被告らが本件人物一覧をミラーサイトに掲載したとも、本件ミラーサイトに掲載された記事の削除権限を有しているとも認められない以上、被告らに対し、その削除を10 求めることはできない。

そして、前記7(2)脱示のとおり、被告官部が本件人物一覧を同和W i k iに掲載したとは認められず、かえって、その掲載に消極的であったことが推認されることに照らすと、被告官部が本件人物一覧を今後公開することが明らかに予想されるとは認められない。また、被告示現舎又は被告三品が本件人物一覧の公開15 に関与したことを認めるに足りる証拠もない。したがって、本件認容原告ら②は、被告らに対し、本件人物一覧の公表の差止めを求めることはできない。

9 本件地域一覧及び本件人物一覧の公開により個人原告らに生じた損害額(争点8)

20 争点2及び争点3で検討した別紙書籍目録記載3の出版、別紙ウェブサイト目録記載1、2及び4に掲載された本件地域一覧の公開により本件認容原告ら①に生じた精神的損害に係る損害額並びに争点5及び争点6で検討した本件人物一覧の公開により本件認容原告ら②に生じた精神的損害に係る損害額についての検討は、別紙2の各「2 判断」(3)記載のとおりである。

25 なお、前記3(2)ア及び6(2)で脱示するところによれば、本件地域一覧及び本件人物一覧の公開により名誉権侵害を理由とする損害賠償請求権を認容する余地があるとしても、これにより本件認容原告ら①及び本件認容原告ら②に認めら

れる慰謝料の額は、上記説示に係るプライバシー侵害を理由とする損害賠償請求権が認容される範囲を超えるものではないというべきである。

10. 被告らが原告15、承継前原告32及び原告248に関する情報をウェブページ上に公開するなどしたことが不法行為を構成するか（争点9）

5 (1) 認定事実

以下の事実は、当事者間に争いがなく、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる。

ア 被告官部は、平成28年4月9日頃、本件人物一覧に掲載された原告15の電話番号に電話をかけた上、同月9日、本件ツイッターアカウントにおいて原告15「は電話帳に載っていて、実際に電話したら本人が出てきました。」などと発信した。

15 被告官部は、平成29年6月頃、本件地域に含まれるとされている原告248の住所地付近を訪れ、同月16日、被告示現舎のホームページにおいて、同所を訪問した旨の記事を掲載し、同記事内で原告248所有の家屋及び自動車を無断で撮影した写真を「ベンツやレクサス等の高級車も見られる」というコメントと共に掲載した。

被告官部は、平成29年8月1日頃、原告15の親族が経営する食肉販売店を訪れ、原告15の親族との会話内容を記載した同月4日付け保全抗告理由書及び同月14日付け保全抗告準備書面を示現舎のホームページにおいて公開した。

20 (甲101、353、354、357、368、458、459、原告15本人)

イ 被告らは、本件訴訟手続において当裁判所に提出した平成28年8月3日付け準備書面(1)に、原告15が本件訴訟の第1回口頭弁論で行った意見陳述について「原告15こそ屁理屈を並べる、差別主義者である。」、「解放同盟の幹部がいかにも非常識で、異常・異様な思考をしているのか如実に示すものである。」と記載した上、これをインターネット上に公開した。

被告らは、平成29年2月17日付け準備書面(3)を作成して、当裁判所に提出し、平成29年3月13日の本件口頭弁論期日において陳述した。同書面には、承継前原告32の住所地を訪れてみたが、土地が整地されて新興住宅地の開発が始まっていた、承継前原告32は周囲の人間が差別されているかのように言うが、電話帳に自身の住所を掲載しながら「私も部落です」と周囲に主張すること自体が、同地が部落であると広めているように思う旨の記載があった。

ウ 被告官部は、原告15、承継前原告32及び原告248が本件仮処分申立て1に係る仮処分命令申立事件の審理において提出した陳述書を、平成28年3月28日、被告示現舎のホームページ上で、平成29年3月18日までに自身が管理するウェブサイト上で公開した。なお、承継前原告32は、平成28年12月14日、「『全国部落調査』復刻版出版差し止め事件裁判」と題するホームページ上に自らの陳述書を公開していた。他方、原告15は、同年11月29日、同ホームページ上に、自らの陳述書を公開したが、その内容は被告官部が公開した陳述書と異なり本件第1回口頭弁論期日における意見陳述の要旨と同内容のものであって、原告15の出身地の自治体名、実家の職業、過去の役職、及び原告15自身が体験した部落差別については記載されていなかった。

(甲3, 5, 95, 97ないし99, 乙254, 255)

エ 被告官部は、令和元年10月28日頃、原告32の本籍地に転籍した。

(甲441, 被告官部本人)

(2) 判断

ア 原告15に対する不法行為の成否

(ア) 被告官部は、平成28年4月9日頃、本件人物一覧に掲載された原告15の電話番号に電話を掛け、本人が出た旨を本件ツイッターアカウントにおいて発信したが(前記(1)ア)、被告官部が電話をかけた回数は1

度のみであり、当該発信によって原告15の電話番号にいたずら電話が増えた等の事情も認められないことからすれば、原告15において不法行為を構成するほどの権利侵害又は損害があったとは認められない。

5 (イ) 被告官部は、平成29年8月1日頃、原告15の親族が営んでいる食肉販売店を無断で訪れ、その際の親族との会話内容の一部をインターネット上に公開したが(前記(1)ア)、原告15の法的に保護されるべき権利や利益を具体的に侵害したとは認められない。

10 (ウ) 被告らは、原告15が本件訴訟の第1回口頭弁論で行った意見陳述について「解放同盟の幹部がいかにか非常識で、異常・異様な思考をしているのか如実に示すもの」と記載し、原告15を名指しして「屈理屈を並べる差別主義者である」と記載した準備書面(1)をインターネット上に公開した(前記(1)イ)。これらの記述は、「異常・異様な思考」、「差別主義者」などと原告15が異様な思考をする差別主義者であるかのような表現であり、原告15の名誉感情を侵害する侮辱的な表現であるというべきである。これに対し、被告らは、公益目的による正当な意見の表明である旨主張する。確かに、訴訟行為は当事者が互いに攻撃防御を尽くす必要があることから、民事訴訟における当事者の主張立証活動の中に、相手方の名誉感情を損なう表現が含まれていたとしても、それが直ちに不法行為を構成するとはいえず、正当な訴訟活動の範囲内にとどまる場合には、違法性が阻却されると解するのが相当である。しかし、被告らは、上記記述において、原告15の意見表明に対する反論という必ずしも本件の争点と直結しない点につき、「異常・異様な思考」、「差別主義者」といった殊更侮辱的な言葉を何ら必要性なく用いた上、このような記載をした準備書面を裁判所に提出して陳述しただけでなくインターネット上に公開しているのである。このような行為について、正当な訴訟活動ないし意見表明として違法性は阻却されないというべきである。

15

20

25

したがって、被告らが上記記載のある準備書面(1)を作成し、これをインターネット上に公開したことは、原告15の名誉感情を侵害する違法なものとして不法行為に当たる。

5 (ニ) 被告官部は、原告15の出身地の自治体名、現住所、実家の職業、現在及び過去の役職並びに原告15の差別体験などの情報が記載された原告15作成の陳述書を無断でインターネット上に公開したところ(前記(1)ウ)、これらの情報のうち現在及び過去の役職に関する情報を除く情報は、通常他人にみだりに知られたくない私的事項であるから、これを無断で公開することは原告15のプライバシーを違法に侵害するものとい

10 うべきである(なお、原告15については、別紙2のとおり、原告解放同盟に所属していることが既に一般に広く知られていたといふべきであるから、原告15の現在及び過去の役職はプライバシーに属する情報に当たらない。)。これに対し、被告らは、原告15作成の陳述書は、訴訟記録として誰でも閲覧することができるものであるから、これをインターネット上で公開してもプライバシーの侵害にはならないと主張するが、訴訟記録の閲覧の請求は裁判所書記官に対し書面でしなければならず(民訴法91条1項、民訴規則33条の2第1項)、その謄写は当事者及び利害関係を疎明した第三者に限られているのであって(民訴法91条3項)、自由に閲覧や複製の可能なインターネット上での公開とは質的に異なるものであって、採用できない。

15

20

イ 原告248に対する不法行為の成否

(ア) 被告官部は、平成29年6月頃、原告248所有の家屋及び自動車を無断で撮影した写真を掲載した記事をインターネットで公開したが(前記(1)ア)、同記事にはこれらの家屋や自動車が原告248のものであることを特定する記載はなく、原告248の法的に保護されるべき権利や利益を具体的に侵害したとは認められない。

25

(イ) 被告官部は、原告248の出身地の自治体名、現在並びに過去の役職、及び原告248の差別体験などの情報が記載された原告248作成の陳述書を無断でインターネット上に公開したところ（前記(1)ウ）、これらの情報は通常他人にみだりに知られたくない私的事項であるから、これを無断で公開することは原告248のプライバシーを違法に侵害するものというべきである。被告らは、原告248の陳述書は訴訟記録として誰でも閲覧することができるため、これを公開してもプライバシーの侵害にはならないと主張するが、かかる主張に理由がないのは上記ア説示のとおりである。

10 ウ 承継前原告32に対する不法行為の成否

(ア) 被告官部は、承継前原告32の出身地の自治体名、退職前の勤務先、現在の役職、及び承継前原告32自身が体験した部落差別などの情報が記載された承継前原告32作成の陳述書を無断でインターネット上に公開したが（前記(1)ウ）、承継前原告32は、上記陳述書を自らインターネット上に公開していることから（前記(1)ウ）、当該情報が不特定多数の他人に知られることについて容認していたものといわざるを得ない。したがって、被告官部の上記行為が承継前原告32のプライバシーを違法に侵害するとはいえない。

(イ) 被告らは、承継前原告32の住所地を訪れてみたが、土地が整地されて新興住宅地の開発が始まっていた、承継前原告32は周囲の人間が差別されているかのように言うが、電話帳に自身の住所を掲載しながら『私も部落です』と周囲に主張すること自体が同地が部落であると広めているように思う旨記載した準備書面(3)を作成し、当裁判所に提出した（前記(1)イ）。かかる記載は、承継前原告32が自らの住所を公開しながら同和地区出身者であると主張しているという事実を摘示し、それについてかえって承継前原告32の住所が同和地区であると広めている旨の評

価値をしているものであるが、あくまで被告らの考えを示したにすぎず、論評の域を外れるような侮辱的な文言が用いられているわけでもないから、承継前原告32の社会的評価を低下させるものとはいえないし、訴訟行為の範囲を逸脱するものでもない。

- 5 (ウ) 被告官部は、令和元年10月28日頃、承継前原告32の住所地に転籍したが(前記(1)エ)、これが承継前原告の死亡(平成30年9月12日)の後であることはおくとしても、転籍は本来的に自由に行えるものであり、承継前原告32に対する嫌がらせであると認めるに足る事情も
10 特段認められないから、承継前原告32に対する不法行為が成立するとはいえない。

エ 損害額

前記(1)認定の事実関係その他本件弁論に現れた事情を総合すると、被告らによる名誉感情侵害行為によって、原告15が被った精神的苦痛に対する慰謝料は1万円と、被告官部による陳述書の公開によって原告15及び
15 原告248が被った精神的苦痛に対する慰謝料はそれぞれ1万円と認めるのが相当である。

11 反訴(争点10ないし15)に関する認定事実

掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- 20 (1) 原告164は、平成29年2月10日、滋賀県米原市で開催された「部落解放研究第24回滋賀県集会」において、「新たな『部落地名総鑑事件』とネット公開」との表題でインターネットと部落差別に関する内容の講演(以下「本件講演」という。)を行った。本件講演は、本件本訴に係る被告らの行為の問題点や被害状況を内容とするものであった。被告官部及び被告三品が本件講演に出席したところ、講演途中で被告官部及び被告三品が聴講していることに気付いた原告164は、被告官部及び被告三品に対し、「ちょっと二人には、話を私は聞いてほしくないし、あの、居て欲しくないので、退
25

出してもらってもいいですかね。」、「あなたの存在自体ですごいしんどい
思いをする当事者が多分いるんですよ。」、「私が話しくいんです、あな
たたちがいると。私はあなたを見るだけで気分が悪くなるんです。」などと
述べた。これを受けて、本件講演の主催者が、被告官部及び被告三品に対し、
5 「おとなしい聞いてても彼がしゃべりにくい言う時点で、それは、やっぱり
しっかり実行委員会としても、しっかりしゃべってもらわなあかんの。」、
「みなさんに迷惑かかるので、退席してもらえませんか。」などと述べた。
被告三品は、「ひどいなあ、お金払ってるのに」、「おとなしく聞いて
るだけじゃないですか。」などと述べたが、上記主催者が「ほんなもう、退
10 室してください」と述べたところ、「分かりました。」と述べ、被告官部と
ともに退出した。被告官部及び被告三品は、本件講演の資料を返却し、上記
主催者から、参加料の返却を受けた。

(甲370, 371, 乙574, 原告164本人)

(2) 原告解放同盟は、令和元年5月頃、各都道府県連合会に対し、「『全国部
15 落調査』裁判の被告、鳥取ループ・示現舎の官部龍彦・三品純が地区住民や
隣保館を訪ねて事細かに話を聞き出し、『部落探訪』なるホームページで写
真や動画とあわせて公開しています。部落を晒す悪質な差別行為です。下記
の留意事項を参考に絶対に協力しないようお願いします。」と記載した文書
(以下「本件文書」という。)を配布した。本件文書の最上部には「組織内
20 部のみで閲覧・保管してください。」、右下には「取扱注意」という記載が
あり、本件文書の約2分の1のスペースを用いて被告官部及び被告三品の顔
写真が貼付されていた。なお、原告解放同盟は、被告官部及び被告三品が東
京地方裁判所司法記者クラブで行った記者会見の際に撮影された写真を、同
写真が掲載された文書から引用して本件文書を作成した。

(乙549, 原告15本人)

12 本件反訴の提起が訴権の濫用に当たるか(争点10)

原告らは、本件反訴は被告らが法律的根拠を欠くことを知りながら、又は容易に知り得たにもかかわらず、あえて提起したものであり、かつ裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くから、訴権の濫用に当たり不適法であると主張する。

5 しかし、原告らは、本件反訴のどの部分が法律的根拠を欠くのか、被告らがそのことを知り、又は容易に知り得たことの具体的根拠について明確な主張をしていない。かえって、後記に説示するところによれば、本件反訴がおおよそ法律的根拠を欠くものとは認め難く、原告らの主張は採用できない。

10 1 3 本件仮処分申立て1が被告示現舎に対する不法行為を構成するか(争点1
1)

被告らは、別件申立人らが、本件仮処分申立て1を行ったため、被告示現舎が本件出版予定物の販売の機会を逸して損害を被ったと主張する。

15 しかしながら、被告らは、本件仮処分申立て1が違法であるとする根拠について明確に主張をしていないし、被告示現舎において生じた損害について何ら立証をしていない。この点はおき、本件仮処分申立て1に係る仮処分命令申立事件においてこれを認容する旨の仮処分決定がされ、被告示現舎の保全異議の申立てにより、原告解放同盟の申立てを却下する旨の決定がされたことは前提事実(3)ウのとおりであるとしても、その余の別件申立人らの申立てに係る部分の保全決定は維持する旨の決定がされたことに照らすと、被告示現舎に違法な仮処分の執行により損害が生じたとは認められない。また、本件本訴において、別件申立人らのうち、原告解放同盟、原告15、原告177及び原告248の被告示現舎に対する本件出版予定物の出版差止めの請求は理由がないことは、前記3説示のとおりであるが、本件本訴において、本件出版予定物のうち別紙1の記載1の部分の出版が差し止められていることに照らすと、被告示現舎に違法な仮処分の執行により損害が生じたとは認めることもできない。

25 1 4 本件仮処分申立て2が被告官部に対する不法行為を構成するか(争点12)

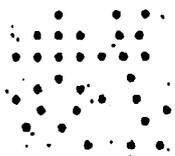
被告らは、別件申立人らが、本件仮処分申立て2を行ったため、被告官部の学問の自由や表現の自由が侵害されたと主張する。

しかしながら、被告らは、本件仮処分申立て2が違法であるとする根拠について明確に主張していない。この点はおき、前提事実(4)カのとおり、本件仮処分申立て2を認める仮処分命令が、保全抗告審においてその一部が取り消されて当該部分の申立てが却下されたとしても、その余の部分は維持する旨の決定がされたことに照らすと、上記仮処分命令のうち本件仮処分命令申立て2が却下された部分のみにより被告官部に具体的な損害が生じたとは認められない。また、本件本訴において、別件申立人らの請求のうち本件仮処分申立て2と同趣旨の部分が全て認容されるわけではないことは前記3、5、6及び8説示のとおりであるが、その相当部分につき公表の差止請求が認容されていることに照らすと、被告官部に違法な仮処分の執行により損害が生じたと認めることもできない。

15 本件本訴の提起が被告三品に対する不法行為を構成するか（争点13）

被告らは、原告らの被告三品に対する訴え提起は違法であり不法行為に当たると主張する。この点につき、民事訴訟を提起した者が敗訴の確定判決を受けた場合において、当該訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解するのが相当である（最高裁昭和60年(オ)第122号同63年1月26日第三小法廷判決・民集42巻1号1頁参照）。

これを本件についてみると、前記4(3)、7(2)説示のとおり、本件本訴において被告三品が本件地域一覧や本件人物一覧の掲載に関与していたと認めることはできないものの、前記10(2)ア、エ説示のとおり、被告三品は原告15に



5 対しては、名誉感情侵害の不法行為に基づく損害賠償責任を負う。また、被告三品は、被告官部と共に被告示現舎の業務執行役員を務め、自宅を被告示現舎の事務所として提供していた上、被告官部と共同してウェブページ「示現舎」を運営し、同和地区に関する書籍を出版していたのであるから（前提事実(1)イ、被告三品本人）、原告らにおいて、被告三品が本件地域一覧や本件人物一覧の掲載に関与していたと考えたとしてもやむを得ないというべきであり、原告らが被告三品に対する請求が事実的根拠を欠くことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したとは認められない。したがって、被告三品に対する本訴提起が不法行為に当たるとはいえない。

10

16 被告三品は原告164の講演会から違法に追い出されたか（争点1.4）

被告らは、原告164が、本件講演から被告三品を無理やり追い出し、フリーライターとしての業務を妨害したと主張し、被告三品の陳述記載（乙285、412）中には、上記主張に沿う部分が存在する。

15

しかし、前記11(1)で認定した事実を照らすと、被告三品が出席した本件講演は本件本訴の内容も含むものであったこと、原告164は本件訴訟の相手方である被告官部及び被告三品が出席していることに気付いて本件講演を続けることに困難を感じ、本件講演の主催者が本件講演を行う上で迷惑になるとして被告らに退出を促し、被告三品は不満を表明していたが最終的には「分かりました」と述べて任意で退出したものと評価でき、これに反する被告三品の上記陳述記載は採用できない。本件講演が本件本訴の内容を含むものである以上、原告164が本件訴訟の相手方である被告官部及び被告三品の前では本件講演を行うことに困難を感じて、被告官部及び被告三品に退出を促したのもやむを得ない面があり、本件講演の主催者がこの原告164の意向を受けて、被告官部及び被告三品に退出するよう説得し、被告三品も最終的には本件講演の主催者の説得に応じて任意で本件講演を退出したのであるから、原告164の上記

20

25

行為が不法行為を構成するほど違法であったということとはできない。したがって、被告らの主張は採用できない。

1.7 原告解放同盟が被告官部及び被告三品の顔写真を無断で使用した文書を支部や地方協議会等に配布したことが不法行為を構成するか（争点15）

5 (1) 被告らは、原告解放同盟が本件文書に被告官部及び被告三品の顔写真を無断で使用したことが被告官部及び被告三品の肖像権を侵害すると主張する。

この点につき、人はみだりに自己の容ぼう等を撮影され、公表されない人格的利益である肖像権を有するが、本件文書において使用された写真は被告官部及び被告三品が本件訴訟について自ら行った記者会見の場で撮影された写真であり、その撮影自体が原告解放同盟の違法行為によるものでないことは明らかである上、被告官部及び被告三品において、これらの写真が一般に使用されることは容認していたものと推認される。また、前記1.1(2)認定に係る本件文書の記載内容に照らすと、本件文書は原告解放同盟がその構成員に

10 対して被告官部及び被告三品の取材が不適切であるとしてこれに協力しないように呼び掛けるために、原告解放同盟内部のみで使用することを予定して作成されたものと推認され、これに被告官部及び被告三品の顔写真を掲載した行為は、被告官部及び被告三品の容ぼうをみだりに公表するものともいえない。したがって、上記の写真の使用は、被告官部及び被告三品の肖像権を侵害するものとはいえない。

15 (2) 被告らは、原告解放同盟が本件文書において被告官部及び被告三品が部落の場所や風景等を公開した行為を悪質な差別行為であると述べたことが被告官部及び被告三品の社会的評価を低下させ、その名誉権を侵害すると主張する。この点につき、本件文書は、被告官部及び被告三品が同和地区住民や隣保館を訪ねて事細かに話を聞き出し、「部落探訪」なるホームページで写真や動画と併せて公開している旨を摘示して、その行為は悪質な差別行為である

20

25

ると論評するものである。しかし、本件文書は原告解放同盟内部向けのもの

でありその閲覧対象は限られているため、被告官部及び被告三品の社会的評価を低下させるとはいえない上、「部落探訪」（甲16；446，乙158ないし166等）の作成名義は被告官部の運営するウェブサイト（前提事実(1)イ）と同一の名称である「鳥取ループ」とされているものの、これらは被告示現舎のホームページに掲載されており、その内容も被告示現舎の活動に沿うものであったことに加えて、前記15脱示に係る被告示現舎と被告三品との関係からすれば、上記の摘示事実は真実である又はそうと信ずるにつき相当の理由があったというべきであり、違法性は認められない。

(3) 被告らは、被告官部及び被告三品が出版・著述業務の一環として隣保館の職員に取材を行ってきたが、本件文書によって取材ができなくなり、その業務を妨害されたと主張するが、取材ができなくなったことについて具体的な立証がないから、被告らの主張は採用できない。

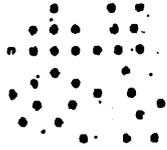
1.8 承継前原告らの死亡に伴う削除及び差止め請求の取扱いについて

なお、記録によれば、承継前原告らは、本件口頭弁論の終結前である別紙当事者目録の対応する備考欄記載の日に死亡したことが記録上明らかであるところ、承継前原告らの別紙書籍目録及び別紙ウェブサイト目録の削除及び差止め請求権は請求権者の一身に専属する権利であって相続の対象となり得ないものと解されるから、本件訴訟のうち承継前原告らの別紙書籍目録及び別紙ウェブサイト目録の削除及び差止め請求に関する部分は、同人らの死亡によりいずれも当然に終了したというべきである。

したがって、当該部分については、承継前原告らの死亡により終了したことを宣言することとする。

第4 結論

その他、被告らは縷々主張するが、被告ら提出の準備書面等に記載された主張に照らし、提出された全証拠を精査しても、以上の認定判断を覆すに足りる事情は見当たらない。



5 以上によれば、承継前原告らの別紙書籍目録及び別紙ウェブサイト目録の削除及び差止請求に関する部分については、訴訟の終了を宣言することとし、それ以外の原告らの本訴請求は、主文第1項ないし第10項の限度で理由があるからその限度で認容し、その余は棄却することとし、出版差止め並びに記事の削除及び公開差止めについての仮執行宣言は相当でないから、これを付さないこととして、被告らの反訴請求は理由がないからいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第12部

10

裁判長裁判官

成田晋司 

裁判官

作田寛之 

15

裁判官

吉田怜未 

令和5年6月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 
令和4年(ネ)第1893号 各損害賠償等、同反訴請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所平成28年(ワ)第12785号(第1事件)、同年(ワ)第17680号(第2事件)、同年(ワ)第28219号(第3事件)、同29年(ワ)第32358号(第4事件)、同30年(ワ)第34522号(第5事件))
口頭弁論終結日 令和5年2月1日

判 決

当事者の表示 本判決別紙1当事者目録記載のとおり(なお、以下、当事者の呼称等は、特に断りのない限り、原判決の例による。)

主 文

- 1 1審原告解放同盟並びに1審原告23、32、56、74、136、146、149、161、165、173、246及び247を除く1審原告らの本件各控訴に基づき、原判決主文第1項ないし第8項及び第10項を次のとおり変更する。
 - (1) 1審被告官部及び1審被告示現舎は、本判決別紙2書籍目録記載1及び3の各著作物のうち、本判決別紙4記載1の部分について、出版、販売又は頒布してはならない。
 - (2) 1審被告官部及び1審被告示現舎は、本判決別紙2書籍目録記載2の著作物のうち、本判決別紙4記載2の部分について、出版、販売又は頒布してはならない。
 - (3) 1審被告官部及び1審被告示現舎は、本判決別紙3ウェブサイト目録記載1(1)ないし(3)の各ファイルのうち、本判決別紙4記載3の部分をそれぞれ削除せよ。
 - (4) 1審被告官部及び1審被告示現舎は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、本判決別紙3ウェブサイト目録記載1(1)ないし(3)の各ファイルのうち、

本判決別紙4記載3の部分についてウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む。）等の一切の方法による公表をしてはならない。

(5) 1審被告官部及び1審被告示現舎は、本判決別紙3ウェブサイト目録記載1(4)のウェブページのうち本判決別紙4記載1の部分及び同目録記載4の各PDFデータのうち本判決別紙4記載2の部分をそれぞれ削除せよ。

(6) 1審被告官部及び1審被告示現舎は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、本判決別紙3ウェブサイト目録記載1(4)のウェブページのうち本判決別紙4記載1の部分、同目録記載4の各PDFデータのうち本判決別紙4記載2の部分及び同目録記載2のウェブページのうち本判決別紙4記載4の部分について、ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む。）等の一切の方法による公表をしてはならない。

(7) 1審被告らは、本判決別紙5の「1審原告番号」欄記載の各1審原告らに対し、連帯して、それぞれ同別紙の「認容金額」欄記載の金員及びこれに対する1審被告官部については同別紙の「遅延損害金起算点（1審被告官部）」欄記載の日から、1審被告示現舎及び1審被告三品については同別紙の「遅延損害金起算点（1審被告示現舎及び同三品）」欄記載の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(8) 1審被告らは、1審原告15及び1審原告248に対し、連帯して各1万円及びこれに対する令和元年11月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 1審原告解放同盟、1審原告23、32、56、74、136、146、149、161、165、173、246及び247の本件各控訴並びに1審被告らの本件各控訴をいずれも棄却する。

3 本件訴訟のうち、承継前1審原告161の本判決別紙2書籍目録及び本判決

別紙3ウェブサイト目録に係る削除及び差止の請求に関する部分は、承継前1審原告161の死亡により終了した。

4 主文第1項冒頭の1審原告らと1審被告らとの間に生じた訴訟費用は、第1、2審を通じて、これを5分し、その4を主文第1項冒頭の1審原告らの負担とし、その余を1審被告らの負担とし、主文第2項の1審原告らの本件各控訴に係る控訴費用は主文第2項の1審原告らの負担とし、1審被告らの本件各控訴に係る控訴費用は1審被告らの負担とする。

5 この判決は、第1項(7)及び(8)に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 1審原告ら

- (1) 原判決主文第1項ないし第11項を次のとおり変更する。
- (2) 1審被告らは、本判決別紙2書籍目録記載の著作物を出版、販売または頒布してはならない。
- (3) 1審被告らは、本判決別紙3ウェブサイト目録記載の各記事を削除せよ。
- (4) 1審被告らは、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、本判決別紙3ウェブサイト目録記載の各記事等につき、ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化（いずれも一部を抽出しての掲載を含む。）等の一切の方法による公表をしてはならない。
- (5) 1審被告らは、1審原告15、32及び248各自に対し、連帯して、330万円及びこれに対する令和元年11月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (6) 1審被告らは、第1事件原告ら（ただし、1審原告15及び32を除く。）各自に対し、連帯して、110万円及びこれに対する1審被告官部については平成28年5月22日から、1審被告示現舎及び1審被告三品については同月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(7) 1審被告らは、第2事件原告ら各自に対し、連帯して、110万円及びこれに対する1審被告官部については平成28年6月11日から、1審被告示現舎及び1審被告三品については同月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(8) 1審被告らは、第3事件原告ら各自に対し、連帯して、110万円及びこれに対する平成28年9月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 1審被告ら

(1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 1審原告らの請求をいずれも棄却する。

(3) 1審原告解放同盟、1審原告15、30、32、177及び248は、1審被告示現舎に対し、連帯して、160万円及びこれに対する平成28年3月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(4) 1審原告解放同盟、1審原告15、30、32、177及び248は、1審被告官部に対し、連帯して、160万円及びこれに対する平成28年3月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(5) 1審原告らは、1審被告三品に対し、連帯して、160万円及びこれに対する平成28年6月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(6) 1審原告164は、1審被告三品に対し、30万円及びこれに対する平成28年6月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(7) 1審原告解放同盟は、1審被告官部及び1審被告三品各自に対し、100万円及びこれに対する令和2年8月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要（略語は、特に断りのない限り、原判決の例による。なお、原判決中の「別紙」を「原判決別紙」に読み替えるものとする。以下同じ。）

1 事案の要旨

(1) 本訴請求 (第1事件ないし第4事件)

ア 差止請求 (削除及び公表の禁止請求。前記第1の1(2)ないし(4)の各請求)

1審原告らは、1審被告らが、かつて被差別部落があったとされる地域 (以下「本件地域」又は「同和地区」ともいう。)の所在を明らかにする情報 (以下「本件地域情報」という。)を記載した本判決別紙2書籍目録 (原判決別紙書籍目録と同じ。以下「本件書籍目録」ともいう。)記載の各著作物の出版等や、本件地域情報や1審原告らの個人情報に記載した本判決別紙3ウェブサイト目録 (原判決別紙ウェブサイト目録と同じ。以下「本件ウェブサイト目録」ともいう。)記載の各記事等の公表により、1審原告解放同盟を除く1審原告らのプライバシー、名誉権及び差別されない権利が、1審原告解放同盟の名誉権、差別されない権利及び業務を円滑に行う権利がそれぞれ侵害されるおそれがあると主張して、1審被告らに対し、人格権に基づく妨害排除請求及び妨害予防請求として、①本件書籍目録記載の各著作物の出版、販売又は頒布の禁止 (前記第1の1(2)の請求)、②本件ウェブサイト目録記載の各記事等の削除及び公表の禁止 (前記第1の1(3)及び(4)の各請求)をそれぞれ求めている。

イ 損害賠償請求 (前記第1の1(5)ないし(8)の各請求)

(ア) 1審原告ら (1審原告15、32及び248を除く。)は、1審被告らが本件ウェブサイト目録記載1(4)のウェブページに「全国部落調査」の「各府県別部落調査」を活字化して所在地を追加した一覧表 (本件地域一覧)を、同目録記載3(1)のウェブページに「部落解放同盟関係人物一覧」と題して1審原告解放同盟の役員等の名前、役職、住所、電話番号及び勤務先等の個人情報 (本件人物一覧)をそれぞれ掲載して公表したことにより、プライバシー、名誉権及び差別されない権利が侵害されたと主張して、1審被告らに対し、民法709条、719条及び会社法597条に基づく損害賠償請求として、①1審原告15及び32を除く

第1事件原告らは、各損害金110万円及びこれに対する第1事件の訴状送達の日(1審被告官部については平成28年5月22日、1審被告示現舎及び1審被告三品については同月26日)から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法(以下「改正前民法」という。)所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払(前記第1の1(6)の請求)を、②第2事件原告らは、各損害金110万円及びこれに対する第2事件の訴状送達の日(1審被告官部については平成28年6月11日、1審被告示現舎及び1審被告三品については同月27日)から改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払(前記第1の1(7)の請求)を、③第3事件原告らは、各損害金110万円及びこれに対する第3事件の訴状送達の日(平成28年9月3日)から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払(前記第1の1(8)の請求)を、それぞれ求めている。

(イ) 1審原告15、32及び248(第4事件原告)は、①上記ア)の事由に加え、②1審被告らが1審原告15、32及び248の陳述書をインターネット上で公開したことなどにより、プライバシーや名誉権が侵害されたと主張して、1審被告らに対し、民法709条、719条及び会社法597条に基づく損害賠償請求として、各損害金330万円及びこれに対する令和元年11月7日(令和元年10月31日付け請求の趣旨拡張申立書送達の日)から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払(前記第1の1(5)の請求)をそれぞれ求めている。

(2) 反訴請求(第5事件)

ア 損害賠償請求①(前記第1の2(3)の請求)

1審被告示現舎は、1審原告解放同盟、1審原告15、30、承継前1審原告32、1審原告177及び248(以下、これらの1審原告を

総称して「別件申立人ら」ということがある。)がした本件書籍目録記載1の著作物に係る出版禁止仮処分命令の申立て(以下「本件仮処分申立て1」という。)により、上記著作物を販売する機会を失ったと主張して、1審原告解放同盟、1審原告15、30、32、177及び248に対し、民法709条及び719条に基づく損害賠償請求として、損害金160万円及びこれに対する平成28年3月28日(上記申立てに基づく仮処分命令が発令された日)から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めている。

イ 損害賠償請求②(前記第1の2(4)の請求)

1審被告宮部は、別件申立人らがした本件ウェブサイト目録記載1ないし3のファイル等に係る公開差止仮処分命令の申立て(以下「本件仮処分申立て2」という。)により学問の自由や人格権等を侵害されたと主張して、1審原告解放同盟、1審原告15、30、32、177及び248に対し、民法709条及び719条に基づく損害賠償請求として、損害金160万円及びこれに対する平成28年3月28日(上記アの仮処分命令が発令された日)から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めている。

ウ 損害賠償請求③(前記第1の2(5)の請求)

1審被告三品は、1審被告三品に対する本訴請求に係る訴えの提起は違法であると主張して、1審原告らに対し、民法709条及び719条に基づく損害賠償請求として、損害金160万円及びこれに対する平成28年6月1日(第1事件の訴状が1審被告三品に送達された日の後の日)から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めている。

エ 損害賠償請求④(前記第1の2(6)の請求)

1審被告三品は、1審原告164が講演会から1審被告三品を追い出し

たことにより業務を妨害されたと主張して、1審原告164に対し、民法709条に基づく損害賠償請求として、損害金30万円及びこれに対する平成28年6月1日（上記ウと同じ日）から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている。

オ 損害賠償請求⑤（前記第1の2(7)の請求）

1審被告官部及び1審被告三品は、1審原告解放同盟は1審被告官部及び1審被告三品の顔写真を掲載した文書を配布して1審被告官部及び1審被告三品の肖像権及び名誉権を侵害し、また、関係者に対し1審被告官部及び1審被告三品の取材に協力しないことを求めたことにより業務を妨害されたと主張して、1審原告解放同盟に対し、民法709条に基づく損害賠償請求として、各損害金100万円及びこれに対する令和2年8月18日（同年7月20日付け反訴請求の趣旨拡張申立書が送達された日）から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている。

2 原審の判断等

(1) 本訴請求について

ア 主な争点に対する判断

(ア) (訴えの適法性・争点1)

1審原告ら及び1審被告らはいずれも当事者適格に欠けるものではなく、訴えの利益も認められる。

(イ) (本件地域情報に係る人格権侵害・争点2)

本件地域一覧の公表等は、1審原告解放同盟を除く1審原告らのうち、その現在の住所又は本籍が本件地域一覧に本件地域（かつて被差別部落があったとされる地域）として記載された地域に属する者との関係では、そのプライバシーを違法に侵害するものであり、その社会的評価の低下を認める余地はあるが、差別されない権利の内実は不明確であるから、

同権利を侵害されたとの1審原告らの主張は採用することができない。
また、1審原告解放同盟の業務を円滑に行う権利が侵害されたと認められない。

(ウ) (本件地域情報に係る損害賠償責任・争点3)

1審被告宮部は、本件書籍目録記載3の著作物のオークションへの出品及び本件ウェブサイト目録記載1及び2のファイル等の掲載について損害賠償責任を負うが、本件書籍目録記載1及び2の各著作物は出版されるに至っていないから、これについて損害賠償責任を負わない。また、1審被告示現舎及び1審被告三品が本件書籍目録記載3の著作物の出版等や本件ウェブサイト目録記載のファイル等の掲載に関与したことを認めるに足りる的確な証拠はないから、1審被告示現舎及び1審被告三品は損害賠償責任を負わない。

(エ) (本件地域情報に係る差止めの必要性・争点4)

本件地域一覧の公表によるプライバシー侵害が認められる1審原告らが受けるおそれがある損失は事後的な回復を図ることが不可能であるから、その住所又は本籍の属する都道府県の範囲で差止めを認める必要性がある。

(オ) (本件人物一覧に係る損害賠償責任・争点5及び6)

1審原告解放同盟に所属していることや住所及び電話番号等を本件人物一覧に掲載したことはプライバシーを侵害するものであり、1審被告宮部は、本件人物一覧を掲載したことを認めるに足りる証拠はないとしても、同和地区Wikiの管理者として、本件人物一覧が同和地区Wikiに掲載されたことを認識した平成28年3月26日の時点でこれを削除すべきであったにもかかわらず、同年4月9日まで削除しなかったことについて損害賠償責任を負い、1審被告示現舎及び1審被告三品はこれを負わない。

(カ) (本件人物一覧に係る差止めの必要性・争点7)

本件人物一覧は既に削除されており、1審被告官部が今後本件人物一覧を公開することが明らかに予想されるとは認められない。

イ 差止請求について

原審は、①1審被告官部及び1審被告示現舎に対し、本件書籍目録記載1の著作物の原判決別紙1記載1の部分について、同目録記載2の著作物の同別紙記載2の部分について、それぞれ出版、販売又は頒布の禁止を求める限度で(原判決主文第1項及び第2項)、②1審被告官部に対し、同目録記載3の著作物の同別紙記載1の部分について出版、販売又は頒布の禁止を求める限度で(同第3項)、③1審被告官部に対し、本件ウェブサイト目録記載1(1)ないし(3)の各ファイルについて、同別紙記載3の部分の削除を求める限度で(同第4項)、④1審被告官部に対し、同目録記載1(1)ないし(3)の各ファイルにつき、同別紙記載3の部分の公表の禁止を求める限度で(同第5項)、⑤1審被告官部に対し、同目録記載1(4)のウェブページにつき同別紙記載1の部分及び同目録記載4の各PDFデータにつき同別紙記載2の部分の各削除を求める限度で(同第6項)、⑥1審被告官部に対し、同目録記載1(4)のウェブページにつき同別紙記載1の部分、同目録記載4の各PDFデータにつき同別紙記載2の部分及び同目録記載2のウェブページにつき同別紙記載4の部分の各公表の禁止を求める限度で(同第7項)、それぞれ認容し、その余の部分はいずれも棄却した(同第11項)。

ウ 損害賠償請求について

原審は、①原判決別紙原告認容金額目録記載の「原告番号」欄記載の各1審原告らが、1審被告官部に対し、それぞれ同目録の「認容金額」欄記載の金員及びこれに対する同目録の「遅延損害金起算点」欄記載の日から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支

払を求める限度で（同第8項）、②1審原告15が、1審被告らに対し、1万円及びこれに対する令和元年11月7日から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で（同第9項）、③1審原告15及び248が、1審被告官部に対し、各1万円及びこれに対する令和元年11月7日から支払済みまで改正前民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で（同第10項）、それぞれ認容し、その余の部分をいずれも棄却した（同第11項）。

エ なお、原審は、承継前1審原告ら（承継前1審原告23、25、32、136及び165）の差止請求に係る訴訟については、その死亡により当然に終了したと宣言した（同第13項）。

(2) 反訴請求について

原審は、(ア)損害賠償請求①ないし③について、本件仮処分申立て1及び2並びに本訴の提起はいずれも不法行為を構成しない（争点11ないし13）、(イ)損害賠償請求④について、1審原告164の行為が不法行為を構成するまでの違法であったとはいえない（争点14）、(ウ)損害賠償請求⑤について、写真の掲載は1審被告官部及び1審被告三品の肖像権を侵害するものではなく、当該書面の内容について違法性は認められない（争点15）などと判示して、1審被告らの損害賠償請求をいずれも棄却した（原判決主文第12項）。

(3) 1審原告ら及び1審被告らは、原判決の判断を不服として控訴をし、1審原告らは自らの請求の全部認容を（前記第1の1）、1審被告らは、1審原告らの請求の全部棄却と自らの請求の全部認容を（前記第1の2）、それぞれ求めた。

3 前提事実

本件における前提事実（当事者間に争いのない事実又は後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）は、以下のとおり原判決を

補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第2の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決7頁1行目及び6行目の各「別紙2」をいずれも「本判決別紙2」に改め、同頁8行目冒頭に「(ア)」を、同行の「被告示現舎は、」の次に「平成27年11月18日に設立された」をそれぞれ加え、同頁16行目の「業務執行役員」を「業務執行社員」に改め、同頁17行目末尾の次に改行して次のとおり加える。

「(イ) 1審被告官部は、平成17年10月に「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」が成立したことがきっかけで、「鳥取ループ」を立ち上げ、鳥取県の同和事業や同和教育に関する情報を公開してきたが、行政に請求しても同和地区の場所は開示されないことから、平成20年頃から同和地区を特定する方法を研究するようになり、鳥取県内の同和地区マップや大阪府及び滋賀県の同和地区一覧を掲載してきた。また、1審被告官部及び1審被告三品は、平成23年4月から「同和と在日」を、同年8月には「部落ってどこ？部落民ってだれ？」をそれぞれ発刊した。(乙147、413、1審被告官部本人24頁)

1審被告官部は、平成23年に全国部落解放協議会を設立し、また、神奈川県人権啓発センターを主宰して、YouTubeに神奈川県人権啓発センターのチャンネルを有し、部落探訪動画を掲載していた(甲428、435、489、493、494、1審被告官部本人28、31頁)。」

(2) 原判決7頁19行目の「被告官部は、」の次に「同和地区を網羅的に調査して特定するため、21世紀の全同和地区実態調査サイトと称して(甲9、1審被告官部本人26、27頁)。」を加える。

(3) 原判決8頁13行目の「被告官部及び被告示現舎は、」を「1審被告官部は、平成27年12月頃、大学の図書館で「全国部落調査」を発見したこと

から、これを謄写し（甲19、1審被告官部本人1、2頁）」に、同頁15行目の「原点」を「原典」にそれぞれ改める。

(4) 原判決13頁20行目末尾の次に改行して次のとおり加える。

「(5) 本件訴訟の経緯等

ア 1審原告解放同盟及び1審原告1ないし211を含む212名は平成28年4月19日に第1事件を、1審原告212ないし244を含む33名は同年6月1日に第2事件を、1審原告245ないし247の3名は同年8月23日に第3事件を、1審原告248は平成29年9月25日に第4事件を、それぞれ提起した。また、1審原告15、32及び248は、令和元年10月31日付け請求の趣旨拡張申立書により、各損害賠償請求を拡張した。

なお、第1事件を提起した1審原告13名及び第2事件を提起した1審原告1名は、令和3年3月17日、訴えを取り下げた。

イ 1審被告らは、平成30年11月2日、反訴を提起し、1審被告官部及び1審被告三品は、令和2年7月20日付け反訴請求の趣旨拡張申立書により、請求を拡張した。

なお、1審被告らは、令和3年3月18日の原審第13回口頭弁論期日において、第1事件を提起した13名及び第2事件を提起した1名に対する反訴請求の訴えを取り下げた。」

4. 争点及び争点に関する主張

(1) 本件における争点は、原判決の「事実及び理由」の第2の2に記載のとおりであり、争点に関する当事者の主張は、後記(2)の当審における1審被告らの補充主張を付加するほかは、同第2の3（原判決別紙3-1及び3-2）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 当審における1審被告らの補充主張

ア 1審原告らが証拠提出した令和元年7月26日付け事実実験公正証書

(甲344)、令和4年10月3日付け事実実験公正証書(甲490)及び同年11月7日付け事実実験公正証書(甲491。以下、それぞれ「事実実験公正証書①」、「事実実験公正証書②」、「事実実験公正証書③」といい、これらを併せて「本件事実実験公正証書」という。)は、個人原告らが「被差別部落の出身者」であることを認定するものであり、違法なものである。

イ 本件事実実験公正証書は、中立的な立場にない公証人が作成したものであり、公証人法22条3号に違反する。

ウ 本件事実実験公正証書の内容は、事実実験公正証書①及び②では1審原告201及び248に係る記載内容が異なっており、また、事実実験公正証書①と同②及び同③では、「被差別部落出身者」の要件が異なっているから、信用性は否定される。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、(1)本訴請求のうち差止請求については、1審被告官部及び1審被告示現舎との関係において、①本件書籍目録記載1及び3の各著作物については本判決別紙4記載1の部分の限度で、同目録記載2の著作物については同別紙記載2の部分の限度で出版等の禁止する必要性が認められ、②本件ウェブサイト目録記載1(1)ないし(3)の各ファイルについては本判決別紙4記載3の部分の限度で、同目録記載1(4)のウェブページについては同別紙記載1の部分の限度で、同目録記載4の各PDFデータについては同別紙記載2の部分の限度で、それぞれ削除を命じるのが相当であり、③本件ウェブサイト目録記載1(1)ないし(3)の各ファイルについて本判決別紙4記載3の部分の限度で、同目録記載1(4)のウェブページについては同別紙記載1の部分の限度で、同目録記載4の各PDFデータについては同別紙記載2の部分の限度で、同目録記載2のウェブページについては同別紙記載4の部分の限度で、それぞれ公表を禁止する必要性が認められ、(2)本訴請求のうち損害賠償請求については、①1審被告ら

は、本件地域情報及び本件人物一覧の公表等について、本判決別紙5の「1審原告番号」欄記載の各1審原告らに対する同目録の「認容金額」欄記載の各損害金の損害賠償責任がある、②1審被告らは、1審原告15に対し準備書面を公開したことについて、1審原告15及び248に対し陳述書を公開したことについて、それぞれ損害賠償責任がある、(3)1審被告らの反訴請求に係る1審原告らの不法行為はいずれも認められないと判断する。その理由は以下のとおりである。

なお、①本訴請求に係る各訴えは適法であること(争点1)及び②承継前1審原告らの差止請求に係る訴訟が、その死亡により終了したことは、原判決の「事実及び理由」の第3の2及び1.8に記載のとおりであるから、これを引用する(ただし、原判決25頁5行目の「主張するが、」の次に「上記請求(差止請求及び損害賠償請求)に係る訴えは、その内容に照らし、いずれも給付の訴えであるところ、」を、57頁2.0行目末尾の次に「また、承継前1審原告161についても、令和2年12月20日に死亡したことが記録上明らかであるから、同様である。」をそれぞれ加える。)

2 認定事実

後掲各証拠及び弁論の全趣旨により認定することができる事実は、以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決15頁4行目の「一部」を「族称欄」に、同頁9行目から10行目にかけての「上記アの差別の問題(いわゆる同和問題)について」を「いわゆる同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態に置かれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題であ

るとし、その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにあり、最近、この集団的居住地域から離脱して一般地区に混住するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身であるがゆえに身分的差別の扱いを受けているとした上で、」にそれぞれ改める。

- (2) 原判決16頁25行目の「大阪府は、」の次に「昭和60年、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域）に居住していること又は居住していたことを理由になされる結婚差別、就職差別等の差別事象（以下「部落差別事象」という。）を引き起こすおそれのある調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人権の擁護に資することを目的とする「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を制定し、」を、同行の「平成9年、」の次に「同条例に基づき、」を、17頁1行目の「平成10年、」の次に「同条例に基づき、」をそれぞれ加える。

- (3) 原判決18頁2行目末尾の次に改行して次のとおり加える。

「しかし、令和3年8月、宇都宮市の行政書士が、身辺調査を受任した探偵の依頼により、該当者の戸籍謄本を取得し、これを探偵に渡したことから、戸籍法違反の容疑で逮捕され、略式命令を受けた。」

- (4) 原判決18頁3行目の「甲13」を「甲13、468」に改め、同行末尾の次に改行して次のとおり加える。

「ギ 政府は、同和对策事業特別措置法、地域改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号）及び地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）のいわゆる同和三法により、昭和44年から平成14年にかけて、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）における「経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与す

ること」を目的として、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等に関する事業を実施したところ、その結果、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も推進されるなど、同和問題に関する状況が大きく変化したこと等を踏まえ、同和地区・同和関係者を対象とする特別対策は、平成14年3月をもって終了し、その後の同和問題への対応は、一般対策の中で必要とされる施策を適宜適切に実施していくこととした。

平成12年に施行された人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号。以下「人権教育啓発推進法」という。）は、人権教育及び人権啓発について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、また、同法7条において、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画の策定が国の責務としたことから、平成14年3月に人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更。以下「基本計画」という。）が策定され、基本計画では、同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消に向けて進んでいるが、地域により程度の差はあるものの、依然として根深く存在していることから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象がみられるとし、政府が同和問題の解決を図るための人権教育・啓発の取組を行うことなどが指摘された。（甲375）」

- (5) 原判決18頁4行目冒頭の「キ」を「ク」に、同頁14行目の「電子掲示板の」から20行目末尾までを「多くのインターネット関連事業者が加入している一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の通信関連4団体が、電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダ等が自ら提供するサービスの契約約款として採用することを目的に策

定した「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」は、契約者の禁止事項として「他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為」を定め、その具体的な例として「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどと示す情報をインターネット上に流通させる行為」がこれに該当するとし、当該情報の削除等を行うことができる旨を定めることとしている。」に、同頁22行目冒頭の「ク」を「ケ」にそれぞれ改め、19頁1行目の「にかかわらず」の次に「、また、当該地域がかつての同和地区であったが否かにかかわらず、」を加える。

- (6) 原判決19頁15行目の冒頭に「ア」を、同頁16行目の「によれば、」の次に「部落差別」とは「同和問題に関する差別」、すなわち「同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られてきた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対され、就職などの日常生活の上で差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題である」と理解した上で、」をそれぞれ加え、20頁6行目末尾の次に改行して次のとおり加える。

「イ）調査の結果、①法務省の人権擁護機関が取り扱った人権相談等の件数及び地方公共団体等が取り扱った部落差別に関する相談等の件数をみると、部落差別の事案に関し、全体としては顕著な件数の増減の傾向は認められないが、その内訳をみると、インターネット上で行われた部落差別の事案の割合が増加傾向にあること、②今日、現に発生している部落差別の事案の主たるものは、結婚・交際に関するもの、特定の者に対する表現行為、特定の者を対象としない表現行為（識別情報の摘示を含む。）に大別され、特定の者に対する表現行為及び特定の者を対象としない表現行為についてはインターネット上で行われるものが増加傾向に

あること、③部落差別が不当な差別であると知っている者でも、交際・結婚相手が旧同和地区出身者であるか否か気にすると答えた者が15.7%に上るなど、心理面における偏見、差別意識は依然として残っており、結婚・交際に関する差別事案につながっている可能性があること、④インターネット上の部落差別の実態に係る調査からは、部落調査に関連する情報をインターネット上で閲覧した者の少なくとも一部には差別的な動機がうかがわれるほか、必ずしも差別的な動機ではなく一般的な興味・関心で閲覧した大部分の者についても、インターネット上で部落差別に関する誤った情報や偏見・差別をあおる情報に接することにより、差別意識を植え付けられる可能性がないとはいえないこと、⑤国民の多くが、部落差別は不当な差別であると認識していることは、これまで関係機関が行ってきた教育・啓発が一定の効果を上げていることを示すものであるが、部落差別の事案が比較的多く発生している地域等において、教育・啓発に対して消極的な意識を持つ者が比較的多いことにも留意が必要であること、⑥識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は、インターネット上においても、深刻な人権侵害の類型の一つであると言えるところ、法務省の人権擁護機関では、従前からインターネット上の人権侵害情報に関してプロバイダ等に対して削除要請を行うなどしており、特に識別情報の摘示の事案については、平成30年12月27日付け法務省人権擁護局調査救済課長依命通知により、その目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべきものであるとの考え方の下、より積極的な運用を行っており、インターネット上の人権侵害情報に適切に対応するためには、法務省の人権擁護機関がこのような取組を継続することに加え、関係省庁において、通信事業者等との間でインターネット上の人権侵害の実情について情報の共有と意見交換を密にすると

もに、多くの相談を受けている地方公共団体との間でもこれらの結果を共有し、地方公共団体自身による適切な対応を促すことも重要であることが指摘された。」

(7) 原判決20頁17行目の「回答であった。」を「回答であり、また、同和地区の住宅物件に対する忌避意識については、回答者数3675人のうち、43.4%の人が「同和地区にある物件は避けると思う」と回答した(甲362〔77、78頁])。また、大阪府が平成26年9月12日から同年10月31日までの間、ホームページにより、「差別と思われる事例」を募集したところ、寄せられた事例の件数は802件であり、事業者等に関する事例97件のうち同和問題に関する事例が38件、差別表現等の事例483件のうち同和問題に関する事例が367件、婚姻に関する事例93件のうち同和問題に関する事例が84件であった(甲40。)」に改める。

(8) 原判決21頁13行目の「平成28年2月22日、」を「平成28年2月15日、東京法務局において、同和地区Wikiに関し、同和地区名を公開する目的、同和地区Wikiの編集等を行っているか、今後も同和地区一覧を掲載するかなどについて聴取された際、同和地区Wikiを編集する不特定多数の者の一人にすぎない、今後も同和地区一覧を掲載するなどと答え、同月22日、」に改める。

(9) 原判決23頁20行目末尾の次に改行して次のとおり加える。

「オ 1審被告官部は、平成28年3月31日、本件仮処分申立て1に係る横浜地方裁判所の決定を受けたことから、同決定に抵触しないようにするため、全国部落解放協議会の会員の間で「全国部落調査」を共有する形式にして本件書籍目録記載3の著作物の発行を企図し、同年4月から、インターネット上で全国部落解放協議会への加入者を募集した(甲60ないし67、1審被告官部本人19、29、30頁)。

カ なお、平成31年1月、オンラインフリーマーケットサイトにおいて、

「復刻 全国部落調査」3冊が出品された(甲485)。」

(10) 原判決25頁2行目末尾の次に改行して次のとおり加える。

「(5) 動画投稿サイトYouTubeを運営するグーグル社は、令和4年1月30日、「ヘイトスピーチなどから利用者を守るガイドラインに違反する」どの理由で、1審被告官部が運営するYouTubeチャンネル「神奈川県人権啓発センター」に投稿されていた被差別部落の地名や風景を載せた合計224本の動画を削除した。なお、この動画は、1審被告官部が、1審被告示現舎のウェブサイトに掲載してきた「部落探訪」と同内容のものである。その後、1審被告官部は新たに動画サイトを設立した。(甲357、459、492、495)」

3 1審原告らの本件地域情報に関する請求について(争点2ないし4)

(1) 人格権侵害の有無(争点2)について

ア 本件地域情報の公表(本件地域一覧の公表を含む。)等による1審原告らの人格権侵害の有無についての判断は、以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決25頁18行目から31頁21行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 原判決25頁18行目の「本件地域一覧の公開」を「本件地域情報の公表」に改め、同頁22行目から31頁5行目までを次のとおり改める。

「(1) 個人原告らについて

ア 人格権に基づく法的救済

(ア) 部落差別は、我が国の封建社会で形成された身分差別により、経済的、社会的、文化的に不合理な扱いを受け、一定の地域に居住することが余儀なくされたことに起因して、本件地域の出身であることなどを理由に結婚や就職を含む様々な日常生活の場面において不利益な扱いを受けることである。上記のような部落差別は、差別される者の人間としての尊厳を否定するものに等しく、

許容することができないものであることはいうまでもないところ、明治4年の太政官布告により制度上の身分差別はなくなり、同和対策事業特別措置法等により経済的な面における差別は改善されたといえるとしても、本件地域の出身等であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が依然として存在していることは、①昭和40年に同和対策審議会が同和問題の解決を国の責務であり国民的課題とし、平成12年に施行された人権教育啓発推進法に基づく基本計画において同和問題に関する国民の差別意識が根深く存在していることを指摘して、これまでも同和問題の解決に向けた様々な取組が行われてきたにもかかわらず、平成28年に「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」として、部落差別の解消の推進に関する法律が制定され（認定事実(1)イ、キ及びク）、②大阪府が平成17年に実施した意識調査において、多くの者が「同和地区にある物件は避けると思う」と回答し（同(2)イ）、③同法に基づき法務省人権擁護局が行った実態調査においても、「結婚相手や交際相手が旧同和地区の出身者であるか否か気になるか」との質問に対し、15.7%の者が「気になる」と回答したこと（同(2)イ）、④これまで戸籍謄本等の不正取得が繰り返され、平成20年に戸籍法が改正されて第三者による戸籍謄本等の交付請求が制限されたものの、依然として身元調査を目的とした戸籍謄本の不正取得が絶えないこと（同(1)カ）などに照らし、明らかである。

(イ) 憲法13条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法14条1項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めており、そ

の趣旨等に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益であるというべきである。

そして、本来、人の人格的な価値はその生まれた場所や居住している場所等によって左右されるべきではないにもかかわらず、部落差別は本件地域の出身等であるという理由だけで不当な扱い（差別）を受けるものであるから、これが上記の人格的な利益を侵害するものであることは明らかであるが、これに加えて、①上記のとおり、部落差別は我が国の歴史的過程で形成された身分差別であり、明治4年の太政官布告により制度上の身分差別はなくなったものの、今日においてもなお本件地域の出身等であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が解消されていないことから認められる当該問題の根深さ、②本件地域の出身等であるという理不尽、不合理な理由に基づく不当な扱い（差別）がこれを受けた者のその後の人生に与える影響の甚大さ、そして、③インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあること（認定事実(2)ア）等に鑑みると、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのお

それに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない以上、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、上記の人格的な利益を侵害するものである。

(ウ) 本件地域の所在に関する情報である本件地域情報は、これのみをもって又はときに他の情報と相まって、本件地域の出身等であることを推知させる情報となるものである。したがって、本件地域情報の公表により本件地域の出身等を理由に不当な扱い（差別）を受けるおそれがある者は、上記の人格的な利益に基づき、本件地域情報の公表の禁止や削除、損害賠償といった法的救済を求めることができるものと解される。

イ 本件において法的救済を求めることができる者の範囲

(ア) 一方で、本件地域情報が公表されることによって誰もが当然に上記の人格的な利益が侵害されるものではなく、上記の人格的な利益に基づき法的救済を受けることができる者は、本件地域の出身等を理由とする不当な扱い（差別）を受け又はそのおそれがある者である。

そして、上記の不当な扱い（差別）又はそのおそれは、必ずしも本件地域の出身であるという客観的な事実に基づくものではなく、むしろ偏見や差別意識といった人々の心理、主観に起因するものである上、居住移転の自由が保障されている今日においては、本件地域を離れて生活している者も少なくない一方、戸籍謄本等によって取得できる情報は現在の本籍、住所に限られるものではなく、これを手がかりに過去及び親族の本籍や住所を探索することも不可能ではないことなどに照らすと、本件地域の出身でなく

ても、本件地域での居住や本件地域に系譜を有すること等によっても生じ得るものである。そうすると、現に本件地域に住所又は本籍を有する場合はもとより、過去においてこれらを有していた場合、両親や祖父母といった親族が本件地域に住所又は本籍を現に有し又は過去において有していた場合においても、不当な扱い（差別）を受け又はそのおそれがあるものと判断するのが相当であるから、①本件地域に現に住所又は本籍を有する者、②過去において本件地域に住所又は本籍を有していた者及び③親族が本件地域に住所又は本籍を現に有し又は過去において有していた者は、上記の人格的な利益に基づく法的救済を受けることができるというべきである。

もっとも、上記①ないし③に該当する者であっても、自ら積極的に本件地域の出身等であることを明らかにしているといえる者については、本件地域情報の公表により、直ちにその人格的な利益が侵害されるとまでは認め難く、また、親族については、その範囲は幅広いものであるから、上記③に該当するか否かは関係する諸事情に照らし個別的に判断するのが相当である。

(イ) なお、1審原告解放同盟は部落住民及び部落出身者で構成される団体とされているところ（甲1）、個人原告らが1審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られており、または自らこれをインターネット上で公開しているとしても、このことをもって直ちに個人原告らが自ら積極的に本件地域の出身等であることを明らかにしているとはいえないから、上記の人格的な利益の侵害が否定されるものではない。

ウ プライバシー権及び名誉権について

1審原告らは、本件地域情報の公表はプライバシー権や名誉権の侵

害である旨を主張する。しかしながら、本件地域情報は1審原告ら各自の固有の情報ではないから、本来的にはプライバシーに該当するものではなく、仮にこれがプライバシーとして保護されるとすれば、本件地域情報が公表されることによって直ちに本件地域の出身等であることが推知されることになる場合に限定され、具体的には現に本件地域に居住する場合（上記①に該当する場合）がこれに該当するものと考えられ、また、仮に社会的信用として保護されるとすれば、プライバシーと同様に上記の場合に限られることになるものと考えられる。そうすると、仮に本件地域情報の公表によりプライバシー権又は名誉権が侵害されることがあるとしても、これは上記の人格的な利益が侵害される場合と重複するものと認められ、プライバシー権及び名誉権はいずれも人格権に基づくものであるから、これらの権利利益は上記の人格的な利益において考慮するのが相当である（以下、上記の人格的な利益、プライバシー権及び名誉権を総称して「法的利益」ということがある。）。

エ 1審被告らの主張について

(ア) 1審被告らは、①本件地域情報はこれまでも公表されており、同和事業で建設された施設（隣保館）が同和地区の目印となっている、②「全国部落調査」において被差別部落とされた地域の中には、同和問題が解決された地域もある、③本件地域情報を公表しないことは、かえって部落差別を助長することになる旨を主張して、1審原告らの人格権侵害を否定する。

(イ) 上記(ア)①については、確かに、昭和37年及び昭和38年に同和対策審議会が同和地区精密調査報告書（乙236）を、昭和43年に内閣総理大臣官房審議室が全国同和地区実態調査結果（乙237）を、昭和50年に内閣総理大臣官房同和対策室が同和地区精密調査

報告書（乙238）をそれぞれ作成しているほか、平成15年に大阪市人権協会が発行した「50年のあゆみ」を含め、これまでも各地で同和地区に関する調査報告書が作成されており（乙7ないし18、20）、また、隣保館は同和地区に設置され、昭和46年には全国隣保館連絡協議会が結成されるに至っている（乙19、21ないし23、79）。

しかしながら、上記の同和地区精密調査報告書及び全国同和地区実態調査結果の作成年度、作成目的、記載内容及び昭和50年頃に販売されていることが確認された本件地域情報が記載された部落地名総鑑は平成元年7月頃までに回収されて焼却処分とされていることなどに照らすと、今日、これらの存在は一般に広く知られているものとは認め難い。そして、本件地域一覧は、「全国部落調査」を基に作成されたものであるが、「全国部落調査」は昭和11年に融和事業の積極的計画化のための非公開の内部資料として作成されたものであったこと（前提事実(3)ア）からすれば、本件地域一覧の公表は「全国部落調査」の作成目的や趣旨に反するものである上、本件地域一覧は、全国の各地域をその個性にかかわらず、一律に同和地区として位置づけ、網羅的かつ一覧的に掲記するものであり、限定された地域に関する上記の報告書等とも趣旨、目的を異にするものである。また、一般的に、地域住民以外の者は隣保館が存在している場所を知るものではない上、今日において、その設置経緯等を知る者は必ずしも多くはなく、隣保館の意義・役割等も、社会状況等に照らし、設置当初から変容している面があるとも考えられる。上記の事情に鑑みると、上記ア①の主張を踏まえるも、今日、本件地域情報は一般に広く知られているとは認められず、前記の法的救済の必要性が否定されるものではない。

(ウ) 上記(ア)②について、「全国部落調査」に記載されている本件地域の現況は地域によって異なるものであり、かつて被差別部落とされた地域の中には生活環境等が改善された地域もあるとしても、前示のとおり、本件地域の出身等を理由とする心理面における偏見や差別意識は解消されるに至っていないことなどに照らすと、本件地域の出身等を理由とする不当な扱い（差別）を受けるおそれがないということとはできない。

(エ) 上記(ア)③について、本件地域の出身等を理由とする心理面における偏見や差別意識は解消されるに至っておらず、インターネットの普及により、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことに照らすと、本件地域情報が公表され流通することにより、本件地域の出身等を理由とする不当な扱い（差別）を招来し、助長するおそれがあることは明らかであり、本件地域情報が公表されることによって、これが解決される具体的な根拠、見通しがあることを基礎付ける証拠もない。

(オ) 以上によれば、1審被告らの上記(ア)の主張により、前記の認定判断が左右されるものではない。

オ 小括

以上を前提に、本件地域情報の公表による個人原告らの人格的な利益の侵害の有無を個別に検討するに、その判断内容は本判决別紙6の各「2. 判断」(1)記載のとおりである（以下、侵害が認められる個人原告らを「本件認容原告ら①」ともいう。）。

ウ 原判決31頁6行目を「(2) 1審原告解放同盟について」に、同頁7行目の「本件地域一覧の公開」を「本件地域情報の公表」に、同頁14行目の「上記①については、」から19行目の「そして、」までを「1審原告解放同盟の行う業務が、公的団体の事業とその目的や方針において一

致しているからといって、当該業務が公的な業務となるものではなく、公的団体の事業と同様に保護されるべきものということとはできない上、上記①については、本件地域情報の公表によって、それまでの1審原告解放同盟の活動の成果が減殺されることがあるとしても、このことによって直ちに1審原告解放同盟の権利利益が侵害されるものではなく、また、上記②については、本件地域情報の公表に対応することは、1審原告解放同盟のその目的に即した本来的な業務の遂行ともいうことができ、業務量が増加したとしても、実際に円滑な業務の遂行が妨害されたことを具体的に認めるに足りる的確な証拠はない。また、」にそれぞれ改める。

(2) 1審被告らの損害賠償責任の有無について。(争点3)

ア 本件地域情報の公表に係る1審被告らの損害賠償責任の有無についての判断は、以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決31頁23行目から33頁15行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 原判決31頁24行目の「本件地域一覧の公開」を「本件地域情報の公表」に改め、同頁25行目の「プライバシー」の次に「、名誉権及び差別されない権利」を加え、32頁1行目の「本件地域一覧の公開」を「本件地域情報の公表」に、同行から2行目にかけての「プライバシー」を「人格的な利益」に、同頁3行目の「平成28年2月22日、」を「平成28年2月15日、東京法務局において、本件地域一覧に関する事情聴取を受け、同月22日、」に、同頁13行目の「以上に加えて、」から17行目の「被告官部は、」までを「このほか、本件地域一覧の「全国部落調査」は非公開の資料として作成されたものであり、およそ部落差別が解消されたとはいえない状況にあったことを考慮すると、1審被告官部は、東京法務局人権擁護部から聴取を受けた同年2月15日には、本件地域情報の公表が他者の利益を侵害するおそれがあることを認識することができたものと認められ、1審被告官部の個人的な見解によって、

これが否定されるものではない。そうすると、インターネット上で本件地域一覧が公表されると、その拡散を防ぐことが困難であることを承知していた1審被告官部は、」に、同頁22行目の「同年3月末より前に」を「それ以前に」に、同頁23行目から24行目にかけての「同月末以降」を「その後」にそれぞれ改め、同頁25行目末尾の次に改行して次のとおり加える。

「そして、①1審被告官部は1審被告示現舎の代表社員であり、本件書籍目録記載の各著作物はいずれも1審被告示現舎が編者又は発行所となっていたこと、②1審被告官部は、1審被告示現舎のホームページに、「全国部落調査」を発見し、これを電子化したデータを同和地区Wikiに掲載した旨を発信していたこと（認定事実(3)ア)、③1審被告示現舎は、本件仮処分申立て1により、本件書籍目録記載1の著作物（全国部落調査）を販売する機会を失ったとして、反訴請求を提起していること、④1審被告官部が1審被告示現舎の代表社員という立場を離れて個人としての立場で行ったことを認めるに足りる的確な証拠はないことなどを考慮すると、上記の1審被告官部の不法行為は1審被告官部及び1審被告示現舎が一体となって行ったものと認めるのが相当であり、1審被告示現舎も1審被告官部とともに損害賠償責任を負うというべきである。

また、1審被告三品は、1審被告示現舎の業務執行社員であった上、1審被告官部から「全国部落調査」の出版を準備していることを聞いており、1審被告示現舎がこれを出版するものと認識していたこと（1審被告三品本人6頁）や、本件地域情報の公表がもたらす結果の重大性等に鑑みると、1審被告三品は、その任務を懈怠したものとして、会社法597条に基づき責任を負うというべきである。

したがって、1審被告らの損害賠償責任が認められる。」

ウ 原判決33頁7行目から15行目までを削る。

(3) 本件地域情報に係る差止めの必要性について(争点4)

ア 本件地域情報の公表の禁止等の必要性についての判断は、以下のとおり
原判決を補正するほかは、原判決33頁17行目から36頁15行目ま
でに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 原判決33頁26行目の「本件地域一覧の公開」から34頁2行目の
「あつて、」までを「前示のとおり、本件地域情報の公表は本件認容原告
ら①の法的利益を侵害するものである上、これまでにおいても、本件地
域情報が記載された「部落地名総鑑」が企業等に販売され(認定事実(1)
ウ)、平成12年に人権教育啓発推進法が、平成28年に部落差別の解消
の推進に関する法律がそれぞれ施行された後においても、興信所等の依
頼を受けた行政書士による住民票等の不正取得が繰り返されており(同
(1)カ)、インターネットの普及により情報の流通を制限することは容易で
ないことなどに照らすと、」に、同頁6行目の「というべきである。」を
「というべきであり、侵害行為の対象となった個人原告らの社会的地位
に照らしても、個人原告らがこれを受忍すべきものではない。」にそれぞ
れ改める。

ウ 原判決34頁7行目の「本件地域一覧の公開」を「本件地域情報の公表」
に、同頁11行目の「上記①については」から15行目の「とはいえない」
までを「上記①については、本件地域情報の公表が禁止されることによ
って、1審被告らによる同和地区に関する調査・研究が禁止されるものでは
ない上、その調査・研究の結果の発表は、必ずしも具体的な同和地区を特
定、指摘しなければ不可能なものではなく、該当地区を匿名にすること
によっても可能である。」に、同頁18行目の「また、」を「したがって、1
審被告らが上記主張する不利益と、本件地域情報の公表が禁止されること
によって保護される本件認容原告ら①の利益を比較衡量するも、後者が前

者を凌駕することは明らかであるから、公表の禁止という制約を受けることになってもやむを得ないというべきである。」に、同行の「本件地域一覧」を「本件地域情報」にそれぞれ改め、同頁20行目から21行目にかけての「よって、被告らの主張はいずれも採用できない。」を削り、同頁22行目から35頁19行目までを次のとおり改める。

「(3) 認定事実(1)及び(5)のとおり、我が国においては、本件地域の出身等を理由とする不当な扱い（差別）を解消するために、立法府や行政府による削除要請を含めた様々な対策が講じられてきた上、今日、インターネット上での部落差別に関連する情報の掲載が増加傾向にあり、これを閲覧する者は必ずしも差別的な動機を有する者に限られず、新たな差別意識が植え付けられる可能性が指摘され、民間のインターネット関係団体においても、特定の地域が同和地区であることを示す情報をインターネット上に流通させる行為は他者への不当な差別を助長する行為として利用者の禁止事項に当たり、当該情報を削除することができる旨を契約約款に定めることとし、現にこれを削除するなどの措置を講じているところ（認定事実(1)ク、(2)ア及び(5)、1審被告官部は、①平成28年3月25日、ツイッターに「実のところ、仮処分命令が出て実害はないんですよ。表題を変えて別の名目で出版するとか、示現舎ではなく個人の立場でやるとか、いくらでも回避方法があります。」と投稿し（甲403）、②現に、1審被告示現舎が同月28日に本件仮処分申立て1に係る仮処分決定を受けたにもかかわらず、本件書籍目録記載3の出版物をインターネット上のオークションサイトに出品するとともに、本件書籍目録記載3の著作物の出版を企図したばかりか（認定事実(3)ウ及びオ、1審被告官部本人19、20頁）、③東京法務局長から説示を受けたものの、これに従う意思はなく（1審被告官部本人34頁）、④同年10月17日、ツイッターに「全国

部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ。」と投稿していたこと（甲42）などに照らすと、本件書籍目録記載の各著作物の出版等によって不当な扱い（差別）を受ける又はそのおそれがあり平穏な生活を侵害される人が生じることについて顧みることなく、上記出版等による本件地域情報の公表について強い意欲を有していることは明らかである。したがって、本件地域情報を記載した本件書籍目録記載の各著作物のうち本件認容原告ら①の法的利益を侵害する部分については、1審被告官部に対し削除や公表を禁止する必要性が認められる。

そして、上記の削除や公表の禁止の対象とする部分の前後の記載から当該部分の内容が推知されるとなると当該目的を達することはできず、その推知は他の情報と相まって必ずしも困難を伴うものとはいえない上、本件地域情報が公表されることによって生じ得る不利益の甚大さ、深刻さなどに照らすと、当該目的を達成するためには対象となる本件地域が属する市町村の範囲での削除や公表の禁止では十分であるとまではいい難いから、これが属する都道府県の範囲で削除や公表の禁止を認めるのが相当である。これに対し、1審原告らは本件地域情報全体の削除や公表の禁止を求めるが、個人の人格的な利益に基づく請求である以上、上記の範囲を超えてこれを認めることはできない。

そうすると、個人原告らについて削除や公表の禁止が認められる範囲は本判決別紙6の各「2 判断」(1)記載のとおりであり、これを総合すると、本件書籍目録記載1及び3の各著作物については本判決別紙4記載1のとおりであり、同目録記載2の著作物については本判決別紙4記載2のとおりとなる。

- (4) 本件書籍目録記載の各著作物の出版等については1審被告官部のみならず、1審被告示現舎も編者ないし発行所として関与しており、1

審被告官部は1審被告示現舎の代表社員であることに照らすと、上記出版等は1審被告官部と1審被告示現舎が一体となつて行うものと認めるのが相当であるから、1審被告官部のみならず、1審被告示現舎との関係においても、差止めの必要性が肯認される。

他方、1審被告三品については、上記出版等の主体となることを認めるに足りる的確な証拠はないから、1審被告三品に対する関係においては、差止めの必要性は認められない。」

エ 原判決35頁20行目の「(4)」を「(5)」に、同頁22行目の「プライバシー」を「人格的な利益」にそれぞれ改め、同頁26行目から36頁15行目末尾までを次のとおり改める。

「そして、前提事実(4)のとおり、1審被告官部は本件ウェブサイト目録記載1、2及び4のファイル等を掲載したところ、これらは1審被告官部及び1審被告示現舎が出版等を予定していた「全国部落調査」に基づく情報を内容とするものであることなどに照らすと、上記の掲載は1審被告官部及び1審被告示現舎が一体となつて行ったものと認めるのが相当である。他方、1審被告三品がこれらを掲載し又は掲載するおそれがあることを認めるに足りる的確な証拠はないから、1審被告三品との関係においては、削除や公表の禁止を認める必要性があるとまでは認められない。

したがって、本件ウェブサイト目録のファイル等に係る削除や公表の禁止の必要性は、1審被告官部及び1審被告示現舎に対する関係において、個人原告らの人格的な利益を侵害する部分で認められ、これを総合すると、本件ウェブサイト目録記載1(1)ないし(3)の各ファイルについては本判決別紙4記載3の部分、同目録記載1(4)のウェブページについては同別紙記載1の部分、同目録記載2のウェブページについては同別紙記載4の部分、同目録記載4の各PDFデータについては同別紙記載2

の部分となる。

なお、本件ウェブサイト目録記載1のウェブページについては、個人原告らの人格的な利益を侵害する本件地域情報の記載の有無は明らかでないから、上記の必要性は認められない。また、本件ウェブサイト目録記載2のウェブサイトについては、既に削除されているから（前提事実(2)）、公表の禁止の限度でその必要性が認められる。」

4 1審原告らの本件人物一覧に関する請求について（争点5ないし7）

(1) 人格権侵害の有無（争点5）について

本件人物一覧の公表による人格権侵害の有無についての判断は、原判決の「事実及び理由」の第3の6に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決36頁18行目の「本件地域一覧の公開」を「本件地域情報の公表」に改め、同頁22行目から42頁10行目までを次のとおり改める。

〔1〕 個人原告らについて

ア 本件人物一覧は、①1審原告解放同盟の中央本部や各都道府県連合会の役員等の名前及び役職、②住所及び電話番号、③勤務先及び所属する私的団体の名称、④生年月日及び⑤フェイスブック（インターネットを利用して投稿による情報発信やメッセージ交換等を行うことができる情報ネットワーク）のURLが掲載されている。

これらの情報はいずれも個人のプライバシーに属する情報である上、部落差別の解消を目的に活動する団体は1審原告解放同盟に限定されるものではなく、1審原告解放同盟は上記活動を行っているとしても、加盟員に関する情報は必ずしも公共の利害に関するものではないし、加盟員が公表されることを甘受すべき合理的な理由も見受けられず、自己が欲しない他者にはみだりに知られたくないとの期待は保護されるべきである以上、本件人物一覧に記載されている個人原告らは、既に1審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られている、

または、これを自ら積極的にインターネット上に公開しているといった事情が認められる場合を除き、本件人物一覧の公表により、プライバシー権が違法に侵害されたものと認められる（上記⑤のフェイスブックのURLは、自ら実名を付してインターネット上に公開しているものであるとしても、このことをもって直ちに上記の認定判断が左右されるものではない。）。

また、本件人物一覧に記載された住所及び電話番号については、その内容、性質に照らし、上記の事情が認められる場合であっても、これを自ら公表しているときを除き、その限度でプライバシー権を侵害するものと認めるのが相当である。ただし、住所及び電話番号の記載内容が誤ったものであるときは、他の事情からこれを特定することができる場合を除き、プライバシー権を侵害するものではない。

イ なお、本件人物一覧に地方議会の議員である旨が記載されている個人原告らもいるところ、議員は公職であることなどに照らすと、上記記載は個人原告らのプライバシー権を違法に侵害するものとは認められない。

ウ 1審原告らは、本件人物一覧の公表によって、名誉権及び差別されない権利も侵害された旨を主張するところ、1審原告解放同盟に加盟している事実によって、直ちに加盟者の社会的信用、評価が低下し、その平穏な生活が侵害されるとまでは認められず、他にこれらを認めるに足りる的確な証拠はないから、1審原告らの上記主張は採用することができない。

エ 以上に基つき、本件人物一覧の公表による個人原告らのプライバシー権の侵害の有無について判断するに、その判断内容は本判決別紙6の各「2 判断」(2)記載のとおりである（以下、プライバシー権が違法に侵害された個人原告らを「本件認容原告ら②」ともいう。）。

(2) 1審原告解放同盟について

1審原告らは、本件人物一覧の公表により1審原告解放同盟の業務が妨害される旨を主張するが、上記公表により加盟員のプライバシー権が侵害されるとしても、これによって直ちに1審原告解放同盟の業務に支障が生じるとまでは認められず、1審原告解放同盟の加盟員の中にはこれに加盟していることが周知され又は自ら公表している者もあり、本件人物一覧の公表により1審原告解放同盟の業務が妨害されたことを基礎付ける具体的な事実を認めるに足りる的確な証拠もないことに鑑みると、本件人物一覧の公表により1審原告解放同盟の業務が妨害される旨の1審原告らの上記主張は採用することができない。」

(2) 損害賠償責任の有無について (争点6)

ア 本件人物一覧の公表に係る1審被告らの損害賠償責任についての判断は、以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第3の7に記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 原判決42頁20行目の「しかし、」を「しかしながら、本件人物一覧は平成28年3月上旬頃に同和地区Wikiに掲載されたものであるが(前提事実(4)エ)、1審被告らは1審被告官部が掲載した事実を否認している上、」に、43頁4行目の「からすれば、」から6行目末尾までを「によれば、1審被告官部が本件人物一覧を掲載したとは認められず、1審被告告示現舎及び1審被告三品についても同様である。」にそれぞれ改める。

ウ 原判決44頁5行目の「これに」から6行目末尾までを「第三者の権利利益を侵害することが明らかな記事が掲載されたことを認識することができた場合には速やかに当該記事を削除すべき注意義務を負っていたものと判断するのが相当である。そして、1審被告官部は、遅くとも平成28年3月26日までに、本件人物一覧が同和地区Wikiに掲載されていることを認識したから(弁論の全趣旨)、これにより第三者の権利利

益を侵害することが明らかな記事が掲載されたことを認識することができたものである。」に、同頁9行目の「しかし、」から14行目の「であるから、」までを「しかしながら、前示のとおり、本件人物一覧のウェブサイト上での掲載は、これに記載されている者のプライバシー権を侵害するものであり、このことは明らかであるから、」にそれぞれ改め、同頁18行目の「したがって、」から22行目末尾までを改行して次のとおり改める。

「したがって、1審被告官部は、遅くとも本件人物一覧が同和地区W i k iに掲載されていることを認識することができた平成28年3月26日には、これを速やかに削除すべきであったにもかかわらず、同年4月9日までこれを削除しなかったのであるから（前提事実(4)エ）、この点について1審被告官部は不法行為に基づく損害賠償責任を負うというべきである。

また、同和地区W i k iの管理人は1審被告官部であるが、1審被告官部は、1審被告示現舎の代表社員であり、「全国部落調査」等の出版を1審被告示現舎と一体となって進めてきたことなどに照らすと、同和地区W i k iの管理も1審被告示現舎と一体となっていたものと認めるのが相当である。したがって、1審被告示現舎も1審被告官部と同様に損害賠償責任を負うものであり、本件人物一覧の記載内容に照らし、1審被告三品は、1審被告示現舎の業務執行社員としての任務を懈怠したものと認められるから、会社法597条に基づく責任を負うことになる。」

(3) 差止めの必要性について（争点7）

ア 本件人物一覧の公表の禁止等の必要性についての判断は、以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第3の8に記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 原判決45頁5行目及び11行目の各「同和Wiki」をいずれも「同和地区Wiki」に、同頁12行目の「認められず」から15行目の「証拠もない。」までを「認められず、上記のとおり、同和地区Wiki」に掲載された本件人物一覧は平成28年4月9日に削除されており、その後、再びこれが1審被告官部によって掲載された事実を認めるに足りる証拠はないことに照らすと、少なくとも現時点において、1審被告官部が本件人物一覧を公開する蓋然性があるとまでは認められず、他にこれを基礎付ける事情を認めるに足りる的確な証拠もない。また、1審被告示現舎及び1審被告三品についても同様である。」にそれぞれ改める。

5 1審原告らの本件地域情報及び本件人物一覧の公表に係る損害について（争点8）

(1) 本件地域情報の公表による個人原告らの損害についての判断は、以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第3の9に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 原判決45頁20行目の「本件地域一覧の公開」を「本件地域情報の公表」に、同頁22行目の「公開」を「公表」に、同頁23行目の「別紙2の各「2 判断」(3)記載のとおりである」を「本判决別紙6の各「2 判断」(2)記載のとおりである」にそれぞれ改める。

(3) 原判決45頁24行目から46頁2行目までを次のとおり改める。

「なお、1審被告らが主張するとおり、本件地域情報の公表によって1審原告らに具体的な損害が生じたことを認めるに足りる的確な証拠はないとしても、前示のとおり、本件地域情報の公表は平穏な生活を侵害するものであり、本件事案の内容等に照らせば、本件書籍目録記載3の著作物のオークションサイトへの出品や本件ウェブサイト目録記載のファイル等の掲載等によって、個人原告らが慰謝されるべき精神的苦痛を受けたことが否定されるものではなく、本件地域情報及び本件人物一覧の内容を含む本件

に現れた諸般の事情を総合考慮すると、本判決別紙6の各「2 判断」(2)記載の慰謝料は相当なものである。」

6. 1審原告らのその余の損害賠償請求について(争点9)

- (1) 1審原告らのその余の損害賠償請求についての判断は、以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第3の10に記載のとおりであるから、これを引用する。
- (2) 原判決46頁10行目の「原告15「は」を「1審原告15は」に、同頁22行目の「当裁判所」、同頁23行目の「本件訴訟の」、47頁1行目の「当裁判所」、同頁2行目及び15行目の各「本件」をいずれも「原審」に、同頁20行目の「令和元年10月28日頃」を「令和元年10月18日」にそれぞれ改め、同頁21行目の「甲441、」の次に「乙561、」を加える。
- (3) 原判決48頁8行目の「本件訴訟の」を「原審」に改め、49頁10行目の「別紙2のとおり、」を削り、同頁20行目末尾の次に「そして、上記陳述書は、1審被告示現舎を債務者とする本件仮処分申立て1に係る仮処分命令申立事件において提出されたものであるから、上記陳述書をインターネット上で公開した行為は1審被告官部及び1審被告示現舎が一体となって行ったものと認めるのが相当であり、1審被告三品は1審被告示現舎の業務執行社員としての任務を懈怠したものと認められるから、1審被告らは1審原告15の陳述書をインターネット上に公開したことについて、損害賠償責任を負うことになる。」を、50頁9行目末尾の次に「また、上記アで述べたところを踏まえると、1審被告官部のみならず、1審被告示現舎及び1審被告三品も損害賠償責任を負うものと認められる。」をそれぞれ加え、50頁23行目の「当裁判所」を「原審」に、51頁14行目の「被告官部」を「1審被告官部及び1審被告示現舎」にそれぞれ改める。

7 反訴請求について

- (1) 反訴請求についての判断(争点10ないし15)は、以下のとおり原判決

を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第3の11ないし17に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 原判決53頁15行目の「この点はおき、」の次に「本件仮処分申立て1は、別件申立人らが、人格権や業務を円滑に行う権利に基づき、「全国部落調査」の出版の禁止等を求めるものであること(乙1)に照らすと、当該申立て自体が不合理なものとは認められない上、」を加え、同頁23行目の「前記3説示のとおり」を「前示のとおり」に改める。

(3) 原判決54頁4行目の「この点はおき、」を「この点はおいても、本件仮処分申立て2は、別件申立人らが、人格権や業務を円滑に行う権利に基づき、「全国部落調査」等のウェブサイトへの掲載の禁止等を求めるものであること(乙235)に照らすと、当該申立て自体が不合理なものとは認められない上、」に、同頁10行目の「前記3」から11行目の「とおりに」までを「前示のとおり」にそれぞれ改める。

(4) 原判決54頁24行目の「前記4(3)」から55頁6行目の「というべきであり、」までを「前示のとおり、本件地域情報及び本件人物一覧の公表について1審被告三品の損害賠償責任が認められ、」に改める。

8 当審における1審被告らの補充主張について

(1) 本件事実実験公正証書

ア 作成の経緯等

本件事実実験公正証書は、囑託人である1審原告ら訴訟代理人弁護士らが、1審原告らが損害賠償等を求める本訴請求において、個人原告らの住所等と本件地域一覧に記載された地域との関係が問題となることから、霞が関公証役場の公証人(以下「本件公証人」という。)に対し、①個人原告ら又はその近親者の住所、本籍と本件地域一覧に記載された地域との関係、②個人原告らが住所又は本籍を定めた日を確認することを趣旨として囑託し、本件公証人が、令和元年7月26日(甲344)、令和4

年10月3日(甲490)及び同年11月7日(甲491)、確認した内容について公正証書を作成したものである。

イ 確認の方法等

(ア) 本件公証人は、囑託人である1審原告ら訴訟代理人弁護士らが指摘した部分について、その提出に係る住民票や戸籍謄本(近親者の改製原戸籍、除籍謄本を含む。)記載の住所等と本件地域一覧に記載のある地域を突合し、近親者については、住民票や戸籍等で当該個人原告との身分関係を確認した上で、それぞれ上記①及び②の確認の作業を行った。なお、地名の変遷等がある場合には、文献(全国市町村名変遷総覧)及び地図を用いた。

(イ) 確認の一般的な基準として、たとえば、現住所の地名が大阪市▲▲区□□である場合、▲▲区のみならず□□の部分まで本件地域一覧の地域名と一致する場合において、「(当該欄に)記載されていることが確認された」とした。なお、事実実験公正証書②及び③においては、1審原告又はその近親者の住所又は本籍が本件地域一覧の「現在地」欄に「△△市」あるいは「△△市▲▲区」とのみ記載されている市又は区にあることが確認された場合にも、「(当該欄に)記載されていることが確認された」とした。

(ウ) なお、本件公証人が確認作業に要した時間は、事実実験公正証書①については、平成31年1月8日及び同月9日の午前10時20分から午後4時40分まで、同年2月19日午前10時20分から午後2時まで、同年3月7日午前10時から午前11時まで、同年4月12日午後1時30分から午後4時30分まで、令和元年5月23日午後1時15分から午後5時まで、同年6月4日午前10時から午前11時30分まで、同月24日午後1時から午後2時30分までであり(甲344)、事実実験公正証書②については、令和4年7月5日午後3時から午後4時ま

で、同年8月30日午前10時から午前11時まで、同年9月13日午後4時から午後4時30分まで、同月28日午後1時から午後1時40分までであった(甲490)。

ウ 確認の結果等

(ア) 事実実験公正証書①においては、関係する個人原告は248名であるところ、207名について「(当該欄に)記載されていることが確認された」とした。

(イ) 事実実験公正証書②においては、1審原告12名(16、47、62、65、111、145、164、191、201、202、213、248)について、事実実験公正証書③においては、1審原告3名(18、26、46)について、それぞれ「(当該欄に)記載されていることが確認された」とした。

(ウ) なお、いずれの事実実験公正証書においても、上記確認された個人原告らの住所又は本籍が平成27年以前に当該地域にあったことが確認された。

(2) 上記のとおり、本件事実実験公正証書は本件公証人が職務上作成したものであるところ、公証人は自らが五感の作用により直接体験した私権に関する事実について公正証書を作成することができ(公証人法35条)、本件公証人は、個人原告らの住民票等に記載された住所又は本籍と本件地域一覧に記載された地域名を突合し、また、住所等を定めた時期を確認し、その結果を記載したものであり、本件公証人が確認作業に要した時間や、本件事実実験公正証書が公正証書として公証人法及び他の法律の定める要件を具備している(公証人法2条)と認められること(甲344、490、491、弁論の全趣旨)に照らすと、本件事実実験公正証書に記載された内容については信用性が認められる。

(3) これに対し、1審被告らは、①本件事実実験公正証書は、個人原告らが

「被差別部落の出身者」であることを認定するものであり、違法なものである、②本件事実実験公正証書は、中立的な立場にない公証人が作成したものであり、公証人法22条3号に違反する、③1審原告201及び248に関する本件事実実験公正証書の内容は事実実験公正証書①及び②で異なっており、また、事実実験公正証書①と同②及び③では「被差別部落出身者」の要件が異なっている旨を主張する。

しかしながら、個人原告らの住所等と本件地域一覧に記載された地域との関係は、本来、訴訟手続において、これを基礎付ける証拠（たとえば、住民票等）が提出されることによって立証されるものであるとしても、本件訴訟は、1審原告らが上記の関係が一般に広く知られることによる不利益等を防ぐことを目的とした訴訟であるところ、1審被告らは本件地域情報を公表することが部落差別に解消につながる旨を主張し、1審被告官部らはインターネット上に自らの準備書面や1審原告15らが仮処分手続において提出した陳述書を掲載していることなどに照らすと、上記のとおり訴訟手続において個人原告らの住民票等を提出した場合、1審被告官部らによってこれがインターネット上に掲載されるなどして、本件訴訟の目的を達することができなくなるおそれがあることから、個人原告らは本件事実実験公正証書を証拠提出するに至ったものであり、これには合理的な理由があったものと認められる。そして、本件事実実験公正証書は、本件公証人が個人原告らの住民票等に記載された住所等と本件地域一覧に記載された地域が一致するか否かを確認したものであって、個人原告らが「被差別部落の出身者」であることを認定するものではない。上記によれば、本件事実実験公正証書は違法であるとの1審被告らの上記①の主張は、採用することができない。

また、本件公証人はいずれも法務省の幹部職員であった経歴を有するとしても、このことをもって直ちに本件公証人が囑託された事項と利害関係を有することにはならず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠もないから、本

件公証人が本件事実実験公正証書を作成することは公証人法22条3号に反するものではなく、1審被告らの上記②の主張も採用することはできない。なお、資料となった住民票等を1審原告ら訴訟代理人弁護士らが提出していたとしても、住民票等の性質や内容に照らすと、このことにより上記の認定判断が動くものではない。

また、1審原告201及び248については、事実実験公正証書①においては、その住所等が本件地域一覧に記載された地域と一致することが確認されていないものの、事実実験公正証書②においては、これが確認されているところ、これは前者においては囑託人である1審原告ら訴訟代理人弁護士らの指摘がなかったところ、後者においては当該指摘があり、住民票等が提出されたことによるものと推認され、これを覆すに足りる的確な証拠はない。

さらに、事実実験公正証書②及び③においては、個人原告ら又はその近親者の住所又は本籍が本件地域一覧の「現在地」欄に「△△市」あるいは「△△市▲▲区」とのみ記載されている市又は区にあることが確認された場合には「(当該欄に)記載されていることが確認された」としており、事実実験公正証書①と異なる確認基準となっているが、このことにより本件事実実験公正証書の内容が事実と反するものということとはできない上、本件地域一覧には「現在地」として「△△市」あるいは「△△市▲▲区」とのみ記載されている箇所も見受けられ、これに関連する「部落所在地」や「部落名」の記載を併せ読むと、特定の地域が推知されることになることに鑑みると、上記のような事実実験公正証書②及び③における確認基準は不合理なものとはいえ、1審被告らの上記③の主張により、前記の認定判断が動くものではない。

当審における1審被告らのその余の主張をしんしゃくするも、本件事実実験公正証書の記載内容は本件公証人が体験した事実と異なるものであるとは認められない。

(4) 以上のとおり、本件事実実験公正証書に記載された内容については信用性を肯定することができ、これによれば、本判決別紙6の各「2 判断」(1)に記載のとおり、本件地域一覧に記載された地域に住所等を有する個人原告らが存在することが認められる。

9 なお、1審被告らは、令和4年9月27日付け「訴訟指揮に係る異議申立書」と題する書面を提出するところ、これは同年8月3日の当審第1回口頭弁論期日における裁判長の訴訟指揮を踏まえ、今後の訴訟手続についての要望を記載したものと解され、令和5年2月1日の第2回口頭弁論期日においては、上記の要望を踏まえた訴訟手続が行われている（したがって、これを民事訴訟法150条に基づく異議申立てとして解するとしても、これに理由がないことは明らかである。）。

第4 結論

以上によれば、(1)本訴請求のうち差止請求については、1審被告官部及び1審被告示現舎に対し、①本件書籍目録記載1及び3の各著作物については本判決別紙4記載1の部分につき、同目録記載2の著作物については同別紙記載2の部分につき、それぞれ出版等の禁止を求める限度で、②本件ウェブサイト目録記載1(1)ないし(3)の各ファイルについては本判決別紙4記載3の部分につき、同目録記載1(4)のウェブページについては同別紙記載1の部分につき、同目録記載4の各PDFデータについては同別紙記載2の部分につき、それぞれ削除を求める限度で、③本件ウェブサイト目録記載1(1)ないし(3)の各ファイルについて本判決別紙4記載3の部分につき、同目録記載1(4)のウェブページについては同別紙記載1の部分につき、同目録記載4の各PDFデータについては同別紙記載2の部分につき、同目録記載2のウェブページについては同別紙記載4の部分につき、それぞれ公表の禁止を求める限度で理由があり、(2)本訴請求のうち損害賠償請求については、①本判決別紙5の「1審原告番号」欄記載の各1審原告らが、1審被告らに対し、同別紙の「認容金額」欄記載の各損害金

及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度、②1審原告15及び同248が、1審被告らに対し、陳述書を公開したことなどについて、1万円ないし2万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度でそれぞれ理由があるから、これを認容し、(3)1審被告らの反訴請求は、いずれも理由がないから、これを棄却すべきところ、これと異なる原判決は相当でないから、1審原告解放同盟並びに1審原告23、32、56、74、136、146、149、161、165、173、246及び247を除く1審原告らの本件各控訴に基づき、原判決主文第1項ないし第8項及び第10項を本判決主文第1項(1)ないし(8)のとおり変更し、1審原告解放同盟、1審原告23、32、56、74、136、146、149、161、165、173、246及び247の本件各控訴並びに1審被告らの本件各控訴はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、なお、承継前1審原告161の差止請求に関する部分については、訴訟の終了を宣言することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第16民事部

裁判長裁判官

土田昭彦

裁判官

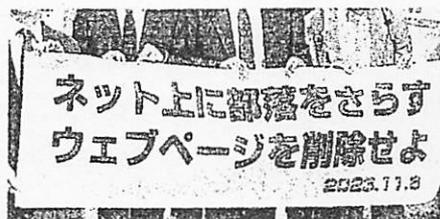
園部直子

裁判官齊藤頭は、転補のため、署名押印することができない。

裁判長裁判官

土田昭彦

被差別部落 ネットに写真・動画掲載 住民、削除を求める申し立て



仮処分申請のため大阪地裁に入る住民ら＝6日、大阪地裁

全国の被差別部落の地名を巡る記事や写真などが掲載されたウェブサイトで、憲法が保障する人格権などを侵害されているとして、被差別部落に住む70代の男性が6日、投稿の削除を求める仮処分を大阪地裁に申し立てた。投稿は社会に根深く残る部落差別を助長・固定化させるとし、男性側は「差別されない権利の侵害」とも主張する。

1970年代、被差別部落差別を巡っては、

大阪地裁

このサイトは川崎市の出版社の代表が運営。部落の地名を列挙した上で、代表が自ら撮影した地域の写真が掲載され、男性の自宅も写っているという。男性側は「暮らし地域が部落だと全世界にさらされ、不当な取り扱いや社会的排除といった差別を受けるかもしれない恐怖の中に置かれている」と訴える。

落の地名などが掲載された図書が企業などに販売され、身元調査などに用いられる問題があった。法務省が回収・焼却する対応をとったが、2000年代に電子版が出版されていることが確認されるなど、完全な排除には至らなかった。

この出版社は16年、部落の地名や世帯数などを一覧にした戦前の報告書「全国部落調査」の複製出版を告知し、ウェブサイトに地名リストを掲載。部落解放同盟と被差別部落出身者が差し止めなどを求めた訴訟で、東京高裁は今年6月、原告側の「差別されない権利」を認め、出版禁止や

損害賠償などを命じた。今月6日に会見した男性は「部落差別は今も残っている。差別を拡散・拡大していく行為を許すことはできない」と話した。出版社代表は「当該地区が同和地区であることは明らかで、削除する理由はない」とのコメントを出した。(森下裕介)

削除後また公開「まるでモグラたたき」

川崎市の出版社のサイトには、仮処分を申し立てた男性の自宅を含んだ写真が現れる。有料動画も公開されている。男性は実名もさらされた。

1960年代後半。高校3年の時、地元の銀行に就職を希望したが、教師から「同和地区の人間は採らないからやめておけ」と言われ、諦めた。

75年、全国の被差別部落の地名や世帯数などを掲載した図書を企業や大学などが購入していたことが発覚。身元調査などに使われたとされ、反対の輪が全国に広がった。弁護士によると、川崎市の出版社は図書のもとになった戦前の調査報告書を手に入れた。2015年ごろから冒頭のような写真や文章を自社サイトに掲載し始めたと言われる。

16年2月には図書の複製を出版しようとしたほか、ネット上には被差別部落の地名リストを公開した。18年ごろから被差別部落を写した動画の投稿が急増。動画や写真を含む投稿は300本を超えた。

「サイトに並ぶ一覧は、地名リストを公開しているのと同じ状態」(弁護士)といい、男性は「私たちが体験してきた就職差別や結婚差別が再び繰り返されてしまう」と恐れる。

地名リストの出版とネット公開をめぐる主な経緯

1975年
全国の被差別部落の地名などを記載した図書が出版され、企業や大学が購入していたことが発覚

2015年末ごろ
川崎市の出版社が各地の被差別部落を撮影した写真や文章を自社ウェブサイトに掲載

16年1月
出版社が図書のもとになった戦前の報告書を電子化し、ネット上に公開

2月
出版社がその報告書の複製版出版を公表

3月
横浜地裁が出版禁止の仮処分決定

4月
横浜地裁相模原支部が地名リストのサイト削除の仮処分決定
部落解放同盟と被差別部落出身者248人が東京地裁に出版とネット公開の禁止や損害賠償を求めて提訴

21年9月
東京地裁が25都府県分の出版禁止やネットの情報削除を命じる

22年11月
グーグル社が、川崎市の出版社の動画約170本をユーチューブから削除

23年6月
東京高裁が原告の主張する「差別されない権利」を認める。出版禁止とネット情報削除の範囲を31都府県分に拡大

(部落解放同盟や弁護士)への取材から作成

た就職差別や結婚差別が再び繰り返されてしまう」と恐れる。一方、出版社は「学術・研究」と付記したり、名称を変えたりして、一連の投稿は「表現の自由であり、権利侵害は起こらない」と主張してきた。

新潟日報

創刊 會社 八一

発行所 新潟日報社

〒950-8535 本社 新潟市中央区万代3-1

〒950-1189 黒崎本社 新潟市西区宮久772

甲第 3 號證 2

5月8日
水曜日

サイトに被差別部落記事

示現舎に削除命令

大阪地裁決定

ウェブサイトに被差別部落の地名や風景の写真などを掲載するのは「差別されない権利」の侵害だとして、掲載された地域に住む大阪府の70代男性が、サイトを運営する川崎市の出版社「示現舎」の宮部龍彦代表に削除を求めた仮処分申し立てで、大阪地裁（井上直哉裁判長）が削除を命じる決定を出したことが7日、

分かった。男性側が同日、記者会見を開き明らかにした。決定は1日付。決定書によると、サイトは全国300カ所以上の被差別部落の写真や解説文を掲載した記事が投稿されている。男性が削除を求める記事では、「部落の寺」「これは同和住宅」などと記していた。

地裁は、記事で地域の秩序や治安に問題があるように示している」と指摘。現在も差別的な誤った認識が根強く残ることを踏まえ、「差別を受けず平穏な生活を送る人格的利益を侵害している」とした。

男性側代理人の南和行弁護士は会見で「画期的な決定だ」と評価。男性は「まだまだ差別はある」と述べ、出版社の代表に損害賠償を求めて、近く大阪地裁に提訴することを明らかにした。

掲載された地域の住民らが「さいたま地裁と新潟地裁に提訴している。」

「大きな励ましに」

解放同盟県連

川崎市の出版社「示現舎」のサイトを巡っては、掲載された県内地域に住む3人と部落解放同盟県連合会（県連）が、同社と宮部龍彦代表に対し記事などの削除や計880万円の損害賠償を求め、新潟地裁に提訴している。

県連の長谷川均執行委員長は、大阪地裁の決定につ

いて「新潟での取り組みにとつて弾みになる。声を上げられない人には大きな励ましになる」と語った。新潟地裁での第1回口頭弁論は24日に開かれる。

令和5年(ヨ)第768号 ウェブサイト削除等仮処分命令申立事件

決 定

大阪府 [redacted] 部落解放同盟大阪府連合会 [redacted] 支部 (気付)

債 権 者 [redacted]

同 代 理 人 弁 護 士 南 和 行

同 中 井 雅 人

債 務 者 宮 部 龍 彦

主 文

- 1 債務者は、別紙投稿記事目録記載の記事を仮に削除せよ。
- 2 債務者は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙投稿記事目録記載の記事及び写真の全部につき、ウェブサイトへの掲載、書籍としての出版、出版物への掲載等の一切の方法による公表をしてはならない。
- 3 債権者のその余の申立てを却下する。
- 4 手続費用はこれを2分し、その1を債権者の負担とし、その余を債務者の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

- 1 主文1項と同旨
- 2 主文2項と同旨
- 3 債務者は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙投稿記事目録記載の記事につき、それに依拠する小説、脚本、講演、上演、戯曲、映画等の二次的創作物を用いた形での公表を一切してはならない。

第2 事案の概要

- 1 事案の要旨

本件は、債権者が、債務者に対し、債務者がインターネット上にアップロードした別紙投稿記事目録記載の記事（以下「本件記事」という。）は、本件記事の表題に記載された地域（別紙投稿記事目録2項に表示された地域。以下「本件地域」という。）が被差別部落であることを特定して暴露するものであって、債権者の人格権を侵害すると主張して、人格権に基づき、(1)本件記事を仮に削除する旨（第1の1。以下「本件記事削除仮処分」という。）、(2)本件記事と同一内容の記事及び写真の公表を禁じる旨（第1の2。以下「本件記事公表禁止仮処分」という。）並びに(3)本件記事の二次的創作物を用いた形での公表を禁じる旨（第1の3。以下「本件二次的創作物公表禁止仮処分」という。）の仮処分を求める事案である。

2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いが無い、掲記の各疎明資料（枝番のあるものは特記ない限り全枝番を含む。以下同じ。）及び審尋の全趣旨により容易に認めることができる。

(1) 当事者等

ア 債務者は、本件記事を掲載したウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）を運営している者であり、合同会社示現社（以下「本件会社」という。）の代表社員である。

イ 債権者は、本件地域に住所を有する者である（甲21）。

(2) 本件記事の投稿等

ア 債務者は、令和3年11月10日、本件ウェブサイトに、「部落探訪」という表題を付して本件記事を投稿した（甲5）。

イ 本件記事は、令和5年8月23日までに、「人権探訪」という表題に改められた（甲1）。同様の表題を付した投稿は、同年10月31日時点で336か所について掲載されている（甲11）。

(3) 本件記事の内容

ア 本件記事は、本件申立時においては、別紙投稿記事目録2項記載の表題が記載されて本件地域が摘示され、「タグ：同和、大阪」などと表示されるとともに、写真33枚（以下「本件写真」という。）及び解説文が掲載されている。

5 イ 本件写真のうち1枚には債権者の自宅が映り込んでおり、本件地域内の墓地の記念碑の写真には、「この墓地が同和事業で整備されたことが、はっきりと書かれている。」との解説文がある。また、解説文中には、債権者が執筆した雑誌記事を引用した箇所がある。

ウ 本件写真のうち1枚には、道路の両端路上に複数の車が駐車している様子
10 子が撮影されており、その直下には「墓地の横の道路には多数の車が放置されていた。中には明らかに廃棄されている車もある。必ずしも住民のものとは限らないが、この場所に駐車禁止標識がなく、幹線道路でもないので、車置き場になってしまっているとのことだ。」との解説文がある。

エ 本件写真のうち1枚には、寺の一角の写真とともに、「一応はここが部落の寺ということになる。」との解説文がある。
15

オ 本件写真のうち2枚には、公衆浴場の写真とともに、「ここから北側に様々な同和施設がある」「都市スラムのような状態になっていた。」などの解説文がある。

カ 本件写真のうち5枚には、市営住宅の写真とともに、「これは同和住宅
20 である。」「住宅内の掲示板には「解放ニュース」が貼られていた。」「入居すると入居者の情報は解放同盟に流れ、解放新聞の購読を求められるという。」などの解説文がある。

キ 本件写真のうち3枚は、本件地域に隣接する地区の写真であり、そのうち1枚には、同地区の本件地域「側の門は長らく残されており「差別の門」と言われていたという。」などの解説文がある。
25

(以上、(3)全体につき、甲1、21)

3 争点

- (1) 被保全権利の有無（争点1）
- (2) 保全の必要性の有無（争点2）

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1（被保全権利の有無）

（債権者の主張）

本件記事は、本件地域を被差別部落と特定して暴露するものである。そして、本件記事には、債権者の自宅建物が映り込んだ写真が掲載され、他に掲載されている写真や記事は、被差別部落が怖い・悪いという印象を与え、部落解放同盟の強い影響を受けているという部落差別を助長する内容のみで構成されており、本件地域に暮らす債権者を差別するものである。したがって、本件記事は、債権者の差別されない権利ないし差別されずに平穏に生活する権利を侵害するものである。

債務者は、執拗に被差別部落をさらし続けているのであって、このような債務者の態度からすれば、債権者の権利侵害を除去・予防すべく、本件記事に関する削除及び差止めが必要である。

（債務者の主張）

本件記事は、本件地域を被差別部落と特定するものではない。そもそも被差別部落は部落解放同盟が作った政治的用語である。また、本件記事は、誠実な事前調査と現地確認を経た上で単に地域についての事実を記載したものであり、本件地域の政策にも影響するなど公益に寄与するものであることが明らかであって、いたずらに地域の状況を暴露する目的によるものではなく、債権者の権利利益を侵害しない。

(2) 争点2（保全の必要性の有無）

（債権者の主張）

本件記事はインターネットを通じて広く公開されており、誰でも閲覧可能

である。債権者の人格権に対する侵害は日々刻々と継続しており、一刻も早く債務者による発信防止措置が取られる必要があり、保全手続による迅速な侵害状態からの回復が行われることが不可欠である。また、債務者が執拗に部落差別を助長する情報を発信し続けていること、債務者による人権侵害の意図が強固であることから、保全の必要性は極めて高い。

(債務者の主張)

本件記事が掲載されてから2年間以上が経過しているが、債権者が懸念するような具体的な権利侵害の事実の一つも確認されていない。債権者の目的は財産の保全ではなく、本件記事を削除させたという実績を得るといっばら政治的なものであるから、緊急性の高いものではなく、保全の必要性は認められない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (被保全権利の有無) について

(1) 本件記事の掲載による債権者に対する人格権侵害の有無について

ア 本件記事が被差別部落の所在を示すものであるかについて

(ア) 本件記事は、表題に本件地域の名称を記載した上で「同和」というタグを付した上で(前提事実(3)ア)、本件地域内の墓地や市営住宅等の施設について同和事業によって整備された旨を摘示し(同イ、オ、カ)、本件地域内の寺を「部落の寺」と摘示したり(同エ)、本件地域に隣接する地区の本件地域側の門を「差別の門」と言われている旨を摘示したりしている(同キ)。加えて、本件記事は、本件地域の道路上に多数の車が放置されている旨や、都市スラムのような状態になっていたという旨の解説文を掲載している(同ウ、オ)。以上によれば、本件記事は、掲載された写真及び解説文が一体となって、本件地域が被差別部落であり、かつ、秩序や治安に問題のある地域である旨を示すものである。

(イ) これに対して、債務者は、本件記事では、本件会社のお問合せフォー

ム宛てに送信されたメール（乙21）を基に、「研究者によればここはそもそも賤民の村ではなく、水平社によってでっち上げられた部落なのだ」と記載しているから、本件記事は本件地域を被差別部落と特定するものではない旨主張し、上記メールにはこれに沿う記載内容がある。

しかし、上記メールによっても、少なくとも本件地域が現在被差別部落と扱われているのであって、本件記事が本件地域を被差別部落であると示すものであるという上記(ア)の認定判断を左右するものとはいえない。債務者の上記主張は採用することができない。

イ 本件記事の掲載が債権者の人格的な利益を侵害するものであるかについて

(ア) 本件記事は、本件地域が被差別部落であり、秩序や治安に問題のある地域である旨を示すものであるところ（上記ア(ア)）、部落差別は我が国の歴史的過程で形成された身分差別であり、制度上の身分差別が廃止されて100年以上経過し、その間部落差別の解消に関する施策が講じられているにもかかわらず、現在もなおその地域の居住者等というだけで否定的な評価をするという誤った認識が根強く残っていること（甲6、7）などに鑑みると、本件記事は、本件地域の居住者等に対する差別を助長するものであり、本件記事が公表されて誰でも容易に閲覧することができる状態になることは、本件地域に居住する債権者に対して、上記認識を基にする差別的な扱いを受けるおそれの中で生活することを余儀なくさせるものである。そうすると、本件記事の掲載は、そのような差別的な扱いを受けるおそれなく平穏な生活を送ることができるという債権者の人格的な利益を侵害するものであるといえる。

(イ) これに対して、債務者は、本件記事は本件地域に住む個人を貶める表現はないし、公開されている図書や行政文書から知ることができる事実、

公共の場所から見える風景写真を掲載しているものにすぎないから、本件記事の掲載は債権者の人格的な利益を侵害するものではない旨主張する。

しかし、上記ア(ア)及び上記(ア)で説示したとおり、本件記事はその写真と解説文を組み合わせて本件地域が被差別部落である旨を示すことによって債権者の人格的な利益を侵害するものであり、これは、公開されている図書や行政文書を引用したり、公道上で撮影した写真を掲載したりしたことによって左右されるものではない。

したがって、債務者の上記主張は採用することができない。

(ウ) また、債務者は、債権者が雑誌「部落解放」及び「部落解放研究」に本件地域が被差別部落であることを紹介しているほか、本件地域が被差別部落だと分かる石碑を自ら設置しているのであるから、債権者は自ら本件地域を部落ないし同和地区として公表してきたのであって、本件記事の掲載は債権者の人格的な利益を侵害するものではない旨主張する。

上記雑誌には本件地域が被差別部落であることがうかがわれる記載があり、本件地域が被差別部落だと分かり得る石碑の設置に債権者自身が関与したことが認められるが(乙12～17、25)、債権者自ら本件地域に居住していることを積極的に明らかにしているわけではなく、本件記事がインターネットを通じて広く公開されることにより受ける債権者の人格的な利益の侵害の大きさを考慮すれば、それらの事実があったとしても、本件記事の掲載による債権者の人格的な利益の侵害がないとはいえず、債権者の上記主張は採用することができない。

(2) 本件記事に係る情報の削除及び公開差止めの可否について

ア 本件記事削除仮処分及び本件記事公表禁止仮処分について

上記(1)で説示したとおり、本件記事の掲載は、掲載された写真及び解説文が一体となって、本件地域が被差別部落であることを摘示して人格的

な利益を侵害するものであり、本件記事がインターネット上に掲載されている限り、不特定多数の者が閲覧できる状況が継続することになり、債権者の人格的な利益の侵害も継続して発生することになるから、債権者は、それを排除するため、本件記事に係る情報の削除を求める権利を有するものと認められる。また、債務者が本件記事の掲載を続けていることや、人格的な利益の侵害を否定して争っていることに照らせば、本件記事に係る情報をいったん削除したとしても、他の方法で本件記事と同内容の記事を公表することが明らかに予想される。そして、そのような公表によって生じた損失を事後に回復することは著しく困難である以上、これを避けるためには、本件記事と同内容の記事の公表を差し止める方法以外の方法は認められず、上記公表の差し止めを求める権利を有するものと認められる。

イ 本件二次的創作物公表禁止仮処分について

本件二次的創作物公表禁止仮処分は、本件記事に依拠する二次的創作物を用いた形での公表を一切禁じるものであるところ、債権者の主張を踏まえても、これが具体的にどのような行為を示すものかは明らかではない。また、上記(1)イで説示したとおり、本件記事は、掲載された写真及び解説文が一体となって債権者の人格的な利益を侵害するものである一方で、本件記事を構成する写真には単なる風景なども含まれていること(甲1)からすると、本件記事に依拠する二次的創作物によって同様に債権者の人格的な利益が侵害されるおそれが高いとは認められない。そうすると、本件記事に依拠する二次的創作物を用いた形での公表の差し止めを求める権利を有するとは認められない。

2. 争点2(保全の必要性)について

(1) 上記1(2)で説示したところに照らすと、本件申立てのうち、本件記事削除仮処分及び本件記事公表禁止仮処分を求める部分については保全の必要性が認められる。

(2) これに対して、債務者は、本件記事の掲載は本件地域の政策にも影響する
など公益に寄与するものであるから、本件申立てのうち本件記事削除仮処分
及び本件記事公表禁止仮処分を求める部分についても保全の必要性はない旨
主張する。

しかし、本件記事削除仮処分及び本件記事公表禁止仮処分は、本件地域に
も影響する個別の政策の当否に係る問題を取り上げること自体を否定するも
のではないから、債務者の上記主張は保全の必要性を左右するものではなく、
採用することができない。

第4 結論

以上のとおり、本件申立てのうち、本件記事削除仮処分及び本件記事公表禁止
仮処分を求める部分については理由があるが、本件二次的創作物公表禁止仮処分
を求める部分については理由がないから、主文のとおり決定する。

令和6年5月1日

大阪地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 井 上 直 哉

裁判官 斗 谷 匡 志

裁判官 岩 佐 圭 祐

(別紙)

投稿記事目録

1 閲覧用URL

<https://jigensha.info/2021/11/10/buraku-247/>

5. 2 タイトル

人権探訪 (247) 大阪府 XXXXXXXXXX

3 投稿日時

令和3年11月10日

以上

これは正本である。

令和6年5月1日

大阪地方裁判所第1民事部

裁判所書記官 田原正



「部落差別助長」と提訴

熊谷の男性と解放同盟県連合会

サイト情報削除求める

川崎市の出版社「示現舎」がウェブサイトに県内の被差別部落地域を訪れた写真などを公開するのは憲法が保障する「差別されない権利」などに反するとして、熊谷市の70代男性と部落解放同盟埼玉県連合会は6日、削除と計880万円の損害賠償を求める訴訟をさいたま地裁に起こした。

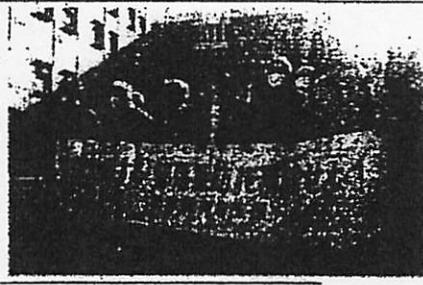
同サイトを巡っては大阪府の男性が先月、記事削除を求める仮処分を大阪地裁に申し立ており、提訴は今回が初めて。

訴状などによると、「示現舎」はサイト上の「人権探訪」と称されたカテゴリの記事内で、県内の被差別部落地域の住宅表札や車両ナンバー、墓石などを掲載。これが部落差別を拡大助長させているとして、差別されない権利や同連

合会員の人格権などの侵害を主張している。

同県連合会も代理人弁護士などによると、同サイトでは2015年ごろから同種記事が公開され始め、現在では全国各地約340地域の被差別部落地域の写真や動画が公開されている。県内ではこれまでに18市町の19地域が取り上げられており、その中には原告男性が居住している地域も含まれていた。

原告男性は同日行われた会見で、自分が住む場所が部落地域にあることを不特定多数に発信されたとして「記事を見た時に煮えくり返る思いがした。許されない行為だ」と憤慨。同県連合会も岡明幸執行委員長は、直近数年間で同様の活動をしている別の発信



さいたま地裁前で横断幕を掲げる原告受審者(16日午後、さいたま市浦和区)

者の存在を明かした上で「記事によって当該地域の方々が差別されるのではないかと恐れている。見過ごすに歯止めをかけることが一番の目的」と語った。

「示現舎」の代表男性は取材に対し、同サイトの一連の記事について、部落地域を訪れてレポートしているだけで、差別に当たるとは考えていない旨を話した上で「詳しくは訴

状が手元になく分からない」とした。

訴 状

2024年1月24日

新潟地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 河 村 健 夫

原告ら訴訟代理人弁護士 近 藤 正 道

弁護士法人一新総合法律事務所（法人受任）

原告ら訴訟代理人弁護士 和 田 光 弘

同 弁護士 上 野 祐

同 弁護士 細 野 希

当事者の表示

別紙当事者目録のとおり

ウェブページ削除等請求事件

訴訟物の価額 金880万円

ちょう用印紙額 金4万6000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告宮部龍彦は、別紙記事目録記載の各記事を削除せよ
- 2 被告宮部龍彦は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙記事目録記載の各記事等につきウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、上演、戯曲、映画化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む）等の一切の方法による公表をしてはならない。
- 3 被告らは、原告らに対し、連帯して、各自220万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え
- 4 訴訟費用は、被告らの負担とする
との判決並びに仮執行宣言を求める。

目 次

第1 事案の概要	6
第2 当事者	7
1 原告ら	7
(1) 個人原告ら	7
(2) 原告部落解放同盟新潟県連合会	7
2 被告ら	8
第3 部落差別の歴史～現在も続く深刻な部落差別～	9
1 同和問題の経緯	9
2 日本国憲法のもとでも継続した差別	10
3 現在も続く部落差別	11
4 「部落地名総鑑」に関する事情	11
(1) 「部落地名総鑑」事件とは	11
(2) 「部落地名総鑑」の行政による回収・廃棄等の措置	12
ア 「部落地名総鑑」事件に対する行政の初期対応	12
イ 法務省による「地名総鑑」の焼却処分	13
第4 新潟県における部落差別の経緯と原告新潟県連が果たしてきた役割	13
1 新潟県内における「部落隠し」「差別隠し」の実態と行政の対応の怠慢	13
2 行政訴訟と原告新潟県連の活動	14
3 部落差別解消法施行を受けての新潟県内の行政の取り組み	15
4 被告官部による差別拡散行為に対する新潟県内の行政の対応	16
第5 被告官部による部落差別拡散行動の経緯	17
1 被告官部による部落差別拡散行動は「部落地名総鑑」事件の延長線上の部落差別であること	17

2	全国部落調査とは	17
3	被告官部による「全国部落調査」公開	18
4	「部落探訪」の増加・拡大	18
5	「部落探訪」の増加・拡大を受けての国の対応（依命通知の発出）	19
6	依命通知に対する被告官部の対応	19
7	司法判断を無視した被告官部による部落差別拡散行動	19
8	被告官部による部落差別拡散行動が執拗かつ悪質であること	20
	(1) 「部落探訪」による全国部落調査裁判の原告への攻撃	20
	(2) Google 社による動画削除と被告官部による動画投稿の継続	21
第6	本件ウェブページ等により個人原告ら及び原告新潟県連の構成員（同盟員） の法益が侵害されていること	22
1	被告官部が本件ウェブページ等を掲載したこと	22
2	本件ウェブページ等の内容	22
	(1) 被告示現舎のウェブサイトにおける「人権探訪」の 카테고리について	22
	(2) 別紙記事目録1（1）（2）、同2（1）（2）、同3及び同4記載の記事等 が個人原告ら及び原告新潟県連の構成員（同盟員）の居住地域を被差別部落と 特定し暴露する内容であること	23
	(3) 別紙記事目録1（3）、2（3）記載の記事等が原告番号1及び原告番号 2の実名等を示してその居住地域を被差別部落と特定し暴露する内容であるこ と	26
	(4) 小括	27
3	本件ウェブページ等が個人原告らの「差別されない権利」を侵害すること	27
	(1) 「差別されない権利」とは	27
	(2) 全国部落調査裁判控訴審判決	27
	(3) 本件ウェブページ等の掲載は個人原告らの差別されない権利を侵害するこ と	29

4	本件ウェブページ等が個人原告らのプライバシーを侵害すること	29
5	原告新潟県連がその構成員（同盟員）のため本件ウェブページ等の削除を求めることが認められるべきであること	30
6	本件ウェブページ等は原告新潟県連の権利（同盟員の人格権を内包する業務遂行権）を侵害するものであること	31
7	別紙記事目録1、同2、同3及び同4記載の各記事の差止請求が認められるべきであること（請求の趣旨第1項、第2項）	31
8	記事掲載の差止めが必要であること	32
第7	本件ウェブページ等により原告新潟県連の法益が侵害されていること	32
1	原告新潟県連の法益（業務遂行権及び名誉権）	32
2	本件ウェブページ等は原告新潟県連の業務遂行権及び名誉権を侵害するものであること	33
(1)	別紙記事目録5（1）記載の記事について	33
(2)	別紙記事目録5（2）記載の記事について	35
(3)	小括	37
3	別紙記事目録5記載の各記事の各記事の差止請求が認められるべきであること（請求の趣旨第1項、第2項）	37
4	記事掲載の差止めが必要であること	37
第8	被告らの損害賠償責任（請求の趣旨第3項）	37
1	被告官部の損害賠償責任	37
2	被告示現舎の損害賠償責任	38
3	原告らに生じた損害	38
4	小括	38
第9	結語	38

請 求 の 原 因

第 1 事案の概要

本件訴訟は、被告宮部龍彦（以下「被告宮部」と言う。）が被差別部落出身者らに対する差別の拡大を意図して作成し公開しているウェブページにおいて掲載された記事及び動画並びX（旧ツイッター）に掲載された記事の削除を求めるとともに、当該記事等の将来に向けた公表の禁止、並びに被告宮部の言動によって原告らに生じた損害の賠償を求めるものである。

原告ら（個人原告ら及び原告部落解放同盟新潟県連合会、並びにその構成員たる個人（同盟員）を言う。）が削除を求める別紙記事目録記載の各記事等（以下「本件ウェブページ等」と言う。）は、原告らの暮らす地域が被差別部落であることをインターネット上で暴露し、それを世間に対し盛んに言いふらすものであり、本件ウェブページ等を見た不特定多数の者が、原告ら当該地域に暮らす者や当該地域に縁がある者を、被差別部落出身者として差別することを惹起させるものである。

本件ウェブページ等が公開されていることで、被差別部落に暮らす個人原告らを含む住民は、自身が暮らす地域が被差別部落であることを24時間365日全世界に曝され、本件ウェブページ等の情報に基づき被差別部落出身者であると特定され、それに基づく不当な取り扱いや、社会的排除といった具体的差別を、いつどのような形で受けるかもしれないとの恐怖の中に身を置かされている。

さらに、後述のとおり、被告宮部の言動も相まって、原告ら個人及び原告らの経営する会社が被差別部落に関わりのあるものであることが明らかとなり、被差別部落出身であることを理由とする差別をより助長する結果となっている。

よって、原告らは、本件ウェブページ等により被差別部落であることが暴露

されている地域に暮らす者として、また、原告部落解放同盟新潟県連合会は自らの活動及び所属する構成員（同盟員）の利益代表者としての立場として、今般、裁判所に対して、本件ウェブページ等の削除・将来に向けた公表の禁止（差止め）を求めるとともに、原告らの法益を侵害する被告官部の行為に対して損害の賠償を求める次第である。

第2 当事者

1 原告ら

(1) 個人原告ら

個人原告ら（なお、被告官部が訴状等書面をインターネット上に晒す危険があり、個人原告らに対する差別が拡散されるおそれがあることから、個人原告については、別紙当事者目録記載の順に原告番号1、原告番号2及び原告番号3と表記する。）は、別紙当事者目録記載のとおり、本件ウェブページ等で被差別部落であることが暴露されている新潟県内の各地域に暮らす者である。

(2) 原告部落解放同盟新潟県連合会

原告部落解放同盟新潟県連合会（以下「原告新潟県連」と言う。）は、部落差別から部落民衆を完全に解放することを目的とする団体（権利能力なき社団）である（甲1・部落解放同盟新潟県連合会規約第2条）。

原告新潟県連は、部落解放同盟中央本部規約に基づき6支部（上越支部（旧高田支部）、小千谷支部、新発田住吉支部、関川高田支部、湯ノ沢支部及び中条支部）にて結成され（同第1条）、全県にわたる部落において、その目的を達成するために活動する部落民をもって構成する大衆団体である（同第3条）。

原告新潟県連の構成員（同盟員）は、部落民と部落民でない者であって原告新潟県連で審議決定し、中央本部の承諾により同盟員になる者で構成され

ている（同第4条）。現在、100名以上の部落民が原告新潟県連の構成員（同盟員）となっている。

原告新潟県連は、国及び新潟県内の動き、新潟県内の市町村の動き・対応を整理した年表（甲2）のとおり、部落民に対する差別廃絶のために、新潟県下における結婚差別・就職差別などの被差別部落問題への取組み、教育現場における人権教育・啓発活動の推進、行政・企業に対する差別解消に向けた働きかけ等を行ってきた。

2 被告ら

- (1) 被告官部は、本件ウェブページ等が掲載されたウェブサイトの管理運営者であり、X（旧ツイッター）のアカウント（神奈川県人権啓発センター）を管理する者である。

被告示現舎合同会社（以下「被告示現舎」と言う。）は、被告官部を代表社員とする合同会社である（甲3・現在事項全部証明書）。

例えば、別紙記事目録1（1）記載の記事等が掲載されたウェブサイトのタイトルである「示現舎」は、被告示現舎の屋号であり、当該ウェブサイトのURLのドメイン名（インターネット上のいわば住所表記）も被告示現舎の屋号のローマ字表記である。なお、被告官部は、以前に、X（旧ツイッター）において「鳥取ループ@示現舎」のアカウントを用いて、被差別部落を特定し暴露する内容の投稿を行っていたところ、そのような被告官部の投稿内容がX社のガイドラインに抵触したことを理由に、同アカウントは凍結されている。

- (2) 被告らは、部落解放同盟ほか248名が原告となって、被告らによる「全国部落調査」復刻出版やインターネット上での公開の差止等を求めた裁判（甲4・東京地方裁判所令和3年9月27日判決・平成28年（ワ）第12785号等、甲5・東京高等裁判所令和5年6月28日判決・令和4年（ネ）第1893号。以下「全国部落調査裁判」と言う。）の当事者

(被告)である。

被告官部は、ウェブサイト「鳥取ループ」を運営する者であるところ、全国部落調査裁判において裁判所が閲覧制限の対象とすることを決定した主張書面や書証を、同ウェブサイト上において公開した。このように、被告官部は、自身の管理運営するウェブサイトにおいて、裁判所が閲覧制限を決定している被差別部落についての裁判記録を取って公開する等の行動により、被差別部落を特定し暴露する情報を拡散する活動を長年にわたり行っている。

そして、被告官部が管理するウェブサイトは、いずれも、その閲覧数や表示数により被告官部に広告収入が発生する仕組みとなっているところ、被告官部は、これら被差別部落を特定し暴露する情報をインターネット上に拡散することを収益化している。

第3 部落差別の歴史～現在も続く深刻な部落差別～

1 同和問題の経緯

いわゆる「同和地区」「被差別部落」と呼ばれる地域、集落がどのような過程で形成されたかについては諸説あるものの、少なくとも江戸時代末期までの時期には、「同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業・住居・結婚・交際・服装等にいたるまで、社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いを受け、人間外のものとして、人格をふみにじられていた」(甲6・同和对策審議会答申 第1部の1「同和問題の本質」)生活を余儀なくされていたのである。

明治政府は、明治4年8月の太政官布告第61号により形式的には制度上の身分差別を廃止したものの、明治19年に統一書式を用いた戸籍変更が行われるまで採用されていた、いわゆる「壬申戸籍」において「元穢多」「元非人」「新平民」などの記載がなされるなど身分解放は不徹底に終わり(なお、「壬

申戸籍」について法務局が閲覧禁止の措置をとったのは、はるか後の1968（昭和43）年のことである）、厳しい身分差別は依然として続いた。

1922（大正11）年3月、全国水平社が結成され、同水平社宣言は「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」「ケモノの心臓を裂く代価として、暖かい人間の心臓を引き裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪われの世の悪夢のうちにも、なお誇りうる人間の血は涸れずにあった」「人の世に熱あれ、人間に光りあれ」と高らかに宣言したが、第二次大戦に突き進む体制の下で弾圧され、部落解放運動は解散させられた。

2 日本国憲法のもとでも継続した差別

第二次大戦の敗戦後、日本国憲法が制定され、憲法14条は同条1項で「すべて国民は、法のもとに平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と平等原則・差別されない権利を明示し、重ねて同条2項及び3項で貴族制度の廃止及び栄典の授与に関する無特権を明記した。憲法22条は職業選択の自由を明言し、憲法24条は婚姻が両性の合意のみに基づいて成立することを宣言し、憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障し（生存権）、憲法26条は学習権を保障した。

しかしながら、部落民に対する差別は依然として存在し、その改善は遅々として進まなかった。

1965（昭和40）年に提出された政府の同和対策審議会答申は、同和問題は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり」「これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と答申した（甲6・2頁）。これは、とりもなおさず、1965年の段階においても、同和問題が未解決のまま放置されている状態を政府が認めたことを意味する。同答申では「明確な同和対策の目標の

下に関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する『特別措置法』を制定すること」が求められ、これを受けて1969（昭和44）年に同和対策事業特別措置法が10年間の時限立法として制定された。

しかし、その6年後である1975年に後述「部落地名総鑑」事件が発覚した。また、新潟県内では、後述するとおり「部落隠し」「差別隠し」と言われる事態が生じ、行政による同和対策の不実施による差別の拡大が生じた。

同和対策事業特別措置法は、数次の延長と改定を経て、2002年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が期限を迎え、国による同和対策事業は終了した。

その後、一般対策の中で同和対策が継続実施されていたが、復刻版全国部落調査の発生を立法事実として、2016年12月に部落差別解消推進法が制定された。

3 現在も続く部落差別

しかしながら、上記対策法の期限による終了は、部落差別が解消されたことを意味するものではなく、現在も広範な形で部落差別は継続しており、結婚差別事件や就職差別事件等の差別事件が発生し続けている。そして、結婚や就職に際して、同和地域出身者であるかどうかを確認すること等を目的として戸籍や住民票を調べるため、戸籍等の不正取得請求が跡を絶たない状況にある。

4 「部落地名総鑑」に関する事情

(1) 「部落地名総鑑」事件とは

1975年（昭和50年）、『人事極秘・特殊部落地名総鑑』がダイレクトメールを使って販売されていることが発覚したのを発端に、「部落地名総鑑」差別事件が明らかになる。後に、「部落地名総鑑」は1種類ではなく、法務省の発表でも8種類にも及んでいることが明らかになるのであるが（以下全てを総称して「部落地名総鑑」という。）、この「部落地名総鑑」には、被差別部落の名称、所在地、戸数、主な職業などが都道府県別に記載され、なか

には新・旧地名を表示したものや、被差別部落の見分け方などが掲載されていたものも含まれていた。「部落地名総鑑」の購入者の数は、上場企業を中心に延べ223社（人）にも達した（購入者数が「延べ」となるのは、同一の「地名総鑑」を2冊購入したり、購入後コピーをしたりした企業があったこと等による。）（甲7・書籍『いま、改めて「部落地名総鑑」差別事件を問う』16頁）。

前述のダイレクトメールの内容、「部落地名総鑑」の作製者や購入者の証言等から、同書が採用において被差別部落出身者を排除するためのものであるのは明らかであった。例えば、第8番目に判明した「部落地名総鑑」の「序文」には、「…不用意にこれらの点に触れると、理由がどのようなものであったとしても、差別の意図があったものと解釈され、厳しい制裁を受けるのが現状です。…採用問題と取組んでおられる人事担当者や、お子さんの結婚問題で心労されている家族の方たちには、仲々厄介な事項かと存じます。このような悩みを、少しでも解消することが出来ればと…本書を作製する事に致しました。」とある（同14頁）。採用面接時の質疑応答によって、被差別部落出身者を採用から排除するのが難しいから、「部落地名総鑑」を利用して「制裁を受ける」ことなく被差別部落出身者を採用から排除するということである。

(2) 「部落地名総鑑」の行政による回収・廃棄等の措置

ア 「部落地名総鑑」事件に対する行政の初期対応

1975年12月15日、「労働大臣談話」が出され、「同和関係住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、その他様々の差別を招来し助長する悪質な冊子が発行され、一部企業の人事担当者に販売される事件が発生したことは、誠に遺憾なことであり、極めて憤りにたえない」として、それまでの国の施策の点検をおこない、企業啓発・指導などを強化する決意が表明された。また同日、総理府総務副長官と法務・文部・厚生・農林・通産・

労働・建設・自治各事務次官連名で、各都道府県知事・各指定都市市長などに宛てて、「…この冊子は…特に同和地区住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、更には、様々な差別を招来し、助長する極めて悪質な文書であると断定せざるを得ない。…住民に対する啓蒙、企業に対する指導について十分な配慮をお願いする。…」という内容の通達を出した。

さらに労働省は、「談話」にとどまらず、経済団体連合など経済6団体に対しても、就職差別をしないように注意する「要請文」を出し、労働省職業安定局長名による業種別民間企業92団体に対する要請文書も出した。

これらは各種報道でも大きくとりあげられ大きな社会問題になった。

イ 法務省による「地名総鑑」の焼却処分

前述の『人事極秘・特殊部落地名総鑑』が1975年末に発覚して以来、法務省は各法務局を通じて購入企業を探し出し、購入ルートなどを調査する一方、各企業が購入した「部落地名総鑑」やチラシを回収し、法務省に集めていた。その後、順次、回収された「部落地名総鑑」等は焼却処分された。

つまり、これら「部落地名総鑑」は社会的に流通してはならないものとして扱われ、そのように取り扱われることで、部落差別を行うことは許されないという当たり前の認識が、社会の中で共有されるようになったのである。

第4 新潟県における部落差別の経緯と原告新潟県連が果たしてきた役割

1 新潟県内における「部落隠し」「差別隠し」の実態と行政の対応の怠慢

1969年7月施行の同和対策事業特別措置法（同対法）に基づき、国は、予算措置を講じて同和対策事業に取り組み、新潟県においても、実施要綱が作られ、新潟県内においても同和対策事業の取り組みが開始した。

ところが、戦前において新潟県内では約300の地域の被差別部落が存在し

たと言われているにも拘わらず、以下の表のとおり、国又は新潟県の実施した調査により把握された同和地区は、1926年時点でも半数程度であり、しかも同対法の施行が近づくとつれ、その数が大幅に減少している。そのため、新潟県内では、多くの被差別地域が法律に基づく同和地区指定がなされず、言わば「部落隠し」「差別隠し」の事態が発生した。

新潟県内同和地区の推移と地区指定数

	1926年	1942年	1958年	1967年	1971年	1975年	1987年
地区数	153	105	59	20	15	18	18
戸数		1246戸		429戸	245戸	269戸	269戸
人数	7919人	6850人	4368人	1813人	983人	1051人	1051人
調査主体	融和事業	新潟県	厚生省	総理府	総理府	総理府	総理府

このような「部落隠し」「差別隠し」の事態が発生した理由として、新潟県内の被差別部落は、一つひとつの規模（戸数）が小さい少数点在であることが多いことから一定の地域を被差別部落と指定することに対する抵抗感が強く、これが影響して「寝た子を起すな」の意識が強いことが挙げられる。

このような新潟県内の意識を受け、県内では多くの被差別部落が同対法に基づく地区指定がなされず、同和対策事業の不実施という行政の怠慢とも言える事態が生じた。

2 行政訴訟と原告新潟県連の活動

以上のような「部落隠し」「差別隠し」を受けた行政による同和対策事業の不実施・怠慢を解消すべく、神林村の▲地区（▲地区は被差別部落地域名である。）の住民が、1984年11月、同和事業に基づく融資が受けられないのは不当であるとして行政訴訟（以下「神林村訴訟」と言う。）を提起した。同地区は、約100戸の新潟県内最大規模の被差別部落であったが、神林村は、同対法に基づく地区指定がなされていないとの形式的な理由で、同和対策事業を拒否したものである。

神林村訴訟の提訴に先立ち、原告新潟県連は、同地区を管轄する支部を立ち上げ、神林村に対して同和対策事業の実施を強く働きかけ、訴訟提起後は、当該訴訟の原告や代理人活動を支援し、同地区をはじめ新潟県全域に向けて神林村訴訟の意義を発信し、勝訴に向けた活動及び訴訟を通じた部落差別解消につながる活動を精力的に行った。

1988年1月、提訴から3年2ヶ月を経て、新潟地方裁判所は、原告側の請求を全面的に認める判決を言い渡した(甲8)。地元新聞社は、「勝利。転げるように地裁の建物から走り出てきた支援団体幹部の声が響いた。小雪舞う地裁の庭で待ち受ける約100人の支援者の歓喜の渦が一気に広がった」と報じ、神林村訴訟の勝訴判決は、訴訟当事者だけの勝利でなく、原告新潟県連の活動の勝利であると周知された。

もともと、神林村訴訟の勝訴判決を受け、個人給付事業は実施されたが、神林村の村議会は、当該地区全体の同和対策事業の実施を拒絶した。このように、司法判断を受けても新潟県内における「部落隠し」「差別隠し」の意識の強さから、同和対策事業の実施が不十分な実態は解消されなかった。

3 部落差別解消法施行を受けての新潟県内の行政の取り組み

2016年12月、部落差別解消推進法が施行された。これにより、現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえて、部落差別を解消するための国及び地方公共団体の責務が明確に規定された。特にインターネット上において、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合には、その情報の削除をプロバイダー等に要請するなどの対応をするなどの取り組みを示している(甲9)。

新潟県は、新潟県人権教育・啓発推進基本方針(第2次改訂版)において、同和問題が重大な人権問題であるとの認識を前提に、匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上で差別的な内容を載せるなどの行為が跡を絶たないと問

題視し、改めて啓発活動の促進、相談体制の充実、学校教育における推進、社会教育における推進、一般政策の推進などの基本方針を定めて、同和地区関係者に対する偏見や差別をなくすために、人権教育・啓発をさらに促進することを決定した（甲10）。

新潟県内の市町村でも、部落差別解消推進法が施行されたことに伴い、同和問題が重大な人権侵害であることを改めて啓発している。例えば、新潟市では、結婚・就職差別、インターネット上の差別、土地差別、差別につながる身元調査が許されない行為とし、『そっとしておけば差別はなくなる』という考え方は、現在、差別を受けている人は、差別がなくなるまで耐え続けなければならないこととなります。また、同和問題について、よく知らない人がインターネット上の誤った情報や差別的な書き込みを見て、それを信じて、偏見や差別意識を持ってしまう可能性があります。」と啓発する（甲11）。

また、新発田市は、「新発田市差別のない人権が尊重されるまちづくり条例」（甲12）を制定し、市及び市民の部落差別の責務を定めている。

4 被告官部による差別拡散行為に対する新潟県内の行政の対応

令和4年3月24日、被告官部が代表を務める「鳥取ループ・示現舎」によるインターネット上の掲載が、新発田市を含む県内15の被差別部落を掲載し、部落差別を拡大に繋がっていることや、東京地方裁判所令和3年9月27日判決により、被告官部のインターネットへの掲載が人権侵害であると認定された後も、被告官部は法務省の指導を無視してプロバイダーを海外に移し、現在もなお閲覧を可能とさせており、その現状に鑑みて、被告官部によるインターネット上の人権侵害事件に対し、速やかな措置を求める意見書が、新発田市議会において全会一致にて可決された（甲12）。

また、被告官部による部落探訪（現：曲輪クエスト）により被差別部落が晒されている県内すべての市町村は、インターネット上の人権侵害事案として、法務局に対し、削除を含む速やかな対応を求める要請を行っている。

第5 被告官部による部落差別拡散行動の経緯

1 被告官部による部落差別拡散行動は「部落地名総鑑」事件の延長線上の部落差別であること

1989年7月、法務省人権擁護局は、発行者及び購入者に対して勧告等の処理を行ったとして、部落地名総鑑事件の処理の終了を宣言した（甲7・36頁）。

しかし、情報の入手先や回収数の点など調査ができていない点が多く、そもそもこの終了宣言時点でも「部落地名総鑑」事件が終了していないことは明らかであった。その後、「部落地名総鑑」のコピーが発見されたり、新たな「部落地名総鑑」が発見されたり、インターネット上に「部落地名総鑑」と類似の情報が流れていることが確認されている。

その延長線上に位置するのが被告官部による全国部落調査を利用した部落差別の拡散行動である。

2 全国部落調査とは

「全国部落調査」とは、昭和11年3月、財団法人中央融和事業協会によって編纂された資料であり、同協会が融和事業の積極的計画化のための基礎資料として、昭和10年頃に各府県（東京府を含む。）に照会して受けた調査報告の内容をまとめたものである。

「全国部落調査」は、その表紙中央付近に「秘」と表記され、「統計表」及び「各府県部落調査」と題する統計資料から構成され、参考表として「大正十年内務省調査全国部落統計表」が添付されている。このうち、「各府県部落調査」は、全国の府県ごとに部落所在地、部落名、戸数、人口、職業（主業・副業）及び生活程度を記載したものである。

被告官部は、手書きであった「全国部落調査」を活字化し、現在地を追記する等して新たに「復刻版 全国部落調査」作成し、出版を試みた。

(甲4・全国部落調査裁判第一審判決8～9頁)

3 被告官部による「全国部落調査」公開

被告官部は、2015年末に「全国部落調査」を発見し、遅くとも2016年1月3日までに「全国部落調査」に記載された情報を自身が管理する同和地区wikiというウェブサイトにて公開を開始し、順次、「全国部落調査」そのものの電子データ、被告官部が編集した「復刻版 全国部落調査」を公開した(甲4・全国部落調査裁判第一審判決8～11頁)。

全国部落調査裁判にかかる出版差止仮処分認容決定が2016年3月28日、同ウェブサイト差止仮処分認容決定が同年4月18日付、全国部落調査裁判の本訴提起が同月19日付であった。その後、前記仮処分決定はそれぞれ保全異議審、保全抗告審において概ね維持されるが、それに伴い被告官部は、示現舎のホームページで投稿している「部落探訪」を増加させていった。

4 「部落探訪」の増加・拡大

被告官部は、2015年12月からウェブサイト上で、全国各地の被差別部落とされる地域に「潜入」し、被差別部落名や所在地を明示し、所在地や特徴が一目でわかるような写真を撮影し、その場所のレポートをする「部落探訪」と称する企画を開始した。2016年3月時点では4か所、同年11月時点で19か所、2017年9月時点でも40か所であったが、その後、2023年10月31日時点で336か所となっている。一覧表である「全国部落調査」を公開しているのと、もはや同じ状態であり、画像や映像を公開している点で権利侵害の程度は「全国部落調査」より深刻と言える。

また、被告官部は、自身が主宰する「神奈川人権啓発センター」のアカウントを使用して、上記「部落探訪」の各部落訪問時の状況を映像化したものを、動画再生サイトYouTubeを使ってインターネット上で誰もが閲覧できるようにした。「部落探訪」では、地元住民に無承諾のまま、地域の家屋の表札や当該地域住民の所有と思われる自動車のナンバープレートなども写真(映像)とし

て配信されている。

5 「部落探訪」の増加・拡大を受けての国の対応（依命通知の発出）

法務省人権擁護局調査救済課長は、2018（平成30）年12月27日付で、法務局人権擁護部長及び地方法務局長に宛てて、インターネット上で特定の地域が同和地区である又はあったことを指摘する情報について、従来は不当な差別的取扱いをすることを助長し又は誘発する目的が存する場合に削除要請等の措置の対象としていたが、かかる目的に基づくものであるか否かにかかわらず人権擁護上許容し得ないものであり原則として削除要請等の措置の対象とすべきである旨の依命通知（甲13）を発出した。同通知は、「〇〇地区は同和地区であった（ある）。」などと指摘する識別情報の摘示は、原則として削除要請等の措置の対象とすべきであるとする。

6 依命通知に対する被告官部の対応

被告官部は、依命通知（甲13）や全国部落調査裁判において証拠提出された木村草太意見書（甲14）を受けての対応として、被告示現舎のホームページ上の「部落探訪」に「学術・研究」の言葉をつけるようになった。もっとも、被告官部は、全国部落調査裁判における当事者尋問において、「皮肉でやっていること」である旨供述し、「学術」目的が単なる僭称であることを認めている。

7 司法判断を無視した被告官部による部落差別拡散行動

被告官部は、全国部落調査裁判提訴後にそれに先立つ仮処分決定の意味を歪曲した上で、仮処分で「全国部落調査」が出版できなくなったので、それに代替するものとして「部落探訪」の掲載を続けていることを認めた。

すなわち、被告官部は、「部落探訪」100回目（2018年11月19日投稿）（甲15）において、「裁判後に掲載数が増えているのは、『全国部落調査』発禁の仮処分に対して保全異議を申し立てたものの結局認められなかったのだが、全国の部落一覧ではない他の出版物については解放同盟がその出版を

ことごとく正当化し、裁判所もそれを認めたので、要は部落の地名を載せること自体は構わないという裁判所のお墨付きが得られたことがある。それに加えて、Kさん等【代理人注：原告の実名記載】が各地でネットに部落名が掲載されていることを批判する講演をしているためか、部落探訪に対するアクセス数が増え、載せれば多数のアクセスがある、鉄壁のコンテンツだからということもある。」と説明した。

2019年11月21日には「法務省人権擁護局や裁判所に止められようと、間接強制金をかけられようと、部落探訪は続けます。そんなことで恐れは止められないのです」とTwitter上で宣言した（甲16）。

全国部落調査裁判については、2021（令和3）年9月27日に第一審判決が、2023（令和5）年6月28日に控訴審判決がそれぞれ言い渡され、いずれも全国部落調査等の出版等を禁止する旨を司法判断が示された（甲4、甲5）。これに対し、被告官部は、全国部落調査裁判の控訴審判決後に、ウェブサイト上でのタイトルを「部落探訪」から「人権探訪」に変更し、最近になり「曲輪クエスト」に変更している。

このように、被告官部は、検索性が高く、広範な人たちがアクセスする可能性のあるインターネットの特性を十二分に認識しながら、この特性を利用して、全国部落調査裁判の仮処分決定や本案判決を潜脱する意図をもって、特定の被差別部落名・所在地、現在の状況等について公開・拡散し続けている。「全国部落調査」という一覧表から特定地区（ひとつの欄）を抽出し、ひとつまたひとつと被差別部落を晒し続けているのであり、「全国部落調査」ないし「復刻版 全国部落調査」を画像や映像つきで公開しているに等しいと言える。

8 被告官部による部落差別拡散行動が執拗かつ悪質であること

(1) 「部落探訪」による全国部落調査裁判の原告への攻撃

被告官部は、全国部落調査裁判の原告にルーツのある被差別部落を選定し、原告名を「部落探訪」に書き込む等の攻撃も行っている。とりわけ中心的な

役割を果たしている原告や本人尋問を実施した原告についてその傾向が強い。

(2) Google 社による動画削除と被告宮部による動画投稿の継続

2022（令和4）年11月30日、動画投稿サイト YouTube を運営する Google 社は、被告宮部が運営する YouTube チャンネル「神奈川県人権啓発センター」に投稿されていた被差別部落の地名や風景を載せた170本余りの動画を削除した（甲17）。削除された動画は、被告宮部が本件ウェブサイト上に掲載している「部落探訪」と称する記事と同内容のものであり、本件ウェブページ等に対応する「部落探訪」動画も同時に削除された。

これに対し、2022（令和4）年11月30日、被告宮部は、「こちらで狭山市▲の動画を公開しました」と記載されたウェブページを、被告示現舎ホームページにて公開する記事のリンクを貼り、続けて「これを期に動画サイト以外でのストリーミング配信を研究していきます。部落探訪は必ず復活します！」とX（旧ツイッター）に投稿した（甲18。なお、▲は被差別部落地域である。）。リンク先の被告示現舎ホームページでは、実際に YouTube では投稿できなくなった「部落探訪」を Cloudflare Stream（YouTube と同様に動画をアップロードし不特定多数のインターネットユーザーに動画を配信することが可能である。）にアップロードして、被告示現舎ホームページ内に埋め込み、被告示現舎ホームページにおいて再生できるようにした。

さらに、2022年12月7日、被告宮部は、被告示現舎ホームページにおいて、前記 YouTube の削除措置と収益化停止措置に伴い新たに動画サイト JINKEN.TV を設立した旨告知するとともに、YouTube では投稿できなくなった「部落探訪」を同動画サイトにアップロードし、被告示現舎ホームページに同動画サイトのリンクを貼り付けた（甲19）。被告宮部は、「神奈川県人権啓発センター以外にも部落探訪をしているチャンネルはあるが、それらの削除は確認されていない。部落と明示しなければ削除されないと思うので、

ぜひ読者も部落探訪を実践し収益化してはどうだろう。部落探訪は不屈、不滅なのである。」と説明し、被差別部落を晒し続けることを宣言、奨励している。

なお、JINKEN.TV のウェブサイト（甲20）は、被告示現舎ホームページと同様、一覧表である「全国部落調査」を公開しているのと同じ状態であり、画像や映像を公開している点で権利侵害の程度は「全国部落調査」より深刻と言える。

このように、被告官部による部落差別拡散行動は、執拗かつ悪質なものであると言える。

そして、次に述べるとおり、被告官部による執拗かつ悪質な部落差別拡散行動のため、原告らの法益が侵害される事態となっている。

第6 本件ウェブページ等により個人原告ら及び原告新潟県連の構成員（同盟員）の法益が侵害されていること

1 被告官部が本件ウェブページ等を掲載したこと

被告官部は、別紙記事目録記載のとおり、被告官部の管理運営するウェブサイト又はX（旧ツイッター）において、本件ウェブページ等をインターネット上に掲載した。

2 本件ウェブページ等の内容

- (1) 被告示現舎のウェブサイトにおける「人権探訪」の 카테고리について
本件ウェブページ等のうち、別紙記事目録1（1）、同2（1）、同3（1）及び同4記載の記事は、被告示現舎のウェブサイトの「人権探訪」というカテゴリーのひとつの記事である。前述のとおり、「曲輪クエスト（人権探訪）」は、どこの都道府県のどこの市町村のどこの住所表記の地域が被差別部落であるかということ、文章と当該地域の写真により特定し暴露する内容の記事を、多数投稿するものであり、本件で言えば、新潟県

内の被差別地域を特定し暴露する内容となっている。

(2) 別紙記事目録 1 (1) (2)、同 2 (1) (2)、同 3 及び同 4 記載の記事等が個人原告ら及び原告新潟県連の構成員 (同盟員) の居住地域を被差別部落と特定し暴露する内容であること

ア 別紙記事目録 1 (1) は、「今回は新発田市の代表的な部落で、▲と呼ばれた地域を訪れた。1928年の記録では18戸の部落とされる。ここは新潟県内でも珍しく、隣保館と教育集会所がセットで存在している。」の書き出しから始まる、文章と写真による記事である (甲 21 - 1。「▲は原告番号 1 の居住する地域を指す差別的な呼称である。))。

そして、隣保館を紹介した後、「同和施設であることがよく分かる。全国的には隣保館には隣保館という名前が付いていないことが多く、同和事業が終わってからは隣保館や解放会館のような施設のほとんどは名称が変えられた。」と記載されている。さらに、「隣保館の周囲は確かに周囲とは若干隔絶感を感じる。」「この辺りは部落の境界近くと考えられるが、新しい家と臭突のある家がある。」の文章と写真を用いて、被差別部落の名残が現存する旨が掲載されている。

そして、別紙記事目録 1 (2) は動画であるが、同目録 1 (1) の記事にリンクが貼られており、これと同内容の動画である。

以上のとおり、別紙記事目録 1 (1) (2) の記事及び動画は、原告番号 1 の居住する地域が被差別部落であることを特定し暴露するものである。

イ 別紙記事目録 2 (1) は、「筆者は新発田市からさらに北東へ進み、胎内市にやってきた。・・・1928年の記録によれば32戸の部落があったとされる。」から始まる、文章と写真による記事である (甲 22 - 1)。

そして、「ここは集落が海岸に平行に展開している。2本の道路があり海岸側のは広く、もう1本の平行道路は狭い。狭いほうが部落の道路である。道巾がちがうのである。」と記載したうえで、「しかし、そのような道路は

見当たらない。そもそも、道路は2本ではなく、4本くらいある。集落は非常に大きくて、何百世帯規模なので、部落があるとすれば、そのうちごく一部であることは間違いない。」と被差別部落の存在を明らかにしている。そのうえで、「新しい墓地を見つけた。ごく一般的な形の墓で、宗派は分からない。『▲』という姓が多いように感じた。」と記載し、当該被差別部落に「▲」姓が多いことを示す内容を記載している（なお、「▲」は原告番号2の姓である。）。

さらに、写真を交えながら「2本の道路というのは■全体のことを言っているのではなく、■の一角のことを言っており、さらにまたその一角が部落ということではないか？ 経験上、部落は行政区画の端っこにあることが多い。」（なお、「■」は原告番号2の居住する地域名である。）「比較的広い道を見つけた。ここが部落でない方の道で、さきほどの空き地の間の道が、部落の中を通る2本目の道ということではないだろうか。」「ふと目をやると、見覚えのあるものが。・・・新潟の片田舎でこのようなものを目にするとは思わなかったが、これで部落がここであることは間違いないだろう。」の文章が記載されている。

そして、別紙記事目録2（2）は動画であるが、同目録2（1）の記事にリンクが貼られており、これと同内容の動画である。

以上のとおり、別紙記事目録2（1）（2）の記事及び動画は、原告番号2の居住する地域が被差別部落であることを特定し暴露するものである。

ウ 別紙記事目録3（1）は、「大阪市立大学による『埼玉県, 山梨県, 新潟県での現地研修記』にはこの部落のことが非常に詳しく書かれている。部落解放同盟が組織されていたのだが、ごく一部の世帯だけで、しかも住民の反感を買って支部長が車のフロントガラスを割られたり石を投げられたりしていたという。」から始まる、文章と写真による記事である（甲23-1）。

そして、被告宮部は、前述の神林村訴訟（甲8）に触れ、「■が同和地区であるか否か真正面から争われたものでない」「神林村が■が部落であることを否認していれば、別の結果が出ていた可能性もある」など、被告宮部の独自の見解を述べる文書を記載している（なお、「■」は原告番号3の居住する地域名である。）。

また、墓地を紹介し、「墓石の名前はことごとく『▲』。部落内の家の表札もほとんどが▲だ。」との文章が記載され、当該地域に「▲」姓が多いと説明し、なぜ「▲」姓が多いのかと自問し、「その理由は、村での言い伝えによれば、もとは『▼』と名乗った平家の落ち武者の一族で、平家方であることが分からないように『▲』に改姓したという。」と説明している（なお、「▲」は原告番号3の姓であり、「▼」は原告番号3の姓を推知させる姓である。）。

さらに、被差別地域に住む人々であることを意味する「タイシ」の言葉を紹介している。

そして、別紙記事目録3（2）は動画であるが、同目録3（1）の記事にリンクが貼られており、これと同内容の動画である。

以上のとおり、別紙記事目録3（1）（2）の記事及び動画は、原告番号3の居住する地域が被差別部落であることを特定し暴露するものである。

エ 別紙記事目録4（1）ないし（24）は、上記アないしウのほか、新潟県内の被差別部落の12の地域に関する文章、写真及び動画である。いずれも、各地域が被差別部落であることを紹介し、街並みや家など個人が特定できるような写真、特徴的な施設や墓地に関する記述が見られる。

原告新潟県連は、新潟県内の被差別地域に暮らす者を構成員（同盟員）とする団体であるところ、別紙記事目録4記載の記事及び動画は、原告新潟県連の構成員（同盟員）の居住する地域が被差別部落であることを特定し暴露するものである。

- (3) 別紙記事目録1 (3)、2 (3) 記載の記事等が原告番号1及び原告番号2の実名等を示してその居住地域を被差別部落と特定し暴露する内容であること

別紙記事目録1 (3) 及び2 (3) の記事は、別紙記事目録5 (1) 記載の下記の記事 (甲25 - 1) に関連して作成されたものである。

URL

https://jigensha.info/2023/03/03/niigata/#google_vignette

タイトル

「この学校にいる 同和地区出身者は 何人だ！」解放同盟と新潟県教育の 異常な関係

当該記事は、被差別部落に居住する高校生がいじめを理由に自死した事案について、原告新潟県連が、新潟県教育委員会に対し、同和教育の充実を求めたことに関する記事である。被告宮部は、原告新潟県連の対応について、「ヤクザみたいに 罵声を 浴びせていた」などの表現を用いて、原告新潟県連の対応を非難する記事を投稿した。

そのうえで、被告宮部は、別紙記事目録1 (3) 記載の投稿を行った。そこには、「新潟県新発田市の一般廃棄物のことなら “■” へ！」(なお、「■」は原告番号1が代表を務める会社名 (甲26) である。)
「この会社の代表者は『この学校の同和地区出身者は何人だ！』の件に関与していた、新発田市▲支部長の▼だんです。事実として申し上げているだけです。」と記載されている (なお、「▲」は原告番号1の居住する地域名、「▼」は原告番号1の実名、「■」は原告番号1が代表を務める会社 (甲26) の実名である。)。この投稿は、原告番号1及び同人の経営する会社が被差別部落の特定の地域に居住・所在することを特定し暴露する内容と言える。

また、被告宮部は、別紙記事目録2 (3) 記載の記事を投稿した。当該

記事は、原告新潟県連による新潟県教育委員会への上記対応について情報公開請求が認められなかったことを非難する記事であるところ、原告新潟県連に事情を聴くとの名目で、原告新潟県連の書記長を務める原告番号2を訪ねるくんだりで、「●書記長に直撃」（なお、「●」は原告番号2の名字である。）の題目を付して「旧中条町を訪れた。『■』という会社がある。▲は直訳すれば『力を与える』ということだが、前に聞いた『焚きつける』という言葉が脳裏に浮かんでしまった。」との記述がある（なお、「■」は原告番号2が代表を務める会社（甲27）の実名、「▲」は同会社名の一部である。）。当該記事を素直に読めば、当該会社と原告番号2にはつながりがあり、原告番号2及び同会社が被差別部落の特定の地域に居住・所在することを特定し暴露する内容と言える。

(4) 小括

以上のとおり、本件ウェブページ等は、限定された地域について、紹介する住宅や墓地等が被差別部落に存在し、そこに暮らす人たちは、被差別部落出身者であったり、部落解放運動に取り組む同盟員であったり、あるいは部落解放同盟に強い影響を受けている人たちであることを特定し暴露するものであって、これら地域に暮らす人や縁がある人に対する部落差別を助長し拡散する内容で構成されているものと言える。

3 本件ウェブページ等が個人原告らの「差別されない権利」を侵害すること

(1) 「差別されない権利」とは

「差別されない権利」とは、憲法上保障された基本的人権であり、私人間においても不当に侵害されない人格権を構成する利益である。

さらに、「差別されない権利」に基づく人格権は、歴史的に人が作り出した差別であり現在まで未だ解放されていない部落差別について法律上保護されるというべきである。

(2) 全国部落調査裁判控訴審判決

全国部落調査裁判控訴審判決（甲5）は、「憲法13条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法14条1項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めており、その趣旨等に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益であるというべきである。」とし、被差別部落所在地情報の公表により被差別部落出身等を理由に差別を受けるおそれがある者は、前記人格的な利益に基づき、被差別部落所在地情報の「公表の禁止や削除、損害賠償といった法的救済を求めることができるものと解される。」と判示した（同22～24頁）。

同控訴審判決は、その権利侵害の判断について、「①上記のとおり、部落差別は我が国の歴史的過程で形成された身分差別であり、明治4年の太政官布告により制度上の身分差別はなくなったものの、今日においてもなお本件地域の出身等であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が解消されていないことから認められる当該問題の根深さ、②本件地域の出身等であるという理不尽、不合理な理由に基づく不当な扱い（差別）がこれを受けた者のその後の人生に与える影響の甚大さ、そして、③インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあること（認定事実(2)ア）等に鑑みると、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活

を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない以上、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、上記の人格的な利益を侵害するものである。」と判断した（同22～24頁）。かかる権利侵害は、本件のように特定の被差別部落を摘示し、同被差別部落の画像や動画をインターネット上で公開している本件でも同様である。

(3) 本件ウェブページ等の掲載は個人原告らの差別されない権利を侵害すること

個人原告ら及び原告新潟県連の構成員（同盟員）の自宅は、本件ウェブページ等により被差別部落であることを特定され暴露されている当該地域の中に存在する。

そして、本件ウェブページ等が紹介する地域を差別する内容のみで構成されているとおり、本件ウェブページ等は、当該地域に暮らす原告らを差別するものであるから、本件ウェブページ等は、原告らの基本的人権である「差別されない権利」に基づく人格権を侵害するものである。

4 本件ウェブページ等が個人原告らのプライバシーを侵害すること

本件ウェブページ等は、個人原告らを含む地域住民（部落民）の合意を得ることなく、それらの者の住宅及びその周辺を撮影して、その地域を「被差別部落である」と特定して晒しているものであり、それらの者のプライバシーを侵害している。原告番号1及び原告番号2については、氏名とその経営する会社の名称が実名をもって晒されており、プライバシー侵害の程度は甚だしいと言える。

対して、原告番号3及び原告新潟県連の構成員（同盟員）については、本件ウェブページ等において、個人名や個人宅を記載して特定しているわけではない。しかしながら、それらの者の住所を既に知っている者にとっては、それらの者が被差別部落と関連がある「被差別部落民」であることが判明する（いわ

ゆる「石に泳ぐ魚」事件・最高裁平成14年9月24日第三小法廷判決参照)。現在もなお社会内に残存する不当な部落差別を前提とした場合、被差別部落民としてインターネット上に表示されることは公開を欲しない情報と言え、本件ウェブページ等が原告番号3及び原告新潟県連の構成員(同盟員)のプライバシー権を侵害するものであることは明らかである。

部落差別は、差別を受ける者が「被差別部落」ないし「同和地区」という特定の地理的な範囲を有する場所に居住している、あるいは、その出身であるなどの系譜的な関係があることを理由とする差別である。そのため、個人の住所を既に知っている者はもちろんのこと、住所を正確には知らないがどの地区に住んでいるかは知っている者にとっても、本件ウェブページ等の記事を見れば特定の個人が被差別部落民としてインターネット上に表示されていることが判明する。よって、本件ウェブページ等は、たとえ個人名や個人宅を明示的に記載していないものであったとしても、その地域に暮らす特定の個人のプライバシー権を侵害することに違いはない。

5 原告新潟県連がその構成員(同盟員)のため本件ウェブページ等の削除を求めることが認められるべきであること

前述のとおり、本件ウェブページ等は、個人原告らの差別されない権利及びプライバシー権を侵害するだけではなく、個人原告ら以外の原告新潟県連の構成員(同盟員)の差別されない権利及びプライバシー権を侵害するものである。

個人原告ら以外の原告新潟県連の構成員(同盟員)は、本来であれば本件訴訟に原告として加わり、自身の居住する地域が被差別部落地域であると特定する本件ウェブページ等の記載の削除等を求めたい気持ちを有している。しかし、本件訴訟に原告として加わることで、自身や親族が差別を受けたり、これまでも裁判に関わる資料等をインターネット上で晒してきた被告宮部から自身や親族の情報をさらに晒されることを危惧し、本件訴訟において原告となることができなかつた。差別を恐れ、原告に加わることができないことを非難する

ことはできず、やむを得ない面がある一方で、訴訟を提起できないことによつて、被告官部による部落差別の助長・拡散（本件ウェブページ等の公開）が野放しとなる結果は著しく正義に反する。

ところで、原告新潟県連は、部落差別からの解放を目的とし、その目的達成のため新潟県内の部落民をもって構成する大衆団体であり（甲1・第2条、第3条）、その構成員（同盟員）の権利利益を代表する者である。

そして、本件ウェブページ等は、新潟県内における被差別部落をインターネット上で晒し、部落差別を助長し拡散するものであること、そしてその構成員（同盟員）の「差別されない権利」ないしプライバシー権を侵害するものであることは明らかであるから、その削除を求めることは、原告新潟県連の目的に適うものであるとともに、その構成員（同盟員）の総意である。原告新潟県連の構成員（同盟員）は、自身の差別されない権利ないしプライバシー権を護るため原告新潟県連に加入しているのであって、自身の法益保護につながる本件ウェブページ等の削除請求による不利益は存在しない。

そのため、原告新潟県連は、個人原告以外の構成員（同盟員）のため、本件ウェブページ等の削除を求めることができるものと解すべきである。

6 本件ウェブページ等は原告新潟県連の権利（同盟員の人格権を内包する業務遂行権）を侵害するものであること

原告新潟県連の部落差別の解消を求める活動は、その構成員（同盟員）の総意に基づき行われており、原告新潟県連が、その構成員（同盟員）の代表者として活動している。前述のとおり、本件ウェブページ等によつて、個人原告以外の原告新潟県連の構成員（同盟員）の人格権が侵害されている。そして、原告新潟県連は、これら会員である構成員の人格権を内包する「業務」上の権利を有するものと解すべきである。

7 別紙記事目録1、同2、同3及び同4記載の各記事の差止請求が認められるべきであること（請求の趣旨第1項、第2項）

以上のとおり、被告官部による本件ウェブページ等の掲載は、原告ら及びその経営する会社の所在する場所が、被差別部落地域であることを特定し暴露するものであり、個人原告ら及び原告新潟県連の構成員（同盟員）の権利または法律上保護される利益である差別されない権利及びプライバシー権を侵害するから、原告らは、被告官部に対し、人格権に基づく差止請求として、本件ウェブページ等のうち別紙記事目録1、同2、同3及び同4の削除、及び、それらの掲載の禁止を請求することができるものと言うべきである。

8 記事掲載の差止めが必要であること

後述のとおり、被告官部は、全国部落調査裁判の第一審及び控訴審の各判断に関わらず、部落探訪（「人権探訪」の名称変更を経て、現在は「曲輪クエスト」）の掲載を継続し、インターネットを通じた部落差別の拡大の意図は極めて強固であると言える。言うまでもなく、部落差別が助長され拡散される結果は甚大な人権侵害であり、回復困難な被害と言える。

よって、別紙記事目録1、同2、同3及び同4記載の記事等の掲載の差止めが認められるべきである。

第7 本件ウェブページ等により原告新潟県連の法益が侵害されていること

1 原告新潟県連の法益（業務遂行権及び名誉権）

(1) 原告新潟県連は、部落差別から部落民衆を完全に解放することを目的として、主として部落民から構成される権利能力なき社団である（甲1）。

そして、原告新潟県連は、その目的を遂行するため様々な活動を精力的に行っているところ、その業務の遂行に著しい支障を及ぼす違法な侵害行為に対して差止めを請求することができるものとして、その業務遂行権が法益として認められるべきである。

(2) この点、法人の業務遂行権を根拠に、施設を暴力団組事務所等としての使用差止め仮処分を肯定した裁判例として、京都地裁平成29年4月27

日判決・判例秘書L07250424が参考となる。

同裁判例は、「法人の業務は、固定資産及び流動資産の使用を前提に、その業務に従事する自然人の労働行為によって構成されているところ、法人の業務に対する妨害が、これら資産の本来予定された利用を著しく害し、かつ、業務に従事する者に受忍限度を超える困惑・不快感を与えるときは、これをもって法人の財産権及び法人の業務に従事する者の人格権の侵害と評価することができること、使用者である法人は、業務に従事する者が上記の受忍限度を超える不安を生ずる事態に曝されないよう配慮する義務を負っていることに加え、業務が刑法上も保護法益とされ、その妨害が犯罪行為として刑罰の対象とされていること（刑法233条、234条）等に鑑みると、当該法人が現に遂行し、又は遂行すべき業務は、当該法人の財産権やその業務に従事する者の人格権をも内容に含む総体としての保護法益（被侵害利益）といえることができる。」と判示している。

この法理は、原告新潟県連の業務についても当てはまるものであり、その業務の遂行に著しい支障を及ぼす違法な侵害行為に対して差止めを求めることができる法益としての業務遂行権が認められるべきである。

- (3) さらに、原告新潟県連は、一定の社会的地位に基づき活動を行っている団体であることから、その社会的評価は法律上保護されるべきものであって、その名誉権を違法に侵害する行為に対して差止めを求めることができることは当然である。

2 本件ウェブページ等は原告新潟県連の業務遂行権及び名誉権を侵害するものであること

(1) 別紙記事目録5（1）記載の記事について

被告宮部は、令和5年3月3日、別紙記事目録5（1）記載の記事をウェブサイトに掲載して、原告新潟県連の業務遂行権及び名誉を侵害した（甲25の1）。

すなわち、当該記事は、「少なくともここ10年新潟県で県立高校を中心に、部落解放同盟新潟県連合会によって、教員に対する見せしめのような糾弾が何度も行われている。糾弾の場では、解放同盟側が学校側に同和地区の生徒の人数と地区名等を学校に答えさせ、生徒個人のプライバシーに関わるような事柄まで、当たり前のように解放同盟側に伝えられている。」の記載から始まる記事である。当該記事では、原告新潟県連の活動について、概要「ヤクザみたいに罵声を浴びせて質問して答えさせていた」「このような事が繰り返されている」「荒川高校だけではない新潟県の教育界で 相次ぐ糾弾」「解放同盟が学校にトラブルを持ち込み、その責任を学校に押し付けているようにしか見えない」旨が記載されている。

このように、当該記事は、記事全体として、「ヤクザ」という反社会的勢力を意味する表現を用いながら、学校や教育委員会に対して不当な糾弾行為を繰り返し、トラブルを引き起こしている旨を発信する内容である。このような内容は、教育委員会等と協力して同和教育の充実や同和問題の啓発を図り、部落差別からの完全な解放を実現しようとする原告新潟県連の活動に対して著しい支障を及ぼすものであり、到底これを受忍できるものではないから、記事全体として、原告新潟県連の業務遂行を違法に侵害するものである。さらに、当該記事に用いられている「ヤクザ」等の表現は、一般人をして、原告新潟県連が違法・不当な方法を用いて活動したと誤認させるに十分であり、原告新潟県連の社会的評価を低下させるものであって、その名誉権を侵害することは明らかである。

実際に、当該記事を見た者は、「相変わらず解放同盟さんは暴力団のような言動で脅しをされているのですね。もっともこの団体にとって部落差別がなくなってしまうたらうくないんですね。そうなれば飯の種がなくなってしまうのですから。差別をなくしたいならば普通ならばわざわざ大騒ぎせず、静かにしている事こそ大切なのだと思いますが、どうなのでしょう？」

「この方達が存在するうちは、絶対に部落差別という言葉はなくならないと思います。」との書き込みが確認できる。このコメントに対し、被告官部は「全くです！」と返信をしている（同16頁）。

このように、当該記事の掲載は、原告新潟県連が、あたかも反社会的勢力のような活動を行っているような誤った認識を植え付け、原告新潟県連に対する偏見や差別意識を有する結果となっており、ひいては原告新潟県連の活動に著しい支障を及ぼすとともに、その名誉を侵害する結果となっている。

よって、当該記事は、記事全体として、原告新潟県連の業務遂行権及び名誉権を侵害するものであると言える。

(2) 別紙記事目録5(2)記載の記事について

被告官部は、令和5年9月11日、前記(1)の続報の記事として別紙記事目録5(2)記載の記事をウェブサイトに掲載して、原告新潟県連の業務遂行権及び名誉をさらに侵害した(甲25の2)。

すなわち、当該記事は、冒頭に前記(1)の記事を紹介したうえで、新潟県に対する情報公開請求が認められなかったことに触れた後、「同和に怯える新潟県の教職員・公務員」と題し、「教職員の間では、モンスターペアレント、苦情電話と並んで、部落解放同盟もクレーマーの1つという認識である。」

(同7頁)と記載する。さらに、当該記事では、「新潟県では、ワタリとかたいしといったことは、あえて寝た子を起こさないようにしていて、忘れていけばいいと思っていたし、そうなると思っていた。しかし、国の同和政策が終わる間近頃になって、関西から来た人間が焚き付けたのです。」「『解放同盟のやってきたことは犯罪、自分たちは被害者だ』実際、おそらく新潟県の公務員の多くは解放同盟に対し、面従腹背で、本音はこのようなのだ」等と記載されている(同8～9頁)。

このように、当該記事は、「クレーマー」という正当な理由のない理不尽な要求や苦情を申し入れる者を意味する表現を用いていることや、原告新潟

県連の行ってきた活動が犯罪であって被害者を生む結果となっている旨を記載するものである。このような内容は、記事全体として、原告新潟県連の活動に対して著しい支障を及ぼしており、到底これを受忍することはできないから、原告新潟県連の業務遂行権を違法に侵害するものである。さらに、当該記事において用いられている表現は、一般人をして、原告新潟県連があたかも理不尽な要求等を行っているかのような印象を植え付けるものであるとともに、「犯罪」と記載することによって、一般人をして、原告新潟県連が違法な活動を行ってきたと誤認させる表現であるから、原告新潟県連の名誉権を侵害することは明らかである。

また、被告宮部は、令和5年9月3日、原告番号2の事務所、作業場及び自宅に突然訪れて、写真を撮り、それを前記記事に続けて掲載した上で、『■』という会社がある。▲は直訳すれば、『力を与える』ということだが、前に聞いた『焚き付ける』という言葉が脳裏に浮かんでしまった。」と記載した（同10頁。なお、「■」は原告番号2が代表を務める会社名、「▲」は会社名の一部の記載である。）。

被告宮部は、原告新潟県連の役員の会社名を写真と共にあえて記載し、原告新潟県連が、同和問題をけしかけているといった意味で「焚き付ける」という言葉を記載している。しかし、同和問題は、原告新潟県連の活動により発生した問題ではなく、100年以上前から今現在も根深く存在する人権問題である。よって、当該記載は、明らかに歴史的事実と反するものであると同時に、原告新潟県連の活動によって部落差別をけしかけている旨の当該記載は、部落差別からの完全な解放を目的とする原告新潟県連の活動に相容れないものであって、原告新潟県連の業務遂行に著しい支障を及ぼすとともに、その名誉を侵害することは明らかである。

よって、当該記事は、記事全体として、原告新潟県連の業務遂行権及び名誉権を侵害するものであると言える。

(3) 小括

以上のとおり、被告官部の別紙記事目録5(1)及び(2)記載のウェブページの掲載は、不特定多数の者に対し、一般人をして、原告新潟県連の社会的評判を低下させる記載であり、原告新潟県連の名誉権を侵害する。

3 別紙記事目録5記載の各記事の各記事の差止請求が認められるべきであること（請求の趣旨第1項、第2項）

以上のとおり、本件ウェブページ等のうち別紙記事目録5記載の記事は、原告新潟県連の業務遂行権及び名誉権を侵害するから、原告新潟県連は、被告官部に対し、これの削除、及び、それらの掲載の禁止を請求することができるものと言うべきである。

4 記事掲載の差止めが必要であること

被告官部が、原告新潟県連の活動に対して強い悪感情を抱き、その役員である原告番号1や原告番号2の実名を用いて記事にしていることから明らかなどおり、被告官部は、執拗に、原告新潟県連の業務遂行を攻撃し、誹謗中傷し、今後ともこれが繰り返される蓋然性がある。そして、業務遂行や名誉に対する侵害は、その回復が著しく困難であり、これがインターネット上における侵害行為であることを考慮すれば、仮に別紙記事目録5記載の記事の掲載が繰り返されれば、原告新潟県連に対して回復困難な損害を与えるものと言える。

よって、別紙記事目録5記載の記事の掲載の差止めが認められるべきである。

第8 被告らの損害賠償責任（請求の趣旨第3項）

1 被告官部の損害賠償責任

前述のとおり、被告官部が本件ウェブページ等を掲載して、個人原告らの差別されない権利及びプライバシー権を侵害し、原告新潟県連の業務遂行権及び名誉権を侵害した行為は不法行為に該当するから、被告官部は、原告らに対し、不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

2 被告示現舎の損害賠償責任

被告宮部は、被告示現舎の業務執行社員であり、かつ代表社員である（甲3）。前記1の被告宮部の不法行為は、被告示現舎のホームページを用いており、被告宮部の一連の行為は、被告示現舎の業務執行と言えるから、被告示現舎は、使用者責任として、原告らに対して損害賠償責任を負う。

3 原告らに生じた損害

原告らに生じた損害（個人原告については慰謝料、原告新潟県連については社会的評価が低下したことによる損害）は、各自、金200万円を下回らないものと言うべきである。また、本件訴訟を提起するに必要となった弁護士費用相当額として、各自、金20万円が損害として認められるべきである。

4 小括

以上の次第であるから、被告らは、原告らに対し、不法行為に基づく損害賠償責任として、連帯して、各220万円を賠償すべき責任を負う。

第9 結語

よって、原告らは、被告宮部に対し、人格権、業務遂行権及び名誉権に基づく請求として、本件ウェブページ等の削除及びその掲載の差止めを求めるとともに、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、原告らの被った損害の賠償を求めるものである。

以上

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

1 訴状副本

2 通

サイト上に被差別部落情報

削除求め示現舎を提訴

県内男女や解放同盟県連

新潟地裁

ウエブサイト上に被差別部落を特定する記事や写真、動画に掲載するのは、差別されない権利」に反するな」として、掲載された地域に住む新潟田市の長谷川サナエさん(78)ら3人と部落解放同盟県連(県連)が24日、川崎市の出版社「示現舎」と同社の宮部龍彦代表(45)に対し、記事などの削除や計880万円の損害賠償を求めて新潟地裁に提訴した。

他に提訴したのは、胎内市の男性と村上市の女性。記事を巡っては、削除を求める仮処分申し立てが大阪地裁、訴訟がさいたま地裁で提起されている。訴状によると、宮部代表は2015年12月からサイト上で「部落探訪」(現「曲輪クエスト」と称し、全国各地の被差別部落とされる地域を訪れ、記事や写真、動画を掲載。県内では新潟田市などの15地域で住宅やその周辺を撮影し、差別的な呼称や被差別部落と特定



被差別部落を特定する記事の削除などを求め、新潟地裁に提訴した原告団の記者会見 24日、新潟市中央区

原告側は、差別されない権利のほか、県連の名誉権も侵害されたと主張。記事や動画の削除と差し止めを求めている。

提訴後に新潟市中央区で記者会見した長谷川原告団長は「記事に動揺した。このような人がいて残念だ。家族の命と生活を守るために闘いたい」と述べた。提訴を受け、宮部代表は取材に対し「記事では事実を書いたままで、訴えられるのはおかしい」と話し、争う構えをみせた。

被差別部落記事訴訟期日取り消し

手続き停止「引き延ばし」

本県原告ら出版社批判

ウェブサイト上の記事で住む地域が被差別部落だと特定された県内の3人らが記事削除を出版社などに求めた訴訟で、原告弁護士と部落解放同盟県連合会が24日、新潟市中央区の県弁護士会館で報告集会を開くと批判した。

この訴訟では、被差別部落を特定する記事などを掲載するのは「差別されない権利」を侵害するなどとして、川崎市の出版社「示現舎」と同社の代表を相手取り1月に提訴した。出版社側が忌避を申し立てたため、訴訟手続きが停止している。新たな期日は未定。24日の集会には原告や支援者ら約80人が参加した。掲載地域に住む、原告団長

の長谷川サナエさん(78)は「新発田市は、自身が代表を務める会社の全景も掲載されているとして「孫や子、従業員を守る責任がある。私が元気なうちに何とか結審してほしい」と声を震わせた。弁護士代表の河村健夫は「出版社側の対応を批判した上で「われわれとしては時間ができた。論点についてより質を深めて準備をしていく」と語った。